

理 事 会

日 時 平成20年 5 月 27 日（木） 12時30分～
場 所 レベル21 東京會館 シルバールーム
東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネットビル21階
電話（03）5255-1515

<議 案>

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件
第2号議案 理事会運営体制の件
第3号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成20年 5 月 27 日（木） 14時～16時
場 所 レベル21 東京會館 スタールーム
東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネットビル21階
電話（03）5255-1515

<議 案>

第1号議案 平成19年度事業報告に関する件
第2号議案 平成19年度収支決算報告に関する件
第3号議案 会員の動向に関する件
第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
第5号議案 平成20年度事業計画案に関する件
第6号議案 平成20年度収支予算案に関する件
第7号議案 役員改選に関する件
第8号議案 その他

以 上

平成 19 年度事業報告

概 況

平成19年度を顧みると、一部の輸出関連産業に支えられ緩やかな景気回復局面が続いたものの、米国のサブプライムローン問題による国際金融の緊迫から急速に景気の停滞感を強め、年度末には米国の景況悪化と円高、株安、原油高を背景に先行き懸念が一気に拡大した。

流通業界においては、少子高齢化に伴う総市場の縮小傾向から、量から質へのより高い付加価値追求の動きも目立ったが、伸び悩む所得などを背景に依然として根強い低価格志向が続き、また店舗過剰という流通業を巡る構造的問題が吹き出し競争が一段と激化した。

食品業界では世界的需要構造の変化から穀物価格が急騰し、これに原油高等による副材料費の高騰が加わり、もはや企業努力によるコストアップの吸収も限界点まで達し、多くの食品メーカー群で価格の改定が発表された。さらに偽装表示などの食品不祥事が連鎖的に発生し、消費者の食に対する安心や信頼を損なうような事案もあり本当に厳しい経営環境の年度であった。

このような状況にあつて、弊協会の事業活動は、協会設立30周年という大きな節目を迎え、経営環境の改善を最優先テーマに「政策委員会」を組織の枢軸として主体的に活動を行った。

各支部においても、新たな活動も加え順調に事業計画を実践できたものとする。

こうした活動が行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や農林水産省をはじめとする諸官庁の適切など指導とご協力、加えて(財)流通開発センター・全国卸売酒販組合中央会・(社)日本缶詰協会・日本製缶協会・(社)日本パインアップル協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたるご配慮があったからに他ならない、あらためて御礼を申し上げます。

以下事業別に概観し、その後に個別事業別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

小売業の専用センター装備率の上昇、センター物流の対象カテゴリーの拡大といった今日的現象は、我々卸側にセンターフィの支払い負担の急増という深刻な事態をもたらし、卸の収益基盤を激しく揺さぶっている。「政策委員会・食品取引改善協議会」は、この問題を業界の最大優先課題に位置づけし、小売業の物流スタンス、センターフィ問題の解決の方向性を示す、「**流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」**」をまとめ業界に提言した。

平成21年度から施行される「改正薬事法」における「登録販売者」制度に関する要望書をまとめ厚生労働省に提出した。これは、一般医薬品取扱いに対する安全性を確保した上で、既に構築されている食品流通のインフラを活用する事で安定的に医薬品の供給が可能になるのではいかという提案内容である。

環境問題では、環境関連法律の改正に対応して、平成11年度に策定した、「**加工食品卸売業における「環境自主行動計画」**」を見直し「**新環境自主行動計画**」をまとめた。また同時に平成16年に策定した、「**加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について**」と平成17年に策定した「**食品リサイクル法への対応ガイドライン**」の改正版を作成した。

公正取引問題では、サプライチェーン全体としてのシステムの制度を実現するため、また、公正取引の推進と卸機能の正当性を主張するためにも、メーカーの取引制度に対応した、小売業向

けの取引制度を卸売業として主体的立場から構築すべきとの考えから“小売業との「新取引制度」の構築に向けて”をまとめるべく活動した。

EDIの分野においては、メーカー・卸間のデータ処理を普及すべく、従来の日食協フォーマットより簡便なWeb-EDIシステムの可能性について調査研究を行った。

物流問題関連では、物流インフラを推進し流通の効率化に取り組むべく即席麺メーカーの配送実態を調査し、パレット積み配送のあり方を検討すべく(社)日本即席食品工業会様に**物流合理化に関するお願いの件**を提出した。

商品開発研究会では、今年度も幹事有志企業が商品クレームの情報を持ち寄って内容分析を行い、消費者の今日的関心事である食品の安全・安心についての対応策について研究した。

法務研究会では、「信用取引制度の概要について」「下請法の実務対応について」「循環取引について」「株式の電子化に伴う担保権の対応について」等を議題として各社の対応策について意見交換を行った。

労務管理研究会では、「改正労基法の対応について」「パートタイマーの活用状況」「障害者の採用実態について」「メンタルセルフチェックシステムについて」「高年齢者雇用安定法と継続雇用制度について」「改正男女雇用機会均等法の対応状況について」等を議題として今日的食品流通業における労務管理問題の研究を行った。

支部活動では、**関東支部流通業務委員会**が今年度も継続事業として「物流コスト」「返品実態」「物流動向」「在庫回転状況」について調査し各担当企業が分析報告を行った。

Ⅱ．普及・啓発・実践事業

本部の活動としては、各支部の総会時における本部活動報告の場面で、事業活動の成果物冊子を資料として活用し「価格制度の再構築への提言」「食育と食品選択のためのハンドブック」「平成18年度の食品流通産業における取引慣行の実態調査に関する報告書」「改正省エネ法への対応ガイドラインの運用ルール」等について説明を行い普及・啓発に努めた。

また、**情報システム研究会**では全国卸売酒販組合中央会と酒類・加工食品データベースセンターの3者共催で10月30日に**情報システム研修会**を開催し「**経営コスト削減のキーである標準化推進**」「**ITを活用した新しい夢のビジネスモデル**」等、時流にマッチした内容の研修を行った。**商品開発研究会**は人間力の向上を目指して国民的運動をしている「食育」をテーマに「くだものと食育」という演題で講演会を開催した。

この他、研修事業として**関東支部**が6月6日、**中国支部**が6月8日、**九州・沖縄支部**が6月12日、**東海支部**が6月19日、**北海道支部**が7月9日、**四国支部**が7月10日にそれぞれ支部総会時に講演会を開催した。また、**東北支部**は10月26日、**北陸支部**は11月13日、**関東支部**は11月20日、**近畿支部**は2月12日に研修会を開催した。

また、**環境問題対応W・G**は9月11日、千葉市中央区川崎町のジャパン・リサイクル株式会社を訪問し、廃棄物処理装置の研修を行い、12月7日には横浜市鶴見区生麦のキリンビール横浜工場を訪問しキリンビールが取り組んでいる環境マネジメントについて研修を行った。

実践事業としては、**フーズロジスティクスネットワーク(株)**(略称:FLN)は、足利市に拠点を移転し取扱メーカー27社、物量480万ケース(一日平均15,000ケース)の運営規模となる。

Ⅲ. 本部活動

関連省庁からの周知徹底事項などの情報を効率的に伝達すべく、日食協のホームページ上に「お知らせ欄」を設けているが、今期は10項目の関連情報を掲載した。また、より情報交流の迅速化を図るためメールによる情報配信体制を構築した。

(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センターが事務局を務めるJEDIC(EDI推進協議会)活動に入会してEDI(電子データ交換)の普及・国際交流とビジネスプロトコル等の標準化に取り組むこととした。

(財)食品産業センターが事務局となって運営実施している「全国食料産業クラスター協議会」に加入して、食料産業クラスター事業に係わる情報やクラスターで開発された商品の販路拡大に役立つ諸情報の収集ができる会員専用サイトにアクセスできる情報体制を整備した。

酒類・加工食品データベースセンター(略称:SKDBC)の事務局業務を継続して受託してきたが、組織の発展的解散の決議により清算業務を行い全て清算終了した。

公益法人制度改革の対応については、公益法人制度改革特別セミナー等に参加して新制度への移行準備とその留意点についての情報を享受した。

事業担当別活動状況

総 務 関 係

[監査]

上半期(平成19年4月1日～19年9月30日)については、10月15日(月)に、下半期(平成19年10月1日～平成20年3月31日)については平成20年4月14日(月)に監事の方にて監査が実施された。

[登記]

平成19年5月24日(木)の総会終了後、平成18年度登記事項について、6月28日東京法務局において登記が完了した。

[定時総会]

平成19年度の第14回定時総会は平成19年度5月24日(木)14時より東京大手町のレベル21東京會館において開催された。主な審議内容は平成18年度活動報告や平成19年度事業計画及び一部役員改選に関する案件等であった。

議 案	第1号議案	平成18年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成18年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成19年度事業計画案に関する件

- 第 6 号議案 平成19年度収支予算案に関する件
第 7 号議案 一部役員改選に関する件
第 8 号議案 その他

出欠状況 会員総数 164社 出席会員 25社 委任状出席 112社 計137社
出席賛助会員 62名 事業所会員 1名
来賓出席者 農林水産省総合食料局 流通課

課 長 今 井 良 伸 殿
係 長 平 野 靖 幸 殿

定刻、奥山専務理事の司会により開会。自己紹介し進行役兼事務局である事を告げた。

議長は議事録署名人として、出席者の中から日本酒類販売株式会社殿と(株)リョーショクリカー殿を指名し承認を求め、承認の後、議事に入った。

- 第 1 号議案 平成18年度事業報告に関する件
第 2 号議案 平成18年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に対し、この両案は関連あるので続けて説明報告するよう指示があった。

事務局は会報Vol.149号と別冊レポート「価格制度の再構築への提言」、「食育と食品選択のためのハンドブック」、「改正省エネ法」への対応ガイドラインの運用ルール、食品流通産業における取引慣行の実態調査に関する報告書を資料（別添）として次の如く報告を行った。

①概況 ②総務関係 ③本部事業活動 ④各支部活動 ⑤事務局活動、そして平成18年度の収支決算状況（収入合計55,022,505円及びその内訳・予算比、支出合計49,999,244円、その内訳・予算比、次期繰越収支差額18,306,359円、その内訳を収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書と財産目録の如く報告）。

議長はここで横山敬一監事に監査報告を求めた。

横山監事は「平成19年4月12日（木）に萩原弥重監事、牧明夫監事の三名により監査を実施した。当日業務内容の報告を受け、財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され、報告の事実と相違ない事を確認した」と報告した。

議長は第1号、第2号両議案の質疑を求めたが、異議なく拍手をもって承認された。

- 第 3 号議案 会員の動向に関する件

議長から説明を求められ、事務局は資料を元に平成18年4月～平成19年3月までの1年間における会員動向について（退会会員12社、退会事業所会員8社、退会賛助会員1社、入会会員6社、入会事業所会員14社、入会賛助会員3社）を報告。

議長はこれについての承認を求め、拍手で承認された。

- 第 4 号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成18年度に会費額の改定が行われたので、前年と同額並びに例年の通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。

議長はこれについて意見を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第5号議案 平成19年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成19年度収支予算案に関する件

議長より両案関連あるので、続けて事務局より説明させたい、との指示があり、Vol. 149号を資料として、業界背景と当協会の果たすべき使命という観点から、調査研究事業、普及・啓発・実践事業、本部活動に分けて中島政策委員長が事業計画と実施計画を説明、その計画に基づいた収支予算を事務局が説明した。

そして、平成19年1月30日（火）開催の理事会議決事項である「平成19年度暫定収支予算」を内包する平成19年度の収支予算案を次の如く説明した。

前期繰越収支差額18,306,359円、当期収入合計54,737,000円、当期支出合計51,624,000円、次期繰越収支差額20,170,359円（それぞれの内訳概要と対前年予算比）。

議長はこれについての承認を求めたが、意見もなく拍手で承認された。

第7号議案 一部役員改選に関する件

議長より、「本年は役員の改選の年ではないが、一部の役員より辞任の申し出があり、そこで先に行われた理事会において、その後任としての推薦候補も決定させて頂いておりますので、承認を頂きたい」として、次の交替を説明した。

辞任理事・監事

濱口吉右衛門 理事

牧 明夫 監事

後任理事・監事

松川 隆志 理事

濱口吉右衛門 監事

議長はこれについての承認を求めたが、満場一致拍手で承認された。

議長は退任される理事、監事に対し、永い間のご活躍、ご指導ご協力に敬意を表し、その功労に感謝と御礼を申し述べた。

牧明夫前監事が辞任に際し、謝辞を述べた。

第8号議案 その他

議長は、会場の出席者各位から問題提起を求めたが、発言が無かった。

そこで議事審議の終了を告げた。

そして、長時間の審議に対する御礼と今年度のご協力をお願いし、閉会の挨拶とすると結んだ。

事務局は以上で本日の総会が終了した事を告げた。15時20分であった。

平成19年度 社団法人 日本加工食品卸協会 役員

(平成19年5月24日現在)

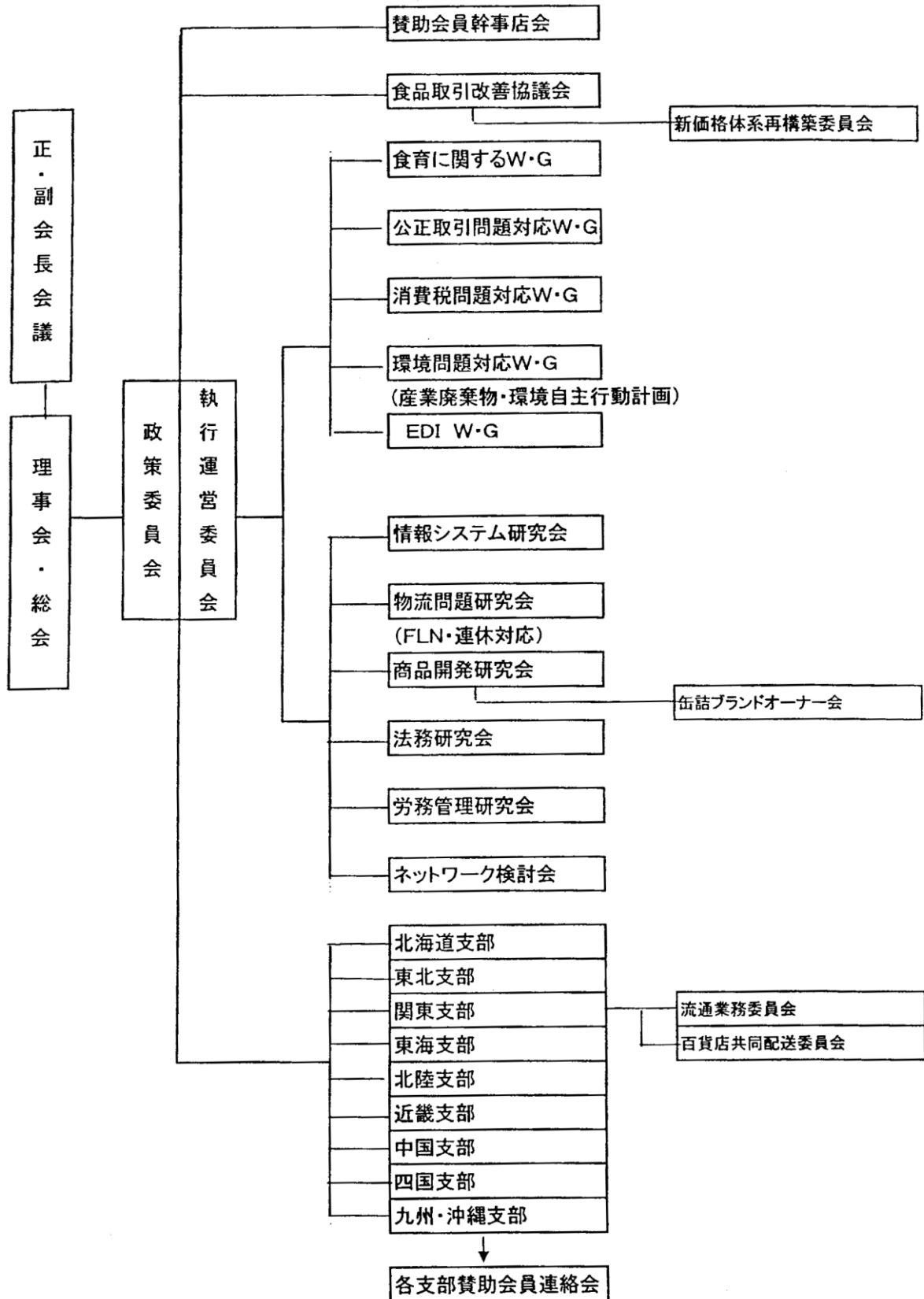
(敬称略)

役 員	氏 名	社名・所属	役 職	備考
会 長(非常勤)	國 分 勘 兵 衛	国分株式会社	代表取締役会長兼社長	新任
副会長(非常勤)	後 藤 雅 治	株式会社菱食	代表取締役社長	
副会長(非常勤)	吉 野 芳 夫	株式会社日本アクセス	代表取締役社長	
副会長(非常勤)	濱 口 泰 三	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長	
専務理事(常勤)	奥 山 則 康	(社)日本加工食品卸協会		
理 事(非常勤)	山 本 佳 宏	日本アクセス北海道株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	村 山 圭 一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	堀 内 琢 夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	津 久 浦 慶 之	コンタツ株式会社	代表取締役会長兼社長	
理 事(非常勤)	水 足 眞 一	三井食品株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	三 枝 皓 祐	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	上 田 弘	ユアサ・フナシヨク株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	磯 野 謙 次	明治屋商事株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	松 川 隆 志	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	鈴 木 重 一	株式会社梅澤	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	永 津 邦 彦	株式会社トーカン	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	桑 島 敏 彰	カナカン株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	加 藤 武 雄	加藤産業株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	中 村 成 朗	中村角株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	竹 内 克 之	旭食品株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	本 村 道 生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	柳 川 信	ヤマエ久野株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	中 島 保	学識経験者		
理 事(非常勤)	菱 田 州 男	学識経験者		
理 事(非常勤)	大 野 志 郎	学識経験者		
理 事(非常勤)	成 田 健	学識経験者		
監 事(非常勤)	萩 原 弥 重	株式会社ヤグチ	代表取締役会長	新任
監 事(非常勤)	濱口吉右衛門	廣屋国分株式会社	代表取締役副会長	
監 事(非常勤)	横 山 敬 一	味の素株式会社	取締役常務執行役員	
顧 問(非常勤)	尾 崎 弘	伊藤忠食品株式会社	取締役会長	

平成19年5月

平成19年度運営組織図

(社)日本加工食品卸協会



[理事会]

理事会は平成19年度は4回開催された。

◆第1回 平成19年4月19日（木）

議案	第1号議案	平成18年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成18年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成19年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成19年度収支予算案に関する件
	第7号議案	役員改選に関する件
	第8号議案	定時総会の開催に関する件
	第9号議案	その他
		（公正取引委員会からの取引慣行についての説明）

出欠状況	理事総数 26名中	出席理事 24名	委任状2名	計26名
	監事総数 3名中	出席監事 3名		計 3名

来賓出席	農林水産省総合食料局流通課 課長	今井 良伸 様
	商業調整官	長町 雅美 様
	係長	平野 靖幸 様
	公正取引委員会経済取引局取引部	
	企業取引課長	保住 正保 様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、水足眞一理事と菱田州男理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案	平成18年度事業報告に関する件
第2号議案	平成18年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)」及び冊子「改正省エネ法」への対応ガイドラインの運用ルール、価格制度の再構築への提言、食育と食品選択のためのハンドブック、他の資料の確認の後、概略と各資料のポイントについて、次のごとく報告をした。

①概要として、概況、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動。

②総務関係として、業務監査（年2回）、正副会長会議（年2回）、理事会（年4回）、定時総会（年1回）。

- ③本部事業活動として、政策委員会・執行運営委員会・賛助会員幹事店会・新価格体系再構築委員会・賛助会員幹事店会と新価格体系再構築委員会との合同会議。
- ④ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、消費税対応W・G、EDIW・G、食育に関するW・G。
- ⑤研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会、商品開発研究会、法務研究会、労務管理研究会、ネットワーク検討会。
- ⑥受託事業として、SKDBCの事務局業務。
- ⑦支部活動として、（北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄）。
- ⑧平成18年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）。

議長はここで監事に監査報告を求め、牧明夫監事は「去る4月12日に監事3名（萩原弥重監事、横山敬一監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。
続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成18年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成18年度に会費額の改定が行われたので、前年と同額並びに例年通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第5号議案 平成19年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成19年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成19年度事業計画案について、中島政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び計画実行についての説明がなされた。

平成19年度の事業計画案についてご説明申し上げます。

食品流通を巡る環境は時代の大きな転換期の中で事業計画案に記載の通り誠に厳しいものがあります。中でも本来製・配・販三層の共生を前提とするべく、取引制度は最早形骸化し、卸経営の根幹を揺るがす事態に立ち至っていると考えます。斯かる状況下、日食協は歴史的使命として食品流通に於ける卸の存在価値を守るため、新しい取引制度や価格制度或いは環境に関する問題を積極的に提案し、次ぎの世代が安心して働ける業界環境づくりに、会員企業の団結

のもとに推進していきたい所存であります。

いい業界をつくりその中で各企業が健全な経営ができるよう、一企業ではできない、解決できないテーマを優先的に厳選して皆様方と具体的対応策を検討してまいります。

調査研究事業や普及啓発実践事業の計画案に基づき、具体的組織活動をおこなう実施計画案をお手元の資料のようにまとめました。

政策委員会としては「食品取引改善協議会」「新価格体系再構築委員会」の組織活動を通して、①新流通における価格制度の再構築の推進②機能対価要求による不適正取引条件の改善活動に取り組んで具体的成果を上げ、これからの時代に耐えうる制度を確立して参りたいと考えています。これが最大のテーマとなります。

執行運営委員会では、行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した日食協の法人格の研究を行います。平成20年12月から適用される公益法人制度改革は、内閣府の公益法人に関する公益認定等策定委員会でこの夏までに公益性の基準などを盛り込んだ政省令やガイドラインを作成する予定になっておりますので、そうした動きを見ながら検討してまいります。具体的法人格の移行は、平成20年12月から5年間の間に行うことになっています。

主なワーキンググループ活動と研究会の活動テーマとしては、

- ①公正取引問題対応W・Gは公正取引に向けて卸売業の構築すべき小売業向けの取引制度を研究し、卸の主体性のある取引制度を具体化します。
- ②環境問題対応W・Gは、「改正省エネ法」への具体的対応が始まりますので、この実践的取り組みを通して「平成11年に作成した加工食品卸売業の環境自主行動計画」を見直し新たな行動計画を提案します。
- ③情報システム研究会では、研究会テーマとして卸のEDP費用の実態調査と流通ビジネスメッセージ標準化等の情報について研究し情報の開示をおこないます。

以上でございますが、いずれにいたしましてもこれ等の活動につきましては卸業界の強い結束力と取引基本姿勢の確立が前提になりますので、ここにご出席の理事の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

第6号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 一部役員改選に関する件

議長より、今年度は役員の改選期ではないが、会社の都合により牧監事から辞任の申出があり、理事会案として

後任監事として現理事の廣屋国分(株)濱口吉右衛門氏

新任理事として日本酒類販売(株)松川隆志氏

をご推挙したいとの考えが示された。その上で、承認いただければ定時総会に上程する事の是非について諮ったが、異議なく承認された。

第8号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成19年5月24日（木）14時よりレベル21東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第9号議案　　その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。

続いて、その他について事務局に求めた。

事務局は次回の理事会開催予定は、5月24日（木）定時総会の直前、12時30分より理事会を開催することを案内した。

議長より、従来同様ご協力をお願いしたいとの発言と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時30分閉会となった。

以　上

◆第2回　平成19年5月24日（木）

出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	23名	委任状出席	3名	計	26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計	3名

議　案	第1号議案	定時総会提出議案の確認の件
	第2号議案	理事会運営体制の件
	第3号議案	その他

議長は議事録署名人に津久浦慶之理事と大野志郎理事を指名し、審議に入った。

第1号議案　　定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、重ねて前回説明部分を省略し、その後の動向を含めて報告するよう指示がなされた。

事務局は提出資料に基づき、最新時の「会員動向」について報告した。

さらに、前回の理事会よりの追加説明事項として、①「取引慣行の実態調査報告書」に関するまとめの件と②「酒類・加工食品業界画像標準Ver2.0」に関して説明した。

第2号議案　　理事会運営体制の件

議長から、第2号議案理事会の運営体制の件について、前回の理事会で承認頂いているが、今年度は役員の改選期ではないが会社の都合により牧監事から辞任の申し出があり、理事会案として

後任監事として現理事の廣屋国分(株) 濱口吉右衛門氏

新任理事として日本酒類販売(株) 松川隆志氏

を推挙したいので、再度承認頂ければ定時総会に上程する事につき、異議なく承認された。

第3号議案 その他

議長は第3号議案その他について出席者から提起を求めたが、無かったので、各支部に対し、本年度の支部活動状況並びに本部に対する要望について、各支部長に尋ねた。

続いて、事務局に求めた。

事務局は、次回の理事会は11月9日(金)の予定を報告した。

以上で討議を終了。

議長は13時45分閉会を宣した。

以 上

◆第3回 平成19年11月9日(金)

出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	25名	委任状	1名	計26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名計			3名

議 案 第1号議案 平成19年度上半期事業活動報告及び下半期事業活動の件
(含む上半期収支決算報告並びに監査報告)

第2号議案 平成20年度収支暫定予算策定の件
(暫定予算のため書面による採決 平成20年1月予定)

第3号議案 その他。

次回開催予定 平成20年4月24日(木)

会長は議長席につき、まず、出席の理事の中から議事録署名人として津久浦慶之理事と磯野謙次理事を指名し、拍手をもって承認を得て議事に入った。

次に、本年度の総会にて新たに理事となった日本酒類販売(株) 代表取締役社長 松川隆志氏を紹介した。

第1号議案 平成19年度上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件。
(含む上半期収支決算報告並びに監査報告)

議長からの指示を受け事務局は、各資料に基づき、概略次の如く報告を行った。

① 会員動向(入・退会リスト資料参照)

- ② 日食協ホームページ掲載情報（関連省庁・団体からの情報）
- ③ 農林水産省に対する要望書（平成20年度税制改正等の要望について）
- ④ 食料品都市内物流円滑化推進協議会の活動状況
- ⑤ 各支部総会・研修会開催
- 事業活動報告

⑥ 政策委員会及び食品取引改善協議会の活動状況

政策委員会委員長の交代にともなう中嶋新委員長の挨拶ならびに今後の活動に対する抱負を発表。

続いて、食品取引協議会でまとめた

- ・流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」について（案）

主旨説明が次のようになされた。

昨年、流通の構造的転換期を迎え食品流通の取引環境を抜本的に見直す契機とすべく、「機能とコストを反映した新たな価格制度」を提言した。

本年は食品流通市場の中で大きな割合を占める組織小売業が、自らのチェーンオペレーションのためだけに対応している専用センターではあるが、今日的には一定規模以上の業容で運営される専用センターは卸の汎用物流センターと並存して、経済的にも社会的にも或いは環境的にも必然性があるものと考えられる。

従って専用センター機能を正當に評価し、同時にこれに掛かる運営コストは製・配・販三層で合理的にシェアすべきものとする。まずはメーカー、卸間で専用センターの機能性を共通認識し、同時に機能対価を適切に分配する仕組みを構築するために、流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」（案）をまとめた。その内容は

- 1) 物流センターフィの定義
- 2) 物流センターフィの内容
- 3) 物流センターのコスト例
- 4) センターフィの問題点
- 5) メーカーに対する要請
- 6) 今後の対応の方向性

特に資料として、物流センター類型ごとの物流工程フローを表し、構造的に理解をしていただけるものとした。

尚、メーカーとの実務的な検討を行っている新価格体系再構築委員会においても、このレポートが検討され、メーカー側としても、センターフィ問題に関して一段と理解が深まったとの評価がなされた。

⑦ 改正薬事法における「登録販売者」制度に関する要望書（厚生労働省）

改正薬事法による新たな医薬品販売制度が平成21年度から施行されるに際し、食品卸売業者が様々な小売業態に対し、広範な商流、物流網を構築していることを厚生労働省に理解を得、一般医薬品取扱いに対する安全性を充分担保した上で、食品流通のインフラを活用することで安定的に医薬品の供給が可能になるとの提案。また「登録販売者」制度の運用を出来るだけ垣根の低いものとするべきとの観点より要望書としてまとめた。

⑧ 公益法人制度改革関連スケジュール

公益法人制度改革について、現在各種セミナーに参加、情報の収集に努めており今後の

日程のポイントとして①本年12月頃平成20年度の税制改正の方針がかたまり、そこで公益法人に対する優遇税制が明らかにされる、②来年3月頃内閣府より運用指針とガイドラインが制定予定。

これらの動きを注視して、日食協としての公益法人制度改革に対する対応方針を決定。
(今後、大きな変化があれば逐次報告予定)

○ 主要なW・G活動

⑨ 食育に関するワーキンググループ

昨年度作成した「食育と食品選択のためのハンドブック」を活用した普及・啓蒙活動を続けるとともに、(社)日本パインアップル缶詰協会柘植専務理事による“くだものと食育”というテーマで講演会活動を展開中。

⑩ 公正取引問題対応ワーキンググループ

今年度は、「小売業との新取引制度の構築にむけて」というテーマのもとに、食品卸売業にとり、ローコストオペレーションによる機能高度化にも限界がある。サプライチェーン全体としてのシステム制度を実現するうえでも、また公正取引の推進と卸売機能の正当性を主張するためにも、「小売業向けの取引制度」を卸売業の主体的立場から構築する必要があるとの問題意識に基づき検討中。

⑪ 環境問題対応ワーキンググループ

現在、A・Bの2チームに分かれて活動中。

Aチーム

- ・平成17年3月に作成した「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の冊子に行政からの「電子マニフェクト」を追加すべく作業中。
- ・食品リサイクル法の改正（本年12月）にともない、「食品リサイクル法」への対応ガイドラインの改訂版作成のため情報収集中。

Bチーム

- ・「改正省エネ法」に対応する諸問題につき取組み中。
当協会の中で、今回、改正省エネ法による特定荷主に該当した企業は11社、該当企業より定期報告書・計画書の提出を受け、協会として環境自主行動計画に基づき調査表にまとめ報告。
- ・加工食品卸売業の新環境自主行動計画の作成
平成11年に作成された「環境自主行動計画」の改訂版を検討中。
環境関連法律の改訂、地球温暖化の危機意識、あるいは廃棄物の再資源化等環境問題の状況変化を踏まえ、中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考え、あらためて「新環境自主行動計画」を作成する。

⑫ 情報システム研究会

例年実施している全国卸売酒販組合中央会・酒類加工食品データベースセンター（SKDBC）との三者共催による「情報システム研修会」を開催（10月30日）。150名の参加者を得て、今日的なシステム課題とITを用いたビジネス戦略について、4人の講師による研修会を実施。

尚、酒類加工食品データベースセンターは歴史的な使命を組織的に果たしたということで、今年の酒類加工食品データベースセンターの総会で、「組織の解散」並びに「その

残余財産は情報システム研修会の費用に充当する」という決議がなされた。したがって、三者による開催は本年限りとなる。

また、研究会においては各企業のコンピュータに対する投資、コスト等について比較すべく検討中。

⑬ 物流問題研究会

- ・即席麺メーカーの納品実態状況調査に基づき、(社)日本即席食品工業協会に対して「物流合理化に関するお願い」を提出、意見交換を要請した。

- ・平成18年度新物流コスト実態調査結果

関東支部流通業務委員会にて、毎年物流コスト実態調査を実施。この調査結果は会報にも掲載、常温加工食品のケース単価及び物流コスト（別表）参照。

ケース単価は今年度も下落傾向に歯止めかからず、一方、物流コストは減少合理化傾向から一転膨張に転ずる。

今後の厳しい経営環境の中で、物流費を中心としたコスト削減努力で収益力をなんとか確保してきたが、もはや自助努力の範囲を越える状況にあり。

⑭ 平成19年度上半期収支報告

- 収入については、昨年会費の増額改定を実施、今年は2年目になり、会員各位のご理解のもとに順調に入金され、財政基盤の安定化がはかられた。

但し、期中による退会会員・事業所統合による会員会費収入の減少があり、予算を若干下回る見込み。

- 支出については、事業費、管理費ともに予定通り推移中。調査研究費については未消化見込み、教育研修事業費の未消化金額はスポットによる研修会分の減少、知識啓発事業費は会報の増刷による若干増加、管理費については、予算見込み内にて消化見込み。

- 次期繰越収支差額については、予算額に上乗せして繰越見込み

（事業活動収入計54,081,545円、事業活動支出計28,264,534円、前期繰越18,306,359円、下半期繰越44,123,370円）（資料参照）。

議長はここで監査報告を濱口吉右衛門監事に求めた。

濱口監事は去る平成19年10月15日 3人の監事にて行った監査結果を、別添資料の如く報告した。

議長はここで第1号議案についての質疑を求めたが、なかったので承認を求めたところ、拍手で承認された。

第2号議案 平成20年度収支暫定予算策定の件

議長は本件内容を事務局に求めた。事務局は平成20年度開始日より、定時総会において予算が確定するまでの間の収支について、暫定予算を策定することになっているが、理事会の議決を必要とする所から平成20年1月にこの為の臨時の理事会を開催する。

但し、案の具体的内容について事前に書面にて案内し、意見と賛否についての回示を求め、当日の理事会において可決する方式とする。また併せて執行運営委員会を開催し、出席できる

理事、または出席する委員に委任し、代理出席とする事も可とする。旨を説明した。

議長はこれについて「前年度の例に倣った方式であるが」と断り、承認を求めたが、異議なく承認された。

第3号議案 その他

議長は出席者からの問題提起を募ったが無かったので、事務局に有無を訊ねた。

事務局は連絡事項として

① 平成20年4月24日開催予定の理事会

② 平成20年5月27日開催予定の理事会・総会の確認

をお願いした。

議長は本日の議事はすべて終了致しました。いろいろとご協力いただきまして有難うございました。これで理事会を閉会致します。

と結んで閉会の挨拶とした。13時15分であった。

以 上

◆第4回 平成20年1月30日（水）

出欠状況： 理事総数 26名中 出席理事 9名 委任状出席 17名 計26名

監事総数 3名中 委任状出席3名 計 3名

出席理事氏名： 國分勘兵衛（代理 清水 宣和）、後藤 雅治（代理 国分 正道）
吉野 芳夫（代理 成田 祐一）、濱口 泰三（代理 佐田 幸夫）
津久浦慶之（代理 津久浦慶信）、三枝 皓祐（代理 小林 由朗）
磯野 謙次（代理 大竹一太郎）、加藤 武雄（代理 破魔 重美）
奥山 則康

◎委任状出席理事 山本佳宏、村山圭一、堀内琢夫、水足眞一、上田 弘、松川隆志、永津邦彦
鈴木重一、桑島敏彰、中村成朗、竹内克之、本村道生、柳川 信、中島 保

菱田州男、大野志郎、成田 健

◎委任状出席監事 萩原弥重、横山敬一、濱口吉右衛門

議 案 第1号議案 平成20年度年初収支暫定予算の件

第2号議案 その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、津久浦慶信理事代理と大竹一太郎理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第1号議案 平成20年度年初収支暫定予算の件

議長より資料1の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。

尚、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成20年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第2号議案 その他

議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。

以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

以 上

平成20年度年初収支暫定予算（案）

（自平成20年4月1日～至平成20年5月27日）

1 収入の部

大科目	中科目	金 額（円）
会費収入	会員会費収入	9,005,000
雑収入	雑収入	15,000
当期収入合計		9,020,000
前期繰越収支差額		20,170,359
収入合計		29,190,359

2 支出の部

大科目	中科目	金 額（円）
事業費	調査研究事業費	3,120,000
	知識啓発事業費	910,000
管理費	人件費	2,400,000
	会議費	320,000
	事務諸費	1,620,000
当期支出合計		8,370,000
当期収支差額		650,000
次期繰越収支差額		20,820,359

議案内容について

定款第39条により、平成20年度年初（平成20年4月1日より平成20年5月27日（総会開催予定日）まで）収支暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成19年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、当局の指導に基づき、平成19年度実績（9月末）額の「12分の2（2ヶ月分の意）」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成19年度予算を参考とし推計し

ました。

人件費については、平成20年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、19年度実績（2ヶ月間）と同額として算出致しました。

以 上

[正・副会長会議]

定例的に理事会の前に年2回開催された。また専務理事は月1回定例的に事業活動状況を会長に報告しご意見を頂いた。

◆第1回 4月19日（木）

第1号議案は理事会運営について確認。第2号議案は役員改選について確認。第3号議案は平成19年度の事業計画について意見交換し確認。

◆第2回 11月9日（金）

第1号議案は理事会運営内容を確認。第2号議案は平成20年度収支暫定予算策定について確認。

本 部 事 業 活 動

[政策委員会・食品取引改善協議会]

◆4月9日（月）9時より当協会会議室にて開催。議題は、①平成19年度事業計画（案）について ②平成19年度実施計画（案）について ③平成19年年度予算案について ④メーカーアンケート調査回収について ⑤5月10日開催賛助会員幹事店会の開催内容について ⑥販売促進金請求データ摘要コードの項目追加について ⑦SKDBCの運営について

◆5月10日（木）10時30分より当日開催される賛助会員幹事店会に先立ち日本橋精養軒会議室にて開催。議案は、①4月19日開催の理事会報告 ②賛助会員幹事店会の議題確認 ③賛助会員の新会員加入について

◆8月3日（金）13時より当協会会議室にて開催。議案は、①政策委員長の後任について ②流通業のロジステイクス「センター機能とコスト」のまとめについて ③改正薬事法における「登録販売者」制度に関する要望書について ④物流合理化に関するお願いの件（（社）日本即席食品工業協会宛提出）

◆11月15日（木）10時30分より当日開催される賛助会員幹事店会に先立ち日本橋精養軒会議室にて開催。議案は、①11月9日開催の理事会報告 ②賛助会員幹事店会の運営内容について ③「食品取引改善協議会」の今後の運営について

- ◆ 3月19日（水）9時より当協会会議室にて開催。議案は、①平成19年度事業活動総括 ②平成20年年度事業計画(案)・実施計画（案）及び予算案について ③会費の部分改定について ④全国食料クラスター協議会の加入について ⑤今後の運営に関する意見交換

2008.01.01

政策委員会・食品取引改善協議会 委員名簿

(社) 日本加工食品卸協会
(社名50音順：敬称略)

	会社名	委員名	所属・役職	備考
○	伊藤忠食品(株)	大野 志郎	専務執行役員東日本営業本部長	
	加藤産業(株)	多原 善雄	常務取締役東京本部長	
○	国分(株)	成田 健	代表取締役副社長 経営統括本部長	
	(株)日本アクセス	細川 晃一	取締役副社長 営業管掌	
	三井食品(株)	川村 哲夫	上席執行役員営業部門統括役員補佐	
	明治屋商事(株)	菱田 州男	取締役 専務執行役員経営戦略担当	
◎	(株)菱 食	中嶋 隆夫	取締役 常務執行役員加食営業担当	
	[社]日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	

◎印：委員長 ○印：副委員長

流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」について

社団法人 日本加工食品卸協会
食品取引改善協議会

はじめに

人口減少社会に対応した、流通の構造的転換期を迎え食品流通の取引環境を抜本的に見直す契機とすべく、昨年弊協会は「機能とコストを反映した新たな価格制度」をメーカー各位に呼びかけた。その内容の骨子は①建値と実勢価格の乖離を踏まえた価格制度の再構築、②専用センターの主流化を踏まえたセンターフィ負担制度の確立であった。

特に、小売業の専用センター装備率の拡大は、センターフィ支払額の急増となり卸の収益構造を大きく圧迫し、我々卸の喫緊の課題となっている。

昨年の調査によると会員卸と取引のある大規模小売業678社のうち、専用センターを保有する企業は全体の81.9%を占めており、好むと好まざるにかかわらず専用センター経由の食品物流が支流から主流に移行してしまったと言わざるを得ない。こうした状況の中でも、大方のメーカー側の主張は「センターフィの問題は、卸と小売業の問題」としている。

食品流通市場の中で大きな割合を占める組織小売業が、自らのチェーンオペレーションのためだけに対応している専用センターではあるが、今日的には一定規模以上の業容で運営される専用センターは卸物流と並存して、経済的にも社会的にも或いは環境的にも必然性があるものとする。

従ってセンター機能を正當に評価し、同時にこれに掛かる運営コストは製・配・販三層で合理的にシェアすべきものと認識するので、まずはメーカー、卸間で専用センターの機能性を共通認識し、同時に機能対価を適切に分配する仕組みを構築する必要がある。また、小売業には、小売業の設定するセンターフィ料率の公平性を高め、運用基準の徹底や料率基準の算出根拠の開示を求めている。

1. 物流センターフィの定義

商品センター使用料とも言う。大規模小売業の多くは自らのチェーンオペレーション確立のため、専用物流センターを装備し、店舗への商品納入の効率化をすすめている。そのチェーンストアの専用物流センターを経由するものについては、物流センターから店舗までの納入にかかる費用をセンターフィとして納入業者が支払っている。

もともと日本においては、納入業者が直接店舗納品を行う形で、チェーンストアが発展してきた。従って、チェーンストアが自ら専用物流センターを持った場合、そこから店舗に至る物流の費用は本来納入業者が負担すべきものであるという論理が設定された。つまり、仕入価格には（店着）までの物流コストが含まれているという考えである。

*** 専用物流センター経由のシステム上のメリット**

- 1) 配送の効率化
- ・ 配送先数の削減
- ・ 搬入車両数の削減

- ・積載効率の上昇
- 2) ピッキングの削減
 - ・総量の納品が可能
- 3) 荷受作業の効率化
 - ・定時一括納品
 - ・ノー検品
- 4) 品出し作業の効率化
 - ・カテゴリー別納品
 - ・通路順別納品
- 5) 店頭在庫の削減
 - ・多頻度配送が可能
 - ・小ロット配送が可能
- 6) 欠品・品切れの削減
 - ・リードタイムの短縮

2. 物流センターフィの内容

物流センターフィは、センター運営上のコストが基礎になっている。このコストは土地、建物、設備、人員、配送費等の要因で構成されている。不動産の価格が高い日本では、土地や建物といったスペース関係の費用が高く、また燃料費や高速道路料金等を含む配送コストも高いという特徴もある。

DC型センター（在庫保有型）は、TC型センター（無在庫型）よりセンターフィが高い事が一般的だ。DC型とTC型の物流工程を比較するとDC型の作業は、入庫から出庫までの工程が広範囲に及ぶ。

TC型では在庫・保管といった部分の工程がない。しかもTC型のうち「ベンダー仕分型」は、センターでの仕分け作業もない。TC型のうち「センター仕分け型」はDC型と比べ保管・在庫機能はないが、店別の仕分けなどは変わらず「ベンダー仕分け型」と比べてコストは高くなる。店別に仕分けするソーター（自動仕分け機）等を装置しているセンターもあるが。これらマテハン機器の装備具合によってもコストは大きく変わりセンターフィの格差も当然大きくなる。

最もトータルコストが高いセンターはDC+TC型センターで、ついでDC型、ついでTCセンター仕分け型で、最もコストが低いのがTCベンダー仕分け型である。

3. 物流センターのコスト例

物流センターのコストは、固定費と変動費にわけられ、固定費では土地、建物、設備費等であり、変動費では人件費や配送費が代表的な項目である。

土地や建物が自社取得の場合、土地は金利、建物は投資金額を法定償却の30年で計算する。賃借の場合は、業者は長くとも15年で投資回収する前提で賃料を算定している。

倉庫費用は自社取得と賃借では自社取得の方がかなり安くなる。

マテハンにしても、最近はリースで契約する方法も多いので、7年と12年では年間のコストは大きく異なる。このように物流センターコストは、固定費の算出方法によって0.5%程度はすぐ変わる。

変動費の中心となる人件費については、時給の相場やセンターレイアウト、マテハン装備状況によって異なる。配送費も店舗と配送距離の合計によって大きく違ってくる。

物流センターフィの分母となる通過金額や1ケース当たりの単価も業態によって変わる。

本来、物流センターフィの高低は、個々の条件を考えなければ、判断が難しい。一律の基準は、存在しないものである。

そこで、流通マーケティング研究所 代表 臼井 秀彰氏の著書からの引用ではあるが食品スーパーセンターコストの例では、設定の条件が土地、建物が15年の賃借物件マテハンが10年のリースで計算し、配送距離は50kmで、1運行2回転。DC取扱金額は150億円、TCは100億円程度を想定したコストは下記の数値である。

(この数値は平成18年11月に日食協が実施した専用物流センターフィに関する実態調査の数値とほぼ近い数値である。)

食品スーパーセンターコスト例

単位：%	DC	TC センター仕分 総量納品	TC ベンダー仕分 店別納品
スペース費用	1.5	0.6	0.3
人員コスト	1.6	1.4	0.7
設備費用	0.6	0.4	0.1
情報システム	0.3	0.3	0.1
その他	0.2	0.2	0.1
配送コスト	1.8	1.8	1.8
合計（センターフィ）	6.0	4.7	3.1

4. センターフィの問題点

小売業は、建値制度下での納入価格は、店舗納入までのコストが含まれているとの認識がある。その結果、小売業のセンターに納入すると、納入業者は本来必要な店舗まで配送しなくても済むようになる。このため、小売業者は、その分の物流経費をセンターフィとして納入業者に要請する。しかし、物流工程から分析すると、卸売業者から直接店舗まで配送してきた物流工程（店着物流）が、専用センター経由の物流工程に切り替わった場合、DC型のセンター納品では卸売業の物流作業はそれほど負担が変わらない。

なぜなら納品する商品を専用センターにメーカーから直送で入庫できれば商品を在庫、ピッキングする作業は一回で済むので、DC型はセンター運営自体のコストは高く、センターフィも高くなるがトータルコストではさほど変化はない。

TC型では卸売業者から専用センターまでの配送（横持物流）と専用センターから店舗までの配送（店着物流）がDC型に比べ2重となり物流コストはトータルで高くなる。

DC+TCベンダー型では機能性が完全に重複し、かなりトータルコストの高い物流システムとなる。このように物流専用センターの型式によってコストは異なる。

このように異なるセンターフィを全て卸が負担を強いられている事と料金体系が不透明で小売業が一方的に決めているケースが多い事が問題である。

5. メーカーに対する要請について

物流センターフィについては、卸売業者と小売業者との問題との認識が大方のメーカーの考

えであるが、専用物流センターの装備率（81.9%）が日食協の調査結果のごとく、加工食品のメイン販売チャネルであるGMS、SM、CVSでは主流化、常態化しており、この実態を踏まえた応分の負担のあり方の問題は大きな課題である。

特に、現在運用されている新価格体系の建値制度における流通マージンは、小売業の物流専用センターの認識がない時代のものであり、早急にこの機能性を評価し、また物流コストの実態を反映して価格制度の一環としてリベート体系ないし機能対価として「センターフィ負担項目（補填及び補完を含め）」を設定していただきたい。

6. 今後の対応の方向性について

従来のビジネスモデルが、もはや限界にきているとの認識に立って、人口減少社会にも耐える効率的な中間流通システムを構想し、構築していく必要がある。

現実的には大変難しいことではあるが、業界横断的にも協力してメーカーの取引制度に対応した、小売業向けの取引制度を卸売業自身で構築していく事だと考える。

その第1ステップは、取引基本条件として店舗着価格から、センター着価格へ移行した取引制度の構築を検討したい。（※121ページ 物流行程フロー参照）

庶 発 第739号

平成19年8月10日

厚生労働省医薬食品局総務課御中

改正薬事法における「登録販売者」制度に関する要望書

社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

（1）食品卸売業の現状

食品卸売業は生活者にとって身近な存在であるスーパーマーケットやコンビニエンスストアを始め、食品を販売する様々な業態のお得意先様に対し、広範囲な商流・物流網を形成しております。

更に、生活者への食の安定提供という社会的責任遂行の為に、合理化・効率化を追求し、ローコストで商品供給していく体制・機能を兼ね備えております。

現状、一般用医薬品自体の供給は勿論ありませんが、過去2度の規制緩和により取扱いが可能となった医薬部外品の供給につきましては、既に様々な販路への供給を実現しており、生活者にとってより身近な商品となりました。

（2）改正薬事法に関する要望事項

国民の健康志向、セルフメディケーションの進展に対して、我々食品流通業者が果たすべき役割とその責任は非常に大きいものであると考えております。

小売業においては、生活者の健康意識の高まりに合わせ、生鮮食品から一般医薬品までの取扱商品については、夫々の効能や食べ合わせによる効果なども含めた情報提供、売場形成などの環境整備が求められております。今般の改正薬事法の下、新たに創設された「登録販売者」制度により、これまで一般医薬品の取扱がなかったスーパーマーケットやコンビニエンスストア等といった小売業態も、この制度を活用することで求められる環境の整備が可能になりました。生活者にとって最も身近で利便性の高いこれら業態が「登録販売者」制度を幅広く活用することは、国民へのセルフメディケーションの浸透という点において非常に意義深いことだと考えます。よって、この「登録販売者」制度につきましては、一般医薬品の取り扱いに関する安全性の確保が充分担保されることを前提に、広範な小売業が活用できるような制度運営となることを期待しております。

一方、食品卸売業者においては、様々な小売業態に対して、広範な商流・物流網を構築しております。「登録販売者」制度により新たに一般医薬品の取扱を開始しようとする小売業に対しても、一般医薬品取扱いに対する安全性を卸売業者として確保した上で、既に構築している効率的かつローコストな商物流を活用することで安定的な商品供給が可能になると考えております。しかしながら、今般の改正薬事法における卸売業の取扱いについては、医薬品の販売できる許可の範囲に「卸売販売業」が定義されたのみと認識しております。

つきましては、卸売販売業におけるリスク分類された医薬品の取扱いおよび登録販売者の業務範囲を明確に規定していただき、併せて、医薬品卸売販売業の免許要件については、安全性の確保を前提に、一定の要件緩和がなされる（例えば、B・C群商品の取扱に限定した卸売業については、従来の管理薬剤師に換えて、登録販売者の設置が認められるなど。）ことを求めます。

（３）最後に

取扱商品としての健康志向食品、医薬部外品、また薬事法改正により取扱可能になりうる一般医薬品については、適切な調達ルート、商品知識、販売知識を確保することにより、安全性を十分に考慮した正確な情報提供を行っていく事が重要であると認識しております。

我々食品卸売業は、セルフメディケーションの受け皿となる小売業を下支えすることで、国民自らによる健康維持増進、生活習慣病の発現を未然に防止するという、国のセルフメディケーション推進政策の一役を担ってまいりたいと考えております。

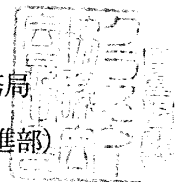
以 上

平成20年3月11日

「全国食料産業クラスター協議会」会員への加入願いについて

(社) 日本加工食品卸協会、
専務理事 奥山 則康 殿

全国食料産業クラスター協議会事務局
(食品産業センター 普及・食育推進部)



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センター事業の運営につきましては、平素から種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品産業センターでは19年度農林水産省補助事業（新規）において「全国食料産業クラスター協議会」の設立・運營業務を実施しております。

この全国食料産業クラスター協議会設立の趣旨は、平成17年度以降、全国各地において設立され、活動が進展している食料産業クラスターに関する情報発信や情報提供及び交流の促進を図り、全国のクラスター活動の更なる発展を推進するところにあります。

このため、食料産業クラスターに係る情報やクラスターで開発された商品の販路拡大に役立つ諸情報の収集と提供を図ることを目指し、同協議会の会員向けホームページにウェブサイトを構築するところです。

つきましては、貴会及び貴会会員ともこのウェブサイトによる情報の共有を図らせていただきたく、別添「全国食料産業クラスター協議会規約」をご参考のうえ、同協議会にご加入いただきますようお願い申し上げます。

なお、会員専用のサイトにつきましては、別途、会員の登録を行いIDとパスワードをお送りすることになりますので、会員の企業名と連絡先のメールアドレスをご教示いただきますようお願い申し上げます。

また、個人情報の管理上、ご担当者名は取り扱わないことと致しますので、ご了承下さい。

敬具

平成20年3月吉日

会員各位

「全国食料産業クラスター協議会」のホームページの会員登録について

社団法人 日本加工食品卸協会
専務理事 奥山 則康
<公印省略>

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊協会事業の運営につきましては、平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、(財)食品産業センターでは農林水産省の補助事業として「全国食料産業クラスター協議会」の設立・運營業務を実施しております。この協議会は平成17年度以降、全国各地において設立され、活動が進展している食料産業クラスター（各地場の国産農産物を原材料とした地場食品産業の開発商品）に関する情報発信や情報提供及び交流の促進を図り、全国のクラスター活動の更なる発展を推進するものであります。

このため、食料産業クラスターに係わる情報やクラスターで開発された商品の販路拡大に役立つ諸情報の収集と提供を図ることを目指し、同協議会の会員向けのホームページにウェブサイトを構築中であります。

つきましては、弊協会も「全国食料産業クラスター協議会」の活動主旨に賛同し加入いたしましたので、会員の皆様におかれましては情報の取得必要性をご判断いただいたうえで、別紙加入登録用紙に記入のうえ個別に登録していただいてIDとパスワードを取得していただきたくお願い申し上げます。

尚、加入登録申請は一括して本部でおこないますが、IDとパスワードは食品産業センター事務局から個別にお送りいたします。

敬具

平成20年4月7日

社団法人日本加工食品卸協会 殿

農林水産省総合食料局
食品産業企画課

食料産業クラスター事業への参画推進等について

陽春の候、貴協会におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃、農林水産行政へご協力いただいていることに対しまして、感謝申し上げます。

農林水産省では、地域経済の活性化や我が国の食料自給率の向上を図るため、平成17年度から「食料産業クラスター展開事業」の実施により、「食料産業クラスター」（地域の食品産業が中核となり、農林水産業、関連産業、試験研究機関等の連携）の形成を促進し、地域の食品産業と農林水産業等との連携による国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の取組を推進しております。

現在、その推進母体として、全ての都道府県において「食料産業クラスター協議会」（以下「協議会」という。）が設立されたところであり、本協議会を通じては、これまでに食品製造企業と農業団体等との交流会の開催や、国産農林水産物を活用した約150の新商品開発、商談会への参画等の取組が実施されているところであります。

このような中、地域経済の活性化等を図れるような大きな成果を挙げるためには、売れる商品づくりや、販路拡大等の取組を強化することが大きな課題になっているところであります。

このため、本協議会の事業に、消費者等のニーズに即した商品開発の知見や販路等を有する流通業（小売・卸売業）、外食産業、観光産業等の皆様方に積極的に参画していただき、国産農林水産物を活用した売れる商品の企画・開発、販路拡大等に取り組んでいただくことは、本協議会の活性化、ひいては地域経済の活性化に大きな役割を果たすものであると考えております。

また、このような活動を後押しする施策として、農林水産省としても経済産業省と共同で農林水産業と商業・工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮するよう「農商工等連携法案」、「企業立地促進法の一部改正法案」を今国会に提出するなど、国産農林水産物を活用した事業活動を促進しようとしているところであります。

つきましては、貴協会におかれましては、傘下会員の方々に対して、本協議会及び「食料産業クラスター展開事業」、「農商工等連携法案」等のご周知についてご協力をいただければと考えており、宜しくお願い申し上げます。

担当者連絡先：

農林水産省 総合食料局 食品産業企画課
地域食品班 道管、吉沢、根岸
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL：03-6744-2063（直通）
FAX：03-3508-2417

食料産業クラスターの推進状況

(全国の食料産業クラスター協議会の設置状況及び新製品開発クラスターの例)

食料産業クラスター協議会設立済み
(平成20年3月末現在:49カ所)
新製品開発クラスターによる17年度の取組は「○」、
18年度の取組は「☆」で記載している。

【山口】
☆県産農水産物を使用したオリヅルパン

【島根】
☆牡丹花の牡丹酒、牡丹リキュール「ピノワリ」

【鳥取】
☆20世紀梨トリック
☆20世紀梨ワイン・スパーキングワイン

【福岡】
○県産穀物の薬膳パン・弁当、新博多ラーメン
☆県産大豆の豆乳発酵チーズ、高齢者用スープレ
☆県産小麦の手延素麺
☆県産農産物の学校給食用食品

【熊本】
☆県産小麦を使用したヘルシーパン、蒸し饅頭
☆子供専用納豆、九州初黒大豆納豆、「ミサオダイス」の復刻納豆
☆県産さつまいも等を使用した「いきなり団子」

【鹿児島】
○学校給食用さつまいも食品
☆「九州143号」の冷凍焼き芋、芋菓子
☆「すいおう」の機能性を活かした高級スープレ

【宮崎】
○日向夏、マンゴーを使用したプリン、ゼリー
☆空飛ぶ玉ねぎ入りこんにやく、玉ねぎ酢、スープレ
☆サダ干し大根、サダ干し大根トレッパング、無添加たくあん、漬けたてーマン

【石川】
○おやき風ごぼん
○鱈身ハンバーグ
○能登の煮魚及び海藻等の惣菜
○加賀丸いも入り食パン
○加賀野菜プリン・スープレ・クッキー
○煮物用冷凍保存大根、冷凍耐性輪切り源助大根等
☆白山産有蔵米・大豆等を使用したこだわり味噌、ゆず味噌等
☆高齢者・介護食用にぼろやスープ、焼きかぼちゃ・イカ・サバ南蛮漬
☆県産果汁のダイエットこんにやくゼリー

【滋賀】
☆県産小麦の近江うどん「三方よし」

【大阪】
☆泉ダコの蒸しダコ、タコ飯の素

【兵庫】
○上郡産ぶどうパン
○えび、たご類の惣菜
○米粉パン、コロカ、漬物
○米粉パン、コロカ、漬物
☆県産黒大豆の加工食品
☆県産ハシジメペースト
☆県産小麦の地粉うどん
☆エリンギ味噌漬
☆もち米・もち麦のきし餅

【徳島】
☆県産ヤマモモのケーキ・どら焼き
☆藍園特産菜豆2人参のハッダー

【愛媛】
☆県産裸麦使用の栄養ハラス菓子、揚げ衣用調味料
☆県産裸麦使用のケーキ等洋菓子

【香川】
○蕪の浅漬け

【山梨】
○身延町産大豆の塩ゆで枝豆・きな粉、煎り豆味噌等

【神奈川】
○足柄茶使用の和菓子、洋菓子
☆足柄産キヤ茶使用の和菓子、洋菓子

【東京】
☆エゴマ類使用の機能性食品(パテ・ド・カンパニー・鶏ハイルゼリー)

【山形】
○米沢牛を使用したコロカ等
○米沢牛を使用した加工食品
○県産農産物使用のインタクトみそ汁
☆さくらんぼパウダー使用のゼリー
☆ラ・フランス・りんご・すもも・シャベール・ジャム
☆すももワイン、すももシャベール・ジャム
☆大石田産自然薯乾そば
☆月山産の冷凍焼きたけのこ、青豆と紅花の炊き込みご飯の素
☆米沢牛使用の冷凍カレー
☆ラ・フランス・りんご・グラハリーのジャム、無臭大豆のチーズ・豆乳・豆腐

【新潟】
○介護用水産食品「とろけるお魚(カ・ササ)」

【富山】
○キウイの機能性パン・菓子・種類
☆県産もち米とシロエビ・スライカゴの粉末のかき餅

【群馬】
○マコモタケの浅漬け
☆マコモタケを使用した惣菜

【長野】
○県産エリンギの醤油漬、きのこ果実を使用した味噌等
○県産きのこ・山菜の炊き込みご飯の素、県産果実・野菜・米使用の天然飲料、新食感なめ漬、県産ブルーの高品質果汁エキスを
☆県産黄金桃、ブルーベリーの高品質果汁エキスを黄金桃の高品質ゼリー
☆県産エノキダケペーストの加工食品
☆県産小麦を使用したパン用粉、ラーメン用粉、弾力性のあるうどん

【栃木】
○県産小麦「タマイズミ」使用の中華麺
○県産米粉100%種
○県産いちごの花酵母使用の日本酒「どあかね」
☆産沼市特産ハトムギ焼酎を使用した「美(ひ)たまるカステラ」
☆県産小麦「タマイズミ」使用の学校給食パン、高齢者向けそうめん、県産小麦「イイダ」付と米粉の天ぷら粉
☆県産二条大麦使用の「結願麦飯」

【宮城】
☆大豆イソフラボンの吸収効率を高めた仙台味噌
☆伊達の純粋赤豚使用の生ハム
☆メカジキカマの味噌漬焼き
☆牡丹産島豚の仙台味噌漬
☆県産小麦と大豆使用のパン

【岩手】
○地場産牛乳と野菜のミルクジャム
☆県産香米(古代米)の日本酒
☆地場産ササ、イハ、ササのご飯の素

【青森】
○ホッキ貝のむき身液浸パック詰め

【北海道】
○北見産たまねぎカレー・スープレ・ソテー
○機能性タマネギ「さらさらし」の加工食品
○鶏内臓肉を有効利用したアミノ酸発酵調味料「鶏醬」
○高機能鶏卵のこだわりプリン等
○冷凍ルー・バーリッ、プリンスル
☆道産亜麻種子油とサブリエント、亜麻の美入リパン等
☆コラーゲン・ハニー・クッキー・チョコレート等
☆十勝産野菜のニコッキ
☆北見産たまねぎの飲料用ポイルドオニオンエキスを
☆コラーゲン入りフローズンヨーグルト

食料産業クラスター協議会一覧

平成20年2月末現在

名 称	事務所連絡先	E-Mail アドレス	FAX	(参考) ホームページアドレス
北海道食料産業クラスター協議会	郵便番号 〒060-0042 住 所 北海道札幌市中央区大通西8丁目2 北大通ビル5階 (社)北海道食品産業協議会内 電話番号 011-241-6447	hofia@cocoa.ocn.ne.jp	011-241-6730	http://www.hofia.org/
(社)青森県ふるさと食品振興協会	郵便番号 〒030-8570 住 所 青森県青森市長島1-1-1 青森県農林水産部総合販売戦略課内 電話番号 017-734-9572	hanbai@pref.aomori.lg.jp	017-734-8158	http://hello.net.pref.aomori.jp/sv/okuhin/
いわて食料産業クラスター協議会	郵便番号 〒020-0023 住 所 岩手県盛岡市内丸14-8 岩手県米連ビル4階 岩手県中小企業団体中央会内 電話番号 019-624-1363	iwate-shokusankyo@ginga.or.jp	019-624-1266	-
宮城県食料産業クラスター全体協議会	郵便番号 〒981-3206 住 所 宮城県仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター (社)みやぎ工業会内 電話番号 022-777-9891	-	022-772-0528	-
あきた食品振興プラザ	郵便番号 〒010-0923 住 所 秋田県秋田市旭北錦町1-47 秋田県中小企業団体中央会内 電話番号 018-863-8701	-	018-865-1009	http://www.chuokai-akita.or.jp/shokupla/index.asp
やまがた食産業クラスター協議会	郵便番号 〒990-8580 住 所 山形市城南町1-1-1霞城セントラル14階 山形県中小企業団体中央会内 電話番号 023-647-0835	yfood@mail.dewa.or.jp	023-647-0362	-
福島県食品産業協議会	郵便番号 〒960-8053 住 所 福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10階 福島県中小企業団体中央会内 電話番号 024-536-1261	y-mizoi@chuokai-fukushima.or.jp	024-536-1217	http://www.chuokai-fukushima.or.jp/syokusankyou/index.html
茨城県食料産業クラスター協議会	郵便番号 〒310-0801 住 所 茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県中小企業団体中央会内 電話番号 029-224-3645	info@ibaraken.or.jp	029-224-6446	-
栃木県食料産業クラスター協議会	郵便番号 〒320-0047 住 所 栃木県宇都宮市一の沢2-2-13 (社)栃木県食品産業協会の内 電話番号 028-648-4609	fia@tochi-shoku-kyou.jp	028-647-0366	http://www.tochi-shoku-kyou.jp/
群馬県食料産業クラスター協議会	郵便番号 〒371-0002 住 所 群馬県前橋市江木町1085 群馬県食品産業協議会内 電話番号 027-269-1854	g-shokusankyo@xp.wind.jp	027-269-1854	http://www12.wind.ne.jp/g-shokusankyo/
埼玉県食料産業クラスター協議会	郵便番号 〒360-0031 住 所 埼玉県熊谷市末広2-133 埼玉県産業技術総合センター北部研究所内 電話番号 048-521-0926	saisake@cello.ocn.ne.jp	048-525-6303	-
ちばの「食」産業連絡協議会	郵便番号 〒260-8667 住 所 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県農林水産部生産振興課内 電話番号 043-223-3085	y.kihu2@mb.pref.chiba.lg.jp	043-222-5713	-

東京都食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-20 東京都製麺会館 東京都食品産業協議会内 03-3257-6041	-	03-5295-0328	-
神奈川県食料産業クラスター事業推進協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階 神奈川県中小企業団体中央会内 045-633-5132	inaba@chuokai-kanagawa.or.jp	045-633-5139	-
山梨県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県農政部果樹食品流通課内 055-223-1600	kaju@pref.yamanashi.yamanashi.lg.jp	055-223-1604	-
長野県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒380-0921 長野県長野市栗田西番場205-1 (社)長野県食品工業協会内 026-229-6775	shokuhin@ngn.janis.or.jp	026-229-6774	http://www.ngn.janis.or.jp/~shokuhin/
静岡県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県食品産業協議会(静岡県中小企業団体中央会)内 054-254-1511(代) 054-251-3487(直)	siz-shoku@siz-sba.ne.jp	054-255-0673	-
新潟県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒950-3134 新潟県新潟市北区新崎2661番地(株)栗山米菓内 025-259-0165	-	025-259-0166	-
富山県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒939-8153 富山県富山市吉岡360 富山県食品研究所 (社)富山県食品産業協会内 076-429-7380	t-food-ia@mua.biglobe.ne.jp	076-429-7390	http://www.chuokai-toyama.or.jp/t-foodia/
石川県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 石川県地場産業振興センター (社)石川県食品協会内 076-268-2400	t-food-a@ifa.or.jp	076-268-6082	http://www.ifa.or.jp/
福井県食品産業協議会クラスター部会	郵便番号 住 所 電話番号	〒910-0343 福井県坂井市丸岡町坪ノ内1字大河原1-1 福井県食品加工研究所内 0776-61-2354	-	0776-61-7034	-
岐阜県食農クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1-1 岐阜大学内インキュベートユニット11 052-831-3635	yoshi5hase@vc.ne.jp	058-293-3336	-
愛知県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒451-0043 愛知県名古屋市中区新道2-15-17 愛知県菓業会館内 052-541-2211	-	052-541-2212	-
食農産業クラスター推進協議会(豊橋市)	郵便番号 住 所 電話番号	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜地333-9 0532-44-1111	cluster@tsc.co.jp	0532-44-1122	http://www.tsc.co.jp/cluster/
三重県食品産業振興会	郵便番号 住 所 電話番号	〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県農水商工部マーケティング室内 059-224-2391	chisanm@pref.mie.jp	059-224-2558	-

滋賀県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階 滋賀県中小企業団体中央会内 077-511-1430	hisada@chuokai.or.jp	077-525-5537	-
京都府食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒615-0042 京都府京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階 京都府中小企業団体中央会内 075-314-7142	isozumi@chuokai-kyoto.or.jp	075-314-7130	-
(社)大阪府食品産業協会	郵便番号 住 所 電話番号	〒530-0041 大阪府大阪市北区天神橋1-9-4 三扇ビル2階 06-6353-2878	s2878@skyblue.ocn.ne.jp	06-6353-2630	http://www.shokuzai-zukan.com/index.html
(社)兵庫県食品産業協会	郵便番号 住 所 電話番号	〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館内 078-361-8154	h-ssk@eagle.ocn.ne.jp	078-361-8155	-
奈良県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒630-8213 奈良県奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内 0742-22-3200	iked@chuokai-nara.or.jp	0742-26-0125	-
和歌山県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県農林水産部果樹園芸課エコ農業推進室 073-441-2905	e0714001@pref.wakayama.lg.jp	073-428-3072	-
養生の郷食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒682-0413 鳥取県倉吉市関金町郡家721-1 NPO法人養生の郷内 0858-45-3988	yuiyou@sekigane.net	0858-45-3988	-
牡丹クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒695-0016 島根県江津市嘉久志町イ1415 都錦酒造(株)内 0855-52-2129	info@miyakonishiki.co.jp	0855-52-1599	-
おかやま食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒700-0817 岡山県岡山市弓之町4-19-202 岡山県中小企業団体中央会内 086-224-2245	cluster@okachu.or.jp	086-232-4145	http://cluster.okachu.or.jp/dd.aspx
広島県穀類・豆類機能性食品開発協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-70 広島県立食品工業技術センター内 082-255-5051	moana-latino@ceres.ocn.ne.jp	082-255-5051	-
山口県食品開発推進協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県農林水産部流通企画室内 083-933-3395	a171002@pref.yamaguchi.lg.jp	083-933-3359	-
徳島県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒770-0902 徳島県徳島市西新町2-5 経済センター4階 徳島県中小企業団体中央会内 088-654-3584	abeko@tkc.or.jp	088-625-7059	-
香川県食品産業協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 香川県農政水産部農業生産流通課内 087-832-3421	-	087-837-2481	-

愛媛県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒799-1582 愛媛県今治市富田新港1-3 日本食研株式会社内 0898-48-3611	-	0898-31-5798	-
西条食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒793-0041 愛媛県西条市神拝甲150-1 (株)西条産業情報支援センター内 0897-53-0010	info@saijo-sics.co.jp	0897-53-0011	-
高知県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒780-0924 高知県高知市宮前町82番地 (株)くろしお地域研究所内 088-824-8300	hmgc@kuroshio-net.jp	088-824-8510	-
福岡県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9階 福岡県中小企業団体中央会内 092-622-8780	shokusan@joho-fukuoka.or.jp	092-622-6884	-
佐賀県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒840-0831 佐賀県佐賀市松原1丁目2番35号 佐賀県中小企業団体中央会内 0952-23-4598	naoki@aile.or.jp	0952-29-6580	-
長崎県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13 長崎県物産流通推進本部内 095-895-2621	h.matsumoto@pref.nagasaki.jp	095-895-2562	-
熊本県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10 熊本県テクノポリスセンター2階 熊本県工業連合会食品部門内 096-287-4463	kenkoren@kenkoren.gr.jp	096-287-4470	-
おおいた食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒870-1192 大分県大分市旦野原700番地大分大学地域共同研究センター (有)大分TLO内 097-554-6158	oitatlo@cc.oita-u.ac.jp	097-554-6180	-
宮崎県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒880-0013 宮崎県宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館内3階 0985-24-4278	kuro@himuka.or.jp	0985-27-3672	-
鹿児島県食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階 食の安全推進課内 099-286-2111	konwakai@po5.synapse.ne.jp	099-286-5588	-
沖縄食料産業クラスター協議会	郵便番号 住 所 電話番号	〒901-0155 沖縄県那覇市金城5-16-5 ステーション101B-203 098-858-2788	info@happy-seeds.jp	098-858-5288	http://www.happy-seeds.jp/

公益法人制度改革について

平成20年 3 月

社団法人 日本加工食品卸協会

1. 目的

従来の公益法人制度は、1896年の民法制定時に創設されて以来、100年以上の歴史を有し、我が国の民間非営利活動の代表的主体として社会経済の発展に大きな役割を果たしてきた。その結果、公益法人の数は25,000余りとなっている。しかし近年では、主務官庁の許可主義に基づくこれまでの公益法人制度のあり方について、時代の変化に即していないなど批判の声が高く、抜本的な見直しが急務となってきた。

今回の公益法人改革の狙いは、民間非営利活動の健全な発展を促し、現行の公益法人制度に見られるような様々な問題に対処するため、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的にする法人については、主務官庁ではなく民間有識者による

「第3者機関」の委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度となった。

2. 公益法人制度改革関連三法

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

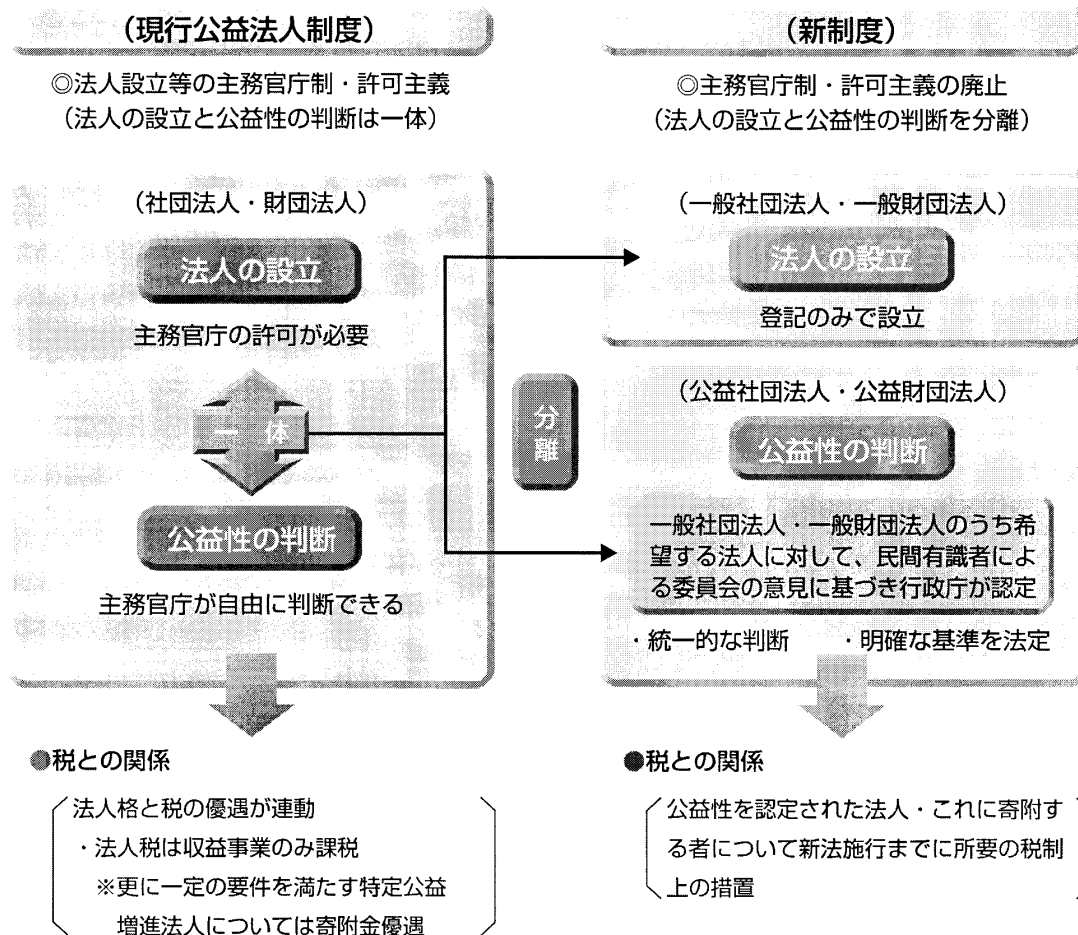
③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

3. 協会の今後の対応

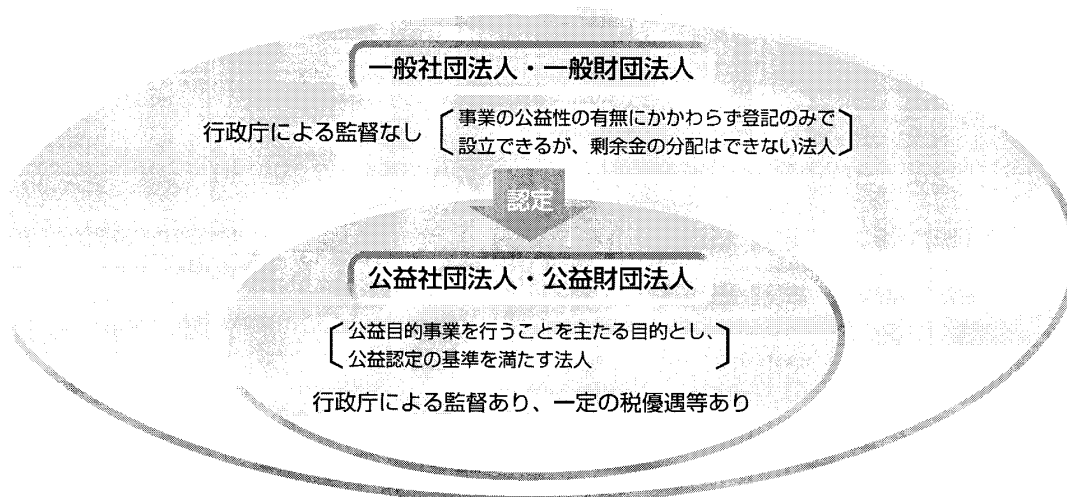
今次の公益法人改革は、明治以来の民法に基づく公益法人制度を抜本的に見直す大改革であり、新公益法人への移行には周到な準備を必要とします。新法施行日（平成20年12月1日）から起算して5年を経過する日まで（移行期間）公益性の認定の申請、又は、公益性の認定を受けない一般法人への移行認可申請ができますが、協会としては、公益認定がある以上公益性を世間一般にアピールできる公益社団法人に円滑に移行すべく、新たな定款の検討、組織体制のあり方、申請書類の準備などの検討を進め、理事会・総会にお諮りした後、平成21年度末、あるいは平成22年度中には内閣府に申請することと致したい考え。

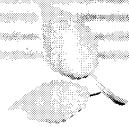


公益法人制度改革の概要



新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？





一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。

- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。

重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。

11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。

12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。

- 17 定款で基金制度の採用が可能。
- 18 社員による役員の責任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

5 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。

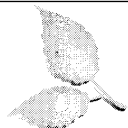
6 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。

7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。

8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

<その他>

- 17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。

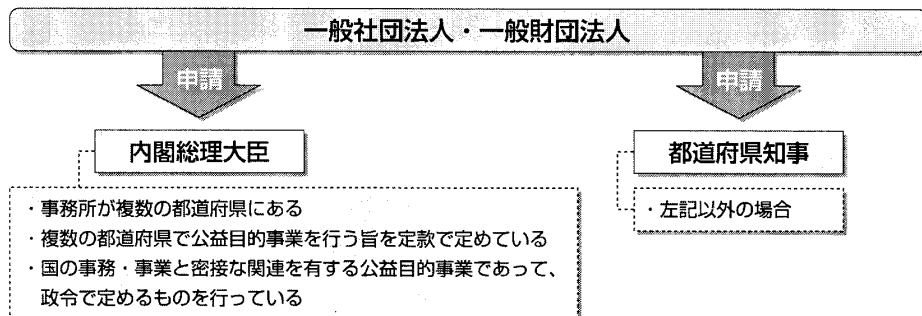


公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。



☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準	欠格事由
○公益目的事業を行うことを主たる目的としているか ○公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか ○公益目的事業比率が50/100以上の見込みか ○遊休財産額が一定額を超えない見込みか ○同一親族等が理事又は監事の1/3以下か ○認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等	○暴力団員等が支配している法人 ○滞納処分終了後3年を経過しない法人 ○認定取消し後5年を経過しない法人 等

(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる（新法施行までに所要の措置）

☆認定を受けると、守らなければならないことがあります。

- 遵守事項**
- 公益目的事業比率は50/100以上
 - 遊休財産額は一定額を超えないこと
 - 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
 - 理事等の報酬等の支給基準を公表
 - 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し

○報告徴収、立入検査は委員会等が実施
○必要な措置を講ずよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

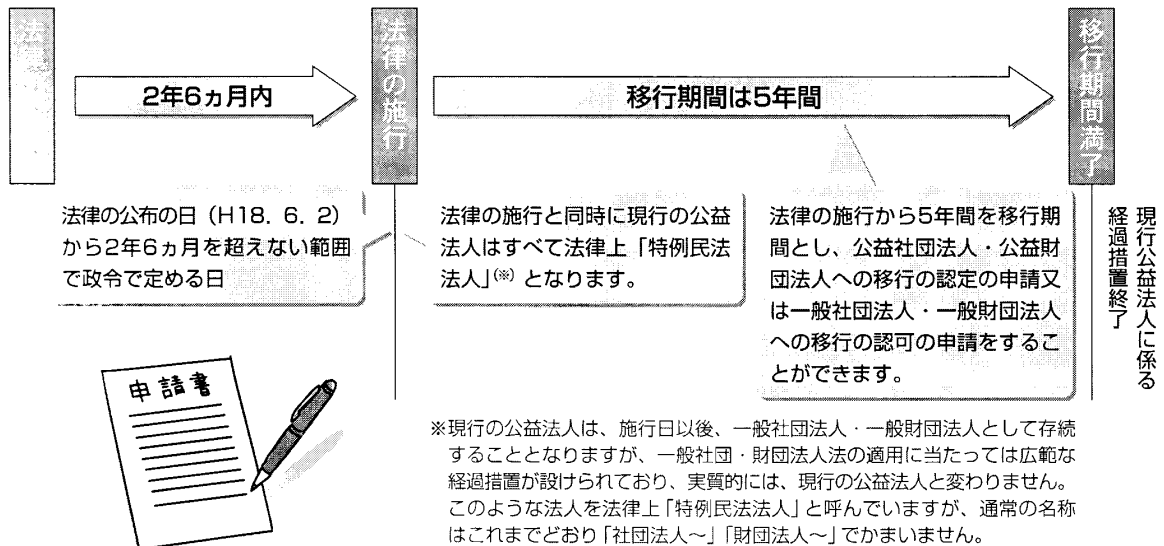
- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
- ↓
- 1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会(国)／合議制の機関(都道府県)

現行の公益法人の移行の仕組み



現行の公益法人は、移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- 現行の公益法人は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請（→7ページ参照）又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請（→8ページ参照）をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。
- 申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が、複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。（整備法第47条参照）
- 新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはありませんので、内閣総理大臣又は都道府県知事のどちらか一方に申請することになります。

内閣総理大臣あての申請は

- 複数の都道府県に事務所を設置するもの
- 公益社団法人・公益財団法人に移行する場合にあっては、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」に記載する事業を、複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」において国・地方公共団体、類似の目的の公益的な法人に対する寄附のみを定める法人及び「公益目的支出計画」を作成する必要のない法人のうち、移行申請時の所管官庁が都道府県知事又は都道府県教育委員会でないもの
- 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が、国の事務・事業と密接な関連を有する事業であって、政令で定めるもの

都道府県知事あての申請は

- 上記以外の場合

移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされます。

- 移行期間の満了の日、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日解散したものとみなされます。
（移行期間の満了の日において、すでに移行の申請を行っており行政庁において審査中の場合には、移行期間満了後も審査の結果が出るまでの間は特例民法法人として存続し、審査の結果、移行が認められたときは移行し、認められなかったときに解散したものとみなされます。）
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の申請をし、審査中に移行期間満了日をむかえた場合には、予備的に一般社団法人・一般財団法人への移行の申請を追加して行うことができます。（整備法第116条参照）

社団法人・財団法人

法律の施行の日（法律の公布（H18.6.2）から2年6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日）

特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人）

○「特例民法法人」とは、現行の公益法人の円滑な移行の観点から設ける暫定的な取扱いであり、基本的には一般社団・財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられています。新法の施行によりただちに対応しなければならない事項はありませんが、移行するまでに、一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく必要があります。

○特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません

- ・名称はこれまでどおり（「社団法人～」、「財団法人～」等）でかまいません。所管官庁の認可を受けて名称を変更することも可能ですが、移行前に「公益社団（財団）法人～」、「一般社団（財団）法人～」という名称とすることはできません。
- ・移行するまでの間は、これまでどおり所管官庁が監督をします。
- ・特例民法法人には決算公告の義務はありません。所管官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
- ・特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続することができます。
- ・ただちに定款の内容、機関、登記等を変更する必要はありませんが、新制度の法人への移行の申請をするまで（あるいは、申請をする際）に、一般社団・財団法人法に適合するよう所要の変更をする必要があります。

○一般社団・財団法人法の機関を置くことができます

- ・特例社団法人は一般社団・財団法人法上の理事会、会計監査人を置くことができます。
- ・特例財団法人は一般社団・財団法人法上の評議員、評議員会、理事会、会計監査人を置くことができます。

○次のような制度が新設されました

- ・特例社団法人は、基金を募集することができます。
- ・特例民法法人は特例民法法人とのみ合併することができます。

公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行の申請

認定申請

認可申請

申請せず

【認定の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

【認可の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること

申請せず

認可されず

認定されず

再申請することができます

認定

認可

公益社団法人・公益財団法人に移行

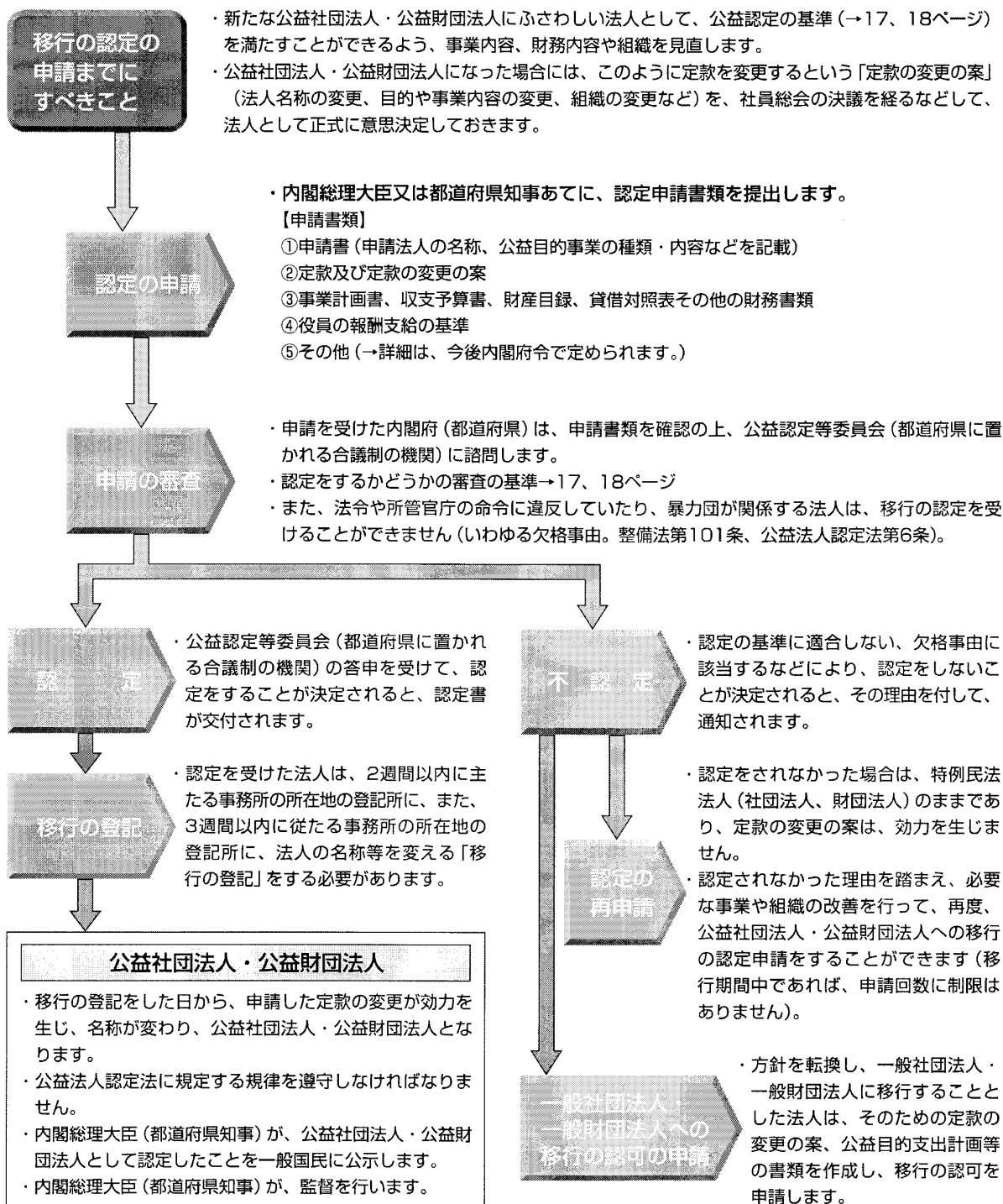
一般社団法人・一般財団法人に移行

移行期間の満了

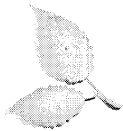
解散

公益社団法人・公益財団法人への移行の手続

○公益法人から新たな公益社団法人・公益財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。

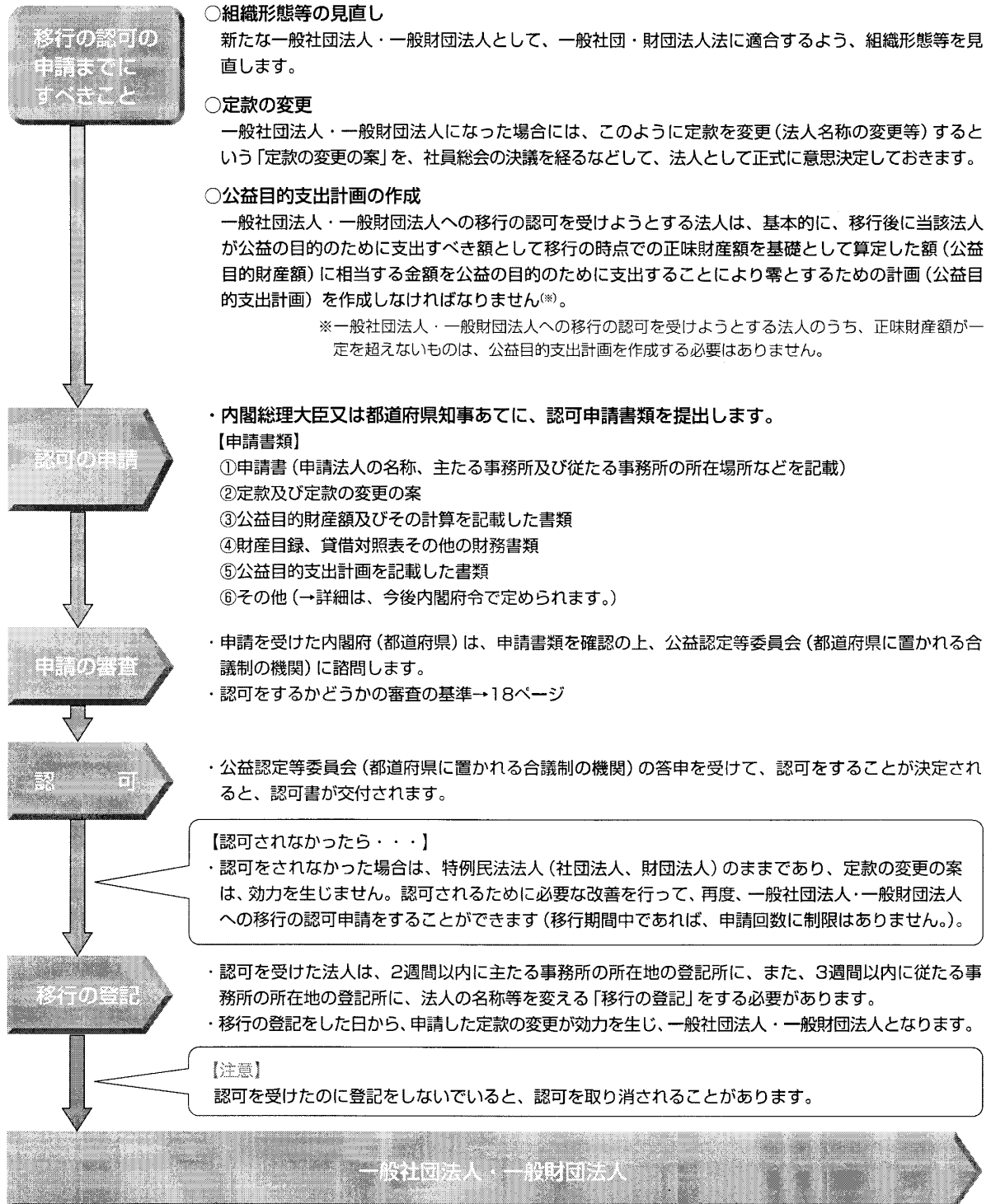


→次のページへ



一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。



公益目的支出計画の実施に必要(内閣総理大臣、都道府県知事)による登記については、次のページを参照してください。

公益目的支出計画の実施と行政庁 (内閣総理大臣・都道府県知事) による監督

公益法人から一般社団法人・一般財団法人へ 移行した法人の義務

- ・自ら定めた公益目的支出計画に基づき、公益の目的に支出すべき額が零になるまで、公益に関する事業の実施による支出をし、又は公益的な団体への寄附をする必要があります。
- ・毎事業年度終了後、公益目的支出計画の実施状況について行政庁に報告する必要があります。

公益目的支出計画を変更したい場合

(例：公益目的支出計画として実施する事業を変更、追加等したい場合)
行政庁の認可を受けて、例えば、新たに公益法人認定法に規定する公益目的事業等を実施し、その事業の実施により公益目的財産額を公益の目的に支出することができます。

合併した場合

合併後に行政庁に届け出なければなりません。
公益目的支出計画は、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が引き継ぎます。

公益目的支出計画に基づき公益目的財産額に相当する金額を公益の目的に支出し、公益の目的に支出すべき額が零になった場合

行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができます。

毎事業年度公益目的支出計画の実施状況の報告

公益目的支出計画の実施状況の報告についての
詳細内容の聴取等

公益目的支出計画の変更の認可の申請

公益目的支出計画の変更の認可

合併した旨の届出

合併後存続する法人又は合併により設立する
法人に対する監督

公益目的支出計画が完了した旨の確認の申請

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付
行政庁は、確認を求めた法人が公益目的支出計画に従って公益目的財産額の全額を公益目的に支出したことを確認し、確認書を交付します。

行政庁
(内閣総理大臣・都道府県知事)

行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了
公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付を受けると、登記により設立された一般社団法人・一般財団法人と同様、行政庁による監督はなくなります。

※ このほか、合併後存続し、若しくは設立する法人が公益社団法人・公益財団法人である場合又は公益認定を受けた場合には、公益目的支出計画が完了した旨の確認を受けたものとして取り扱われます。



[執行運営委員会]

- ◆ 4月26日(木) 15時より開催。議案は、①4月19日開催の理事会についての報告 ②「酒類加工食品業界画像標準Ver2.0」について ③「新価格体系再構築委員会」活動の今後の進め方について

- ◆ 5月30日(水) 15時より開催。①5月10日開催賛助会員幹事店会に関する報告。②支部総会日程について ③「食品トレーサビリティシステム導入」の手引きについて ④「平成18年度食品産業における取引慣行の実態調査」について(食品産業センター調査) ⑤流通業のロジステイクス「センター機能とコスト」について

- ◆ 6月22日(金) 9時より開催。議案は、①支部総会日程について ②流通業のロジステイクス「センター機能とコスト」について ③改正薬事法に関する「登録販売者」制度に関する要望書について ④「改正省エネ」に関するお願いについて ⑤「賞味期限」に係わる食品廃棄の実態調査について

- ◆ 7月27日(金) 15時より開催。議案は、①流通業のロジステイクス「センター機能とコスト」について ②即席麺メーカーの納品状況の実態調査について ③ビール酒造組合情報システム部会からの提案事項について ④新缶型発売に伴う内容量等の業界内取り決めについて

- ◆ 8月28日(火) 15時より開催。議案は、①食品産業の意識調査に結果概要について ②中国からの輸入食品に貼付されるCIQマークについて ③遺伝子組み換え農作物に関する会合について ④公益法人制度改革についての今後のスケジュールについて ⑤第4回新価格体系再構築委員会の開催内容について⑥環境問題対応に関する報告

- ◆ 9月28日(火) 15時より開催。議案は、①所管当局からの公益法人検査実施の結果について ②関東支部平成18年度新物流コストの算出結果について ③取引慣行の各社の実態調査について(小売業とのEDIに関する実態調査)

- ◆ 10月29日(月) 15時より開催。議案は、①減価償却資産の法定費用耐用年数の見直しについて ②特定荷主の環境数値算定結果と環境自主行動計画の調査票について ③各支部の研修予定について ④小売業との「新取引制度」(案)の構築に向けての中間報告

- ◆ 11月27日(火) 15時より開催。議案は、①飲食料品卸売業の機械・装置の減価償却期間年数について(10年) ②原油価格高騰に伴う影響と問題点について ③理事会・政策委員会・賛助会員幹事店報告 ④改正食品リサイクル法のパンフ案について ⑤加工食品品質表示基準の改正に関する説明会について ⑥加工食品卸売業の「新環境自主行動計画」(案)について ⑦小売業との「新取引制度」(案)についての検討

◆12月25日(火) 15時より開催。議案は、①EDI推進協議会(JEDIC)の加入の件 ②加工食品卸売業の「新環境自主行動計画」(案)について ③小売業との「新取引制度」(案)の検討

◆1月30日(水) 15時より開催。①臨時理事会開催 ②予算進捗状況について ③各支部の研修会の予定について ④会費の部分改定について⑤各研究会・W・Gの活動状況について ⑥「新価格体系再構築委員会」の開催内容について

◆2月22日(金) 14時より開催。議案は、①会費の部分改定について ②「新環境自主行動計画」の修正案について ③国際穀物相場を踏まえた輸入麦の政府売渡価格の改定と麦関連製品の適正な価格の設定について ④新型インフルエンザの対策ガイドラインの作成について ⑤「食品業界の信頼性向上自主行動計画」の作成について ⑥食品流通の環境経営を支えるビジネスモデルについて ⑦平成20年度の事業計画について ⑧「新価格体系再構築委員会」の開催内容について ⑨食品による薬物中毒事案の発生防止策についての調査結果について ⑩情報交流迅速化推進体制について

◆3月28日(金) 15時より開催。議案は、①政策委員会報告 ②平成19年度食品産業における取引慣行の実態調査について(食品産業センター調査) ③「地域防災・防犯展」大阪開催について

2007. 11. 01

執行運営委員会 委員名簿

(社) 日本加工食品卸協会
(社名50音順:敬称略)

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品(株)	佐田 幸夫	商品本部東日本商品部部長	
加藤産業(株)	破魔 重美	取締役広域流通部長兼東京本部営業部長	
国分(株)	清水 宣和	取締役経営統括本部部長	
コンタツ(株)	津久浦 慶信	常勤監査役	
(株)サンヨー堂	小林 由朗	取締役営業本部商品部長	
(株)日本アクセス	成田 祐一	常務取締役総合企画本部長	
三井食品(株)	葉梨 卓淑	執行役員営業統括本部長	
明治屋商事(株)	大竹 一太郎	取締役常務執行役員営業本部副本部長	
(株)菱食	皆本 睦夫	取締役専務執行役員	
○ [社] 日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	

○印: 委員長

[新価格体系再構築委員会]

◆9月13日(木) 15時より当協会会議室にて開催。議案は、①流通業のロジステイクス「セクター機能とコスト」についての意見交換②メーカー委員より現状の市場対応状況について

◆2月22日(金) 15時30分より日本橋精養軒会議室にて開催。議案は、①メーカー委員より市場対応状況について ②業界のインフラ推進策についての意見交換(以下の具体的インフラ推進策について現状評価・意見等)・販促金のEDI化・メーカー卸間統一伝票の普及・メーカー共同配送(FLN)・JII活動・パレチゼーションの普及

平成19年11月1日

新価格体系再構築委員会委員名簿

社団法人 日本加工食品卸協会
(社名:50音順・敬称:略)

会 社 名	役 職	氏 名
味の素(株)	営業企画部長	西 井 元 章
カルピス(株)	営業統括部次長兼経営戦略部業革推進G	村 田 利 衛
カゴメ(株)	営業推進部長	宮 地 雅 典
キッコーマン(株)	営業企画部部長	加 瀬 泰 美
キューピー(株)	営業企画部部長	増 田 裕
サントリーフーズ(株)	営業管理部長	今 井 等 一
日清フーズ(株)	取締役営業本部長	岩 崎 浩 一
日清オイリオグループ(株)	理事営業統括補佐	下 古 谷 勝
日清食品(株)	営業企画部次長	三 澤 一 夫
日本水産(株)	営業推進課課長	桜 井 裕 彦
ネスレ日本(株)	流通営業部部長	朝 田 忠
ハウス食品(株)	営業企画推進室長	巖 本 一 雄
(株)桃屋	営業企画室室長	菅 原 通 之
伊藤忠食品(株)	東日本商品部部長	佐 田 幸 夫
加藤産業(株)	取締役広域流通部長	破 魔 重 美
国分(株)	取締役経営統括本部部長	清 水 宣 和
コンタツ(株)	常勤監査役	津 久 浦 慶 信
(株)サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小 林 由 朗
(株)日本アクセス	常務取締役総合企画本部長	成 田 祐 一
三井食品(株)	執行役員営業統括本部長	葉 梨 卓 淑
明治屋商事(株)	取締役常務執行役員	大 竹 一 太 郎
(株)菱食	取締役専務執行役員	皆 本 睦 夫
日食協	専務理事	奥 山 則 康

〔賛助会員幹事店会〕

◆5月10日(木) 12時より日本橋精養軒会議室にて開催。議案は、①平成19年度4月開催の理事会の報告②意見交換テーマとしてメーカー各位より市場対応策の現状について

◆11月15日(水) 12時より日本橋精養軒会議室にて開催。議案は、①平成19年11月開催の理事会の報告 ②意見交換テーマとして、・流通業のロジスティクス「センター機能とコスト」について・小売業からの労務提供に関する対応について・市場対応策の現状について

賛 助 会 員 幹 事 店 会 名 簿

平成19年11月1日現在
社団法人 日本加工食品卸協会
(会社名50音順)・(敬称略)

社 名	役 職	氏 名
味の素(株)	取締役常務執行役員	横 山 敬 一
カルピス(株)	取締役常務執行役員	高 橋 俊 行
カゴメ(株)	取締役常務執行役員	大 嶽 節 洋
キッコーマン(株)	常務執行役員兼ナショナル・セールス・マネージャー	佐 藤 幸 男
キューピー(株)	執行役員家庭用営業本部本部長	好 村 博
サントリーフーズ(株)	取締役副社長営業部門管掌	塚 原 信 夫
日清オイリオグループ(株)	常務取締役	田 村 由 人
日 清 食 品 (株)	取締役営業本部長	三 浦 善 功
日 清 フ ー ズ (株)	取締役営業本部長	岩 崎 浩 一
日 本 水 産 (株)	取締役広域営業本部長	金 田 進
ネ ス レ 日 本 (株)	常務執行役員営業本部長	芹 澤 祐 治
ハ ウ ス 食 品 (株)	取締役上席執行役員営業本部長	井 上 始
(株) 桃 屋	執行役員東日本統括担当	立 花 哲 於
伊 藤 忠 食 品 (株)	専務執行役員 東日本営業本部長	大 野 志 郎
加 藤 産 業 (株)	常務取締役 東京本部長	多 原 善 雄
国 分 (株)	代表取締役副社長 経営統括本部長	成 田 健
(株) コ ン タ ツ	常勤監査役	津 久 浦 慶 信
(株) サ ン ヨ ー 堂	取締役 営業本部商品部長	小 林 由 朗
(株) 日 本 ア ク セ ス	取締役副社長 営業管掌	細 川 晃 一
三 井 食 品 (株)	上席執行役員 営業部門統括役員補佐	川 村 哲 夫
明 治 屋 商 事 (株)	取締役専務執行役員 経営戦略担当	菱 田 州 男
(株) 菱 食	取締役常務執行役員 加食営業担当	中 嶋 隆 夫
〔社〕日本加工食品卸協会	専務理事	奥 山 則 康

ワーキンググループ活動報告

[食育に関するワーキンググループ]

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと、定義されております。したがって私どもは、この主旨に基づき中間流通業として特徴的な「食育」活動を基本骨子として考え、昨年「**食育と食品選択のためのハンドブック**」を作成した。今年度は、この冊子を活用した、食育の普及・啓発事業と、当協会の団体賛助会員である(社)日本パインアップル缶詰協会の柘植茂晃専務理事に講師をお願いして「くだものと食育」というテーマで講演会活動を実施した。

[公正取引問題対応ワーキンググループ]

人口増加・消費需要増加の拡大化時代から、人口減少・消費需要の減少時代への変質という構造的な転換期を迎え、業界の経営環境が一段と厳しくなった事を受けて、当協会は「食品取引改善協議会」を立ち上げ、その活動の中で、「価格制度の再構築の提言」をまとめ、メーカー各位に建値制度と実勢価格との乖離の是正と価格制度の一環としてセンターフィの補填ないし補完する制度の構築について要請した。

一方、対小売業との取引においては、店舗間あるいは業態間競争といった、小売業間の競争激化もあり、販売価格の低価格化が進展し、多くの小売業から仕入れ価格の低下を求められ、しかも同時に高度な物流サービスの提供をも求められている。したがってサプライチェーン全体としてのシステム制度を実現するためにも、また、公正取引の推進と卸機能の正当性を主張するためにも、メーカーの取引制度に対応した、小売業向けの取引制度を卸売業として主体的な立場から構築する事が必要ではないかと考え、「**小売業との「新取引制度」の構築に向けての提言**」をまとめる活動を行った。しかし、それは永年の取引慣行から相当困難度の高いテーマであり、また価格の改定に優先的に取り組まなければならない時期と重なったため未定稿とし平成20年度に継続事業とした。

[消費税対応ワーキンググループ]

今期の活動としては、政府税調の消費税に関する動向を注視するとともに、所管庁に対する税制改正要望としては、事業所間取引に関する外税の法令化を継続して要請した。

また、所管庁からの「減価償却資産（機械及び装置）の使用実態調査」に協力し、飲食料品卸売業（業種区分毎の耐用年数の算定方法となる）で使用する機械及び装置についての法定耐用年数は10年となった。（平成20年度税制改正時から）

[環境問題対応ワーキンググループ]

このワーキングチームは、2つのチーム編成で活動し【**Aチーム**】は、環境関連法が改正されたことを受けて、以前に協会が作成した「**加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について**」と

「食品リサイクル法へのガイドライン」という2つの冊子の改訂版作りに取り組みそれぞれ完成させた。

また、環境関連施設の見学研修として、9月に千葉市中央区川崎町にあるジャパン・リサイクル株式会社を訪問、12月には横浜市鶴見区にあるキリンビール横浜工場でキリンビールが環境に関して取り組んでいる環境マネジメントについて研修を行った。

【Bチーム】は、「改正省エネ法」の施行で特定荷主に指定された会員卸11社の環境数値をまとめ、日食協の環境自主行動計画の実績数値として所管当局に提出すべく活動を行った。京都議定書の削減約束を達成していくためには、環境自主行動計画の目標が達成されるべく、業界がエネルギー消費量原単位や二酸化炭素原単位の改善等で排出量を抑制する努力が極めて重要であり行政サイドからも厳格なフォローアップが実施されている。農林水産省による環境自主行動計画フォローアップについては、食品産業（食品製造業、食品流通業及び外食産業）団体の策定した環境自主行動計画の2006年度における進捗状況等の把握を行うため、「環境自主行動計画フォローアップチーム」を設置し会合が開催されている。対象団体は食品製造業14団体、食品流通業1団体（日食協）外食産業1団体の計16団体である。

また、A・B合同チームより、平成11年度に策定した“加工食品卸売業における「環境自主行動計画」”を今日的に見直し「新環境自主行動計画」(案)を新たに策定した。しかしながら現在京都議定書目標達成計画の改定案が検討されている最中でもあり、この「新環境自主行動計画(案)」の外部への公表は、この改定案との整合性を確認し、行政当局のご指導をいただいた後とする。

加工食品卸売業の新環境自主行動計画（案）

社団法人 日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」、
「廃棄物対策」の取り組みについて

平成20年3月

はじめに

平成11年3月に、社団法人日本加工食品卸協会会員における「地球温暖化対策」の取り組みのガイドラインとして、「加工食品卸売業の環境自主行動計画」が策定された。この中で、中間流通業としての日常業務を通じて、CO₂の排出抑制をより強く意識し、我国全体が目指す方向・水準に当業界も同じ数値目標を明示し、かつ自らチェックしていく姿勢に対する理解を求めた。

それから8年が経過し、この間、環境関連法律の改定や地球温暖化の危機意識の高揚あるいは廃棄物の再資源化の強化など環境問題が著しく進化し、特に、個々の企業に自己主張を求める動きが一層強まった。

従って、こうした環境問題の状況変化を踏まえ、また消費と生産を結ぶ中間流通業としての社会的機能発揮が環境問題においても、その存在価値を高めるものと考えて、ここで改めて、当協会会員企業が個々計画にあたってのガイドラインとなる「新環境自主行動計画」を考えた。

この環境問題に対する新計画の理解を求めるためには、まず前計画同様、次の前提・スタンスを十分理解する必要がある。

- 1：これからの個々企業は「環境問題」について、ますます自己の主張を持つ事が要求されていること。
- 2：業界も我国の社会構造の一産業として、共通のターゲットや努力水準の数値表現をすることになったこと。
- 3：各企業各人が問題認識し、計画の達成に向かって努力し、社会的責任を果たす必要があること。

食品関連業界における環境自主行動計画について

農林水産省

1. 環境自主行動計画とは

地球温暖化の防止や廃棄物の削減等に取り組むため、各産業の業界団体が自主的に策定する行動計画。この中で、平成22(2010)年度を目標とした二酸化炭素排出抑制、廃棄物削減の数値目標及びこれ等を達成するために必要な省エネ設備の導入、製造工程の改善、運転管理の高度化、燃料転換、廃棄物の再資源化等の具体的な対策を定めている。

2. 京都議定書目標達成計画における環境自主行動計画の位置付け

「京都議定書」の国際的な約束(平成2(1990)年度比温室ガス排出量6%削減)の達成に向け、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、自主行動計画を「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」と位置付け、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、関係審議会等における定期的なフォローアップを求めている。

また、環境自主行動計画を未策定の事業者に対しては、計画を策定し、特性に応じた有効な省CO₂対策を講じる事を促している。

3. 農林水産省におけるフォローアップの実施

食品産業(食品製造業、食品流通業及び外食産業)団体の策定した環境自主行動計画の実施状況を把握するため、「環境自主行動計画フォローアップチーム」を設置し、会合を開催している。

基本的スタンス

「地球の温暖化」について、加工食品業界に於ける中間流通機能の担い手である我が業界、就中当協会会員企業は、取引先との協力により、各企業活動に伴うエネルギー消費量(原単位)を基準年度2006年度に対し、2011年度に於いて事業所毎に95%の水準にする事を目標とする。この為に、次の対策を計画し実行する。

*原単位とは、エネルギー消費量削減目標を立てて管理する場合の基礎となる

指標で、加工食品卸売業では庫出売上高当たりエネルギー消費量原単位を基準指標とする。

1. 二酸化炭素の排出量の測定

- ・二酸化炭素（CO₂）の排出量の測定方法

エネルギー消費量×平均発熱量×排出係数＝エネルギー使用による

二酸化炭素（CO₂）排出量

＊排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく

2. エネルギー消費量の削減

- ・エネルギー消費量（原単位）を、毎年基準年度比1％ずつ削減し、結果として2011年度には、対2006年度比5％減を目標とする。

◇ 削減対象エネルギーとは

- ① 電力
- ② ガス
- ③ ガソリン・灯油・軽油・重油

この為各事業所は、エネルギー消費量の削減に繋がるスローガン及び行動マニュアルを作成し、削減活動を実行する。

◇二酸化炭素排出量の削減対策

- ・オフィス活動では
 - ① 省エネ設備の導入
 - ② O A機器、照明器具等の省エネ機器への変更
 - ③ ガラスへの遮光フィルム貼付
 - ④ 空調の効率運転、設定温度の調整
 - ⑤ 不在場所の消灯やエレベーターの使用削減
 - ⑥ 営業車輛の低公害車導入や効率利用
- ・物流活動では
 - ① 多頻度・少量配送の見直し
 - ② 商品流通管理システムの改善
 - ③ 輸送トラックの大型化や積載率向上による物流効率の改善
 - ④ 共同化による車輛数と延べ走行距離数の削減
 - ⑤ 流通経路の短縮や物流資材の使用量の削減
 - ⑥ 調達物流の合理化、配達物流の共同配送化
 - ⑦ 鉄道貨物、船舶へのモーダルシフト
 - ⑧ 低燃費車、ハイブリッド車、天然ガス自動車等の導入
 - ⑨ アイドリングストップ、急発進抑制等による低燃費運転の励行

3. 廃棄物対策

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、いっそうの再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

◇ 具体的削減対策

・ オフィス活動では

- ① 事務用消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
- ② コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数回活用を推進
- ③ 電子化による紙類の使用減を図る
- ④ 分別収集（容器、紙等）による資源リサイクルの推進

・ 物流活動では

【川上（仕入先）への対策】

- ① 過剰梱包材／配送資材の廃止依頼
- ② 環境に配慮した梱包材／配送資材の採用依頼（例：樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）

【社内での対策】

- ① 資源物の分別徹底（段ボール、廃プラスチック類、廃棄金属等）
- ② 資源物リサイクル業者の開拓と資源リサイクル推進
- ③ 環境に配慮した梱包材／配送資材の採用（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ④ 流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ⑤ 食品残渣の再生利用

【川下（得意先）への対策】

- ① 環境に配慮した梱包材／配送資材の採用提案（例：通い箱、樹脂製パレット、荷崩れ防止用バンド等）
- ② 返品削減

4. 推進体制の明確化

本環境自主行動計画に掲げる目標達成のため、各企業内に「環境問題対策」を担当する部署を設置し、または分掌を明示して、計画の策定と進捗管理を恒常的に行う。

全従業員に対する「環境問題対策」の教育を行い、エネルギー消費量の削減と廃棄物対策の「環境問題」について意識の高揚を図る。

以上

平成18年度 環境自主行動計画についての調査票提出の内容骨子

(提出先：農林水産省食品環境対策室)

- ・団体の会員数

正会員	157名
事業所会員	156名
賛助会員	121名
団体賛助会員	3名
合 計	437名
- ・フォローアップに参加している(特定荷主) 11社

企業数及び売上高	53,644億円
----------	----------
- ・フォローアップのカバー数 正会員数の7.0%
(11社/157社)
- ・原単位の算出方法 エネルギー消費量を分子に、売上高(倉出売上)を分母にして算出

I. 温暖化対策

1. 自主行動計画における目標

- ・基準年度1998年度に対し2003年度において95%の水準

2. 目標達成のための主要な取り組み

- ・排ガス規制指示の遵守
- ・省エネ機器、環境対応機器部品及び消耗品の優先的使用

3. 2006年度に実施した温暖化対策

- ・エコドライブの推進
- ・車輛装備の変更に伴う燃費の向上
- ・物流センターの統廃合
- ・着荷主との取引慣行の見直し

4. エネルギー消費量 2006年度

- ・生産高(庫出売上高) 53,644億円
- ・エネルギー消費量 125,644 (原油換算KI)
- ・エネルギー消費量原単位 2.31 (原油換算KI/億円)
- ・CO₂排出量 325,868 (t-CO₂)
- ・CO₂排出原単位 6.07 (t-CO₂/億円)

5. CO₂排出量増減の要因分析

- ・得意先からの要請による多頻度・少量定時配送の対応によるエネルギー(燃料)使用量の増加

6. 2010年度における生産活動、CO₂排出量等の見通し

- ・業界全体としては、少子高齢化社会の顕在化を受け市場規模の拡大は期待できないが、その中で上位集約化傾向があり大手企業だけが伸びている。

こうした状況の中で、インフラ整備を強化して流通効率を上げ、目標である原単位での目標達成に向けて努力する。

II. 廃棄物対策

1. 自主行動計画における目標

- ・事業所毎に発生する廃棄物の削減、適正処理及びリサイクルに努める

2. 目標達成のための主要な取り組み

- ・リターナブル容器への転換
- ・ペーパーレス化の促進
- ・通い箱（オリコン等）による納品

3. 2006年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

- ・日食協の作成した「食品リサイクル法」への対応ガイドラインによる普及・啓発

4. 廃棄物排出量・再資源化量の実績及び見通し

- ・廃棄物排出量(t) OA用紙使用量

2006年度 534(t)

＊参考数値として(株)菱食からの提出数値

[EDIワーキンググループ]

メーカー・卸間の業務合理化、効率化を目指して、EDI標準化推進の取り組み課題について調査、研究し、(株)ファイネットの格別のご協力もいただいてWeb—EDIの現状の評価と内容を確認した。また流通BMSの実証について情報を共有化し、標準化推進の普及・啓発を行った。「GTIN」の実践的課題については、移行期における物流上の問題点や小売業の不一致型未対応による卸の作業負担などについてメーカーとの意見交換を行った。

研究会活動報告

[情報システム研究会]

今期より委員の拡充も図り、毎月定期的に研究会を開催し、今日的な情報システムの課題に積極的に取り組んだ。特に、業界内の情報システムに関連する各団体の会議情報について共有化を図り、情報システムの標準化の進展について意見交換を行った。また、EDP経費の妥当性を把握し、卸経営における情報システム部門の経費のあり方を考える基礎情報として「**EDP費比較調査票**」を検討した。

毎年、全国卸売酒販組合中央会と酒類・加工食品データベースセンター（略称：SKDBC）との3者共催で実施されている情報システム研修会は10月30日（火）に実施された。酒類・加工食品データベースセンターは定時総会で解散を決めているため3者による共催は本年が最後となった。研修会テーマは、「経営コスト削減のキーマンである標準化推進」と「ITを活用した新しい夢のビジネスモデル」とし4名の講師の方にご講演をいただいた。

(1)「流通システムの標準化事業について」

(財)流通システム開発センター

研究開発部 上級研究員 坂本真人 氏

(2)「流通ビジネスメッセージ標準（BMS）の実践活動について」

株式会社トークン 執行役員 牧内孝 文氏

(3)「WEB2.0を活用した卸のIT戦略」

株式会社富士通総研 常務取締役 伊藤大挙 氏

(4)「ネットスーパーの現状と未来」

株式会社グレースコーポレーション

代表取締役社長 木村 慎 氏

EDP費比較調査票

EDP費比較調査票 (経済産業省 情報処理実態調査 情報処理関係諸経費の状況調査票を基に作成)					作成年月日
会社名:					
年度:	(決算月: 月)	売上高 (単位: 千円):			
経産省情報処理実態調査での費目		各社の状況			
費用区分	内容の詳細項目	自社 費目	費目構成比	金額 (単位: 千円)	備考
ハードウェア関連費用 (注1)	買取り経費 (注2)、当期減価償却費 (注3)、レンタル/リース料 (注4)、導入諸掛・その他 (注5)	- ハード・本体 - ハード・O A 機器 - ハード・端末機器 - ハード・L T 機器 - ハード・R S 機器 - ハード・人事機器 - ハード・管理D B 機器 - ハード・営業D B 機器 - ハード・その他 - 開発・ハード (本体) - 開発・ハード (端末)			
ソフトウェア関連費用	買取り経費 (注2)、当期減価償却費 (注3)、レンタル/リース料 (注4)、情報システムの企画・設計コンサルタント料 (注6)、ソフトウェア作成・システム開発料 (注7)、システムの機能変更・拡張などの改善費用 (注8)	- ハード・ソフト費用 - 運用・減価償却費 (非) - 運用・繰延償却費 (非) - 運用・一括償却資産 - 開発・プログラム費用 - 開発・パンチ委託料 - 開発・S E 委託料 - 開発・繰延償却費 (非) - 開発・減価償却費 (非) - 開発・一括償却資産 - 開発・その他			
サービス関連費用	データ作成/入力費 (データ入力委託料) 等 (注9)、運用・保守委託料 (注10)、処理・サービス料 (注11)、一般社員の教育・訓練等費用 (注12)、情報処理要員の教育・訓練等費用 (注13)、外部派遣要員人件費 (注14)、その他サービス料 (注15)	- ハード・保守料 - 運用・オペレート委託料 - 運用・パンチ委託料 - 運用・S E 委託料 - 運用・受取処理料 - 運用・支払処理料 - 運用・その他 - 開発・保守料			
通信関連費用	電話回線使用料 (注16)、ネットワーク関連通信回線使用料 (注17)	- ハード・回線使用料 - 運用・回線使用料 - 支払・支払処理料			
人件費	情報システム部門等の社内要員 (専従者) 人件費 (注18)	営業費・人件費 (システム統括部のみ)			
その他費用 (注19)		- 運用・備品、用品代 - 運用・電気料 - 運用・水道料			
情報処理関係諸経費合計					

情報システム部門で管理している費用を比較する。
 自社の費目を経済産業省の費用区分に合わせて費用を算出する。
 自社の費目が経済産業省の複数の費用区分に分かれる場合は、概算の比率で自社の費目を分解する。

[物流問題研究会]

原油の高騰など変化する物流事情について実務者の立場から対策等について協議し、具体的提言としては、(社)日本即席食品工業協会に「物流合理化に関するお願いの件」をまとめ、商品特性に合致した輸送の合理化、品質保全を前提としたパレット積荷配送のあり方について幅広い意見の交換を求めた。また、関連する環境問題とも情報の共有化を求め、「改正省エネ法」や「改正食品リサイクル法」等の対応策について議論した。メーカー・卸間の物流業務のイン

フラ整備を意図して事業活動をしているフーズロジスティクスネットワーク(株)(略称:FLN)の状況やここに実務をお願いしている「卸店メーカー間用統一伝票」の進捗状況についても情報の共有を進めた。

委 発 第859号

平成19年 8 月 吉日

社団法人 日本即席食品工業協会御中

物流合理化に関するお願いの件

社団法人 日本加工食品卸協会
物流問題研究会 座長 山本 栄二

謹啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は、格段のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、食品流通業界は著しい構造変化を背景に、小売業間の競争が激化して低価格化が常態化し、私ども卸売業の経営環境は極限状態にあります。

したがいまして、内部コストの合理化につきましては、従前以上に取り組んでいるところでございます。特に、物流コストの合理化は、SCMに多くの原資があるものと考え、メーカー、卸間の物流実態を拝察いたしましたところ、多くの即席麺メーカー様の納品状況がバラ積み配送であることから、荷受卸での占有時間が多く、合理化の余地があるとの指摘があり、弊社卸企業の協力を得て実態調査をいたしました。

結果、調査対象の即席麺メーカー様の納品車両の積載形態は、90%近くがバラ積みの状態であることから、納品運転手がパレットへの荷卸、積み替え作業を行っており、パレット積み納品に比べ多大な時間を要している実態をあらためて認識いたしました。

つきましては、この実態を踏まえ、貴団体傘下の会員各社の皆様と商品特性に合致し輸送の合理化、品質保全を前提としたパレット積み配送のあり方につきまして、幅広く意見の交換をいたしたく貴協会のご協力とご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

敬 具

即席麺メーカーの納品実態状況調査について

平成19年7月

社団法人 日本加工食品卸協会

物流問題研究会

1. 調査対象メーカー

①日清食品 ②サンヨー食品 ③エースコック ④東洋水産 ⑤明星食品
⑥ヤマダイ ⑦大黒食品 ⑧ハウス食品 ⑨加ト吉 ⑩マルタイ ⑪食創
⑫寿がきや ⑬まるか商事 ⑭農心ジャパン ⑮十勝新津製麺 ⑯サンポー食品
⑰徳島製粉 ⑱インターパック ⑲城北製麺 ⑳カネボウフーズ
臈狩野ジャパン ㉑五木食品 ㉒濃辛 ㉓東洋軒 計 24メーカー

2. 調査卸売企業名と調査拠点数

①(株)菱食	27拠点
②(株)日本アクセス	2拠点
③明治屋商事(株)	7拠点
④(株)サンヨー堂	1拠点
⑤国分(株)37拠点 計	74拠点

3. 納品トラック車種 (延割合)

4トン車	370台(77.4%)
10トン車	73台(15.3%)
その他	35台(7.3%)
合計	478台

4. 納品車輛

メーカー車輛	308台(67.1%)
路線便	151台(32.9%)
合計	459台

5. 納品車輛の積載形態

バラ積み	89.2%
パレット積み	10.8%

6. 荷降ろし状況ほとんど納品運転手がパレットに積み替えている状況

7. 荷降し所要時間

*バラ積み平均1分間で9.2ケースの作業量

1000ケースで108分

*パレット積み平均1分間で31ケースの作業量

1000ケースで32分

[商品開発研究会（缶詰オーナーブランド会）]

7月23日（月）に研修会を開催。テーマは人間力の向上を目指して国民的運動を展開している「食育」を取り上げ、講師に（社）日本パインアップル缶詰協会専務理事柘植茂晃氏をお願いし「くだもの食育」という演題でご講演いただいた。

食生活指針を定めた食事バランスに関する事や西欧人と日本人のくだものに対する考え方の基本的違いやくだもの故事来歴など興味ある話題で大変有意義な研修会であった。10月11日（木）に日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方々と情報交換会を実施。本年3月24日（月）には、幹事企業有志による「商品クレーム」のデータ分析会を開催した。

[法務研究会]

基本的に2ヶ月に1回の定期開催で会議の前半は、債権管理情報の意見交換、後半部分は、持ち回り座長形式によるテーマを決めての勉強会スタイルを継続。今年の主要なテーマは、「下請け法への対応」「株式担保の電子化に対する対応」「信用保証制度の変更について」等であった。

[労務管理研究会]

基本的に2ヶ月に1回の定期開催で持ち回り座長制による情報交換、勉強会を継続。今年の主要テーマは、「パートタイマーの活用状況と改正労基法の対応について」「労働組合の活動状況」「定期採用状況について」「メンタルセルフチェックシステムについて」「障害者の採用実態について」「改正男女機会均等法への対応について」等タイムリーな問題について活発な意見交換が行われた。

[ネットワーク検討会]

第143回ネットワーク検討会を6月14日（木）開催。議題は、①EDIワーキンググループの活動報告 ②メーカーフーズ研究会の活動報告 ③情報システム関連の近況についての情報交換 ④ネットワーク検討会の運営について⑤次回定例会を平成20年6月12日（木）午前10時より開催する事を決めた。

受 託 事 業

酒類・加工食品データベースセンター(略称:SKDBC)事務局業務を継続して受託したが、5月9日（水）日食協会議室で開催された総会において解散の特別決議が承認された。以降決議事項に基づき引き続き清算業務を受託し（清算人：鎌田利弘氏）平成20年3月21日清算が終了した。

以下参考までに、SKDBC総会の議事録を掲載する。

議 案 第1号議案 報告事項

①平成18年度事業報告

②平成18年度収支報告

第2号議案 SKDBCの解散決議の件

第3号議案 清算人の選任の件

第4号議案 残余財産処分の件

出欠状況	議決権所有出席会員	21社
	議決権所有出席会員の共同利用会員	34社
	委任状出席会員	90社
	委任状出席会員の共同会員	6社
	計	151社

議決権総数	249社
出席賛助会員	3社
その他2社	

開 会 定刻になり事務局の奥山運営委員の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立とともに規約第16条により運営委員長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、井口泰夫氏と竹腰雅一氏の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 報告事項

①平成18年度事業報告

②平成18年度収支報告

議長より第1号議案について事務局から報告するよう指示があり、事務局は各資料に基づき、①会議内容 ②事業内容 ③会員動向を報告し、更に収支報告を行った。

議長は、ここで質疑を求めたが、なかったので第1号議案の承認を求め、拍手で承認された。その後監事に監査報告を求め、竹腰、柴田の両監事から「去る4月27日に監事2名にて監査を行った結果、適法かつ正確に処理されていたことを確認した。」と報告した。

議長は、ここで質疑を求めたが、なかったので監事報告の承認を求め、拍手で承認された。

第2号議案 SKDBC の解散決議の件

議長より第2号議案について事務局から説明するよう指示があり、事務局はSKDBCは歴史

的使命を終えたものと考え、SKDBCの規約第36条に基づき解散の措置をとるよう提言した。

議長は、解散決議は規約上総会の出席者の3分の2以上の特別決議が必要である事を説明した後、これについての承認を求め、全員挙手にて満場一致で承認された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長より第3号議案について事務局から説明するよう指示があり、事務局は清算人について、鎌田運営委員長の選任を提言した。

議長は、これについての承認を求め、拍手で承認された。

第4号議案 残余財産処分の件

議長より第4号議案について事務局から説明するよう指示があり、事務局は残余財産の処分について次のように提言した。平成18年11月24日の運営委員会の結論として、残余財産は社団法人 日本加工食品卸協会に寄付することとしたが、より有効的な費消策として、昨年同様今秋に開催される情報システム研修会の参加費用に充当して会員企業の研修に供する事を提言。

議長は、残余財産を解散慰労会費用、情報システム研修会参加費用として費消後、更に残った金額は清算業務手数料として支払い、全ての残余財産を精算することの承認を求め、拍手で承認された。

議長より、本日のご審議についての御礼が述べられ、総会の終了とSKDBCの解散を宣言して16時55分閉会となった。

以 上

平成19年度 酒類・加工食品データベースセンター収支決算書

(平成19年4月1日～平成20年2月29日)

収支計算書 (平成19年4月1日～平成20年2月29日)

単位:円

〔収 入〕

受取利息	1,275
当期収入合計(A)	1,275
前期繰越金	1,088,658
収入合計(B)	1,089,933

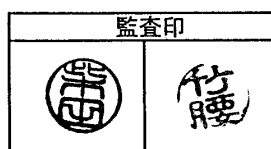
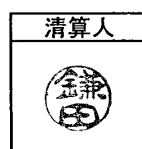
〔支 出〕

事業費	701,900
業務委託費	109,997
会議費	229,452
通信費	47,429
雑費	1,155
当期支出合計(C)	1,089,933
当期収支差額(A-C)	-1,088,658
次期繰越金(B-C)	0

貸借対照表 (平成20年2月29日 現在)

単位:円

科 目	当年度	前年度	増減
資産の部			
流動資産			
現金	0	32,701	-32,701
預金	0	1,055,957	-1,055,957
流動資産合計	0	1,088,658	-1,088,658
資産合計	0	1,088,658	3,658
正味財産の部			
一般正味財産	0	1,088,658	-1,088,658
正味財産合計	0	1,088,658	-1,088,658
負債及び正味財産合計	0	1,088,658	-1,088,658



監査報告書

平成20年4月3日 (社)日本加工食品卸協会 会議室において、
酒類・加工食品データベースセンターの平成19年度収支決算書の
内容につき監査をいたしました。適法かつ正確に処理されていた
ことを確認いたしました。

平成20年4月3日

監 事 伊藤忠食品株式会社

情報システム部長 竹腰 雅一



監 事 カゴメ株式会社

営業推進部 課長 柴田 昌志



清算結了報告書

平成20年2月29日 酒類・加工食品データベースセンターの
清算が、結了したことを報告します。

平成20年3月21日

清算人 鎌田 利弘



支 部 活 動

平成19年度 各支部総会及び研修会内容

5月29日（火）	東北支部	支部総会
6月 6日（水）	関東支部	支部総会及び研修会 研修会講師 日食協ワーキンググループの座長による講演 ① 公正取引問題対応W・G座長 尾上 宏氏((株)日本アクセス) ② 食育に関するW・G座長 桑原 陽一氏((株)菱食)
6月 8日（金）	中国支部	支部総会及び研修会 研修会講師(株)ファイネット 大石 誠氏
6月12日（火）	九州沖縄支部	支部総会及び研修会 研修会講師 拓殖大学商学部教授 根本 重之氏 「市場、制度の変化と食品卸売業・メーカーの戦略」
6月15日（金）	近畿支部	支部総会
6月19日（火）	東海支部	支部総会及び研修会 研修会講師 武蔵大学教授／全日本柔道連盟女子強化委員 筑波大学女子柔道監督 山口 香 氏 「柔道と人間力～自ら磨き、人を生かす」
7月 9日（月）	北海道支部	支部総会及び研修会 研修会講師(株)EQソリューション 代表取締役社長渡邊小百合氏 「成果を生み出す“EQ（心の知能指数）”」 「チーム作りは人づくり！個人が変われば組織は変わる！組織が変われば新たな成果が生まれる！」
7月10日（火）	四国支部	支部総会及び研修会 研修会講師 関東支部と同様に日食協W・G座長による講演
7月12日（木）	北陸支部	支部総会
10月26日（金）	東北支部	研修会 研修会講師(社)日本パインアップル缶詰協会 専務理事 柘植 茂晃 氏 「くだものと食育」
11月13日（火）	北陸支部	研修会 研修会講師ABO事務所／元気塾代表 疋田 文明 氏 「元気な会社の元気な経営」
11月20日（火）	関東支部	研修会 研修会講師 流通マーケティング研究所代表 白井 秀彰 氏 「小売業のロジスティクス戦略とセンターフィ問題」
2月12日（火）	近畿支部	研修会

研修会講師経済アナリスト・獨協大学経済学部教授

森永卓郎 氏「経済構造改革と経営者の課題」

2月26日（火） **四国支部** 研修会

研修会講師流通マーケティング研究所代表 臼井 秀彰 氏

「小売業のロジスティクス戦略とセンターフィ問題」

各支部の総会

〔東北支部〕

5月29日（火） 11時30分よりホテル仙台プラザにおいて東北支部の総会が開催された。最初に事務局で司会進行を担当する副支部長の降旗 進氏（東北国分(株)）から本日のスケジュールについて案内があった後、支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を次のように述べた。「メーカーの値上げが発表されているが、今後、原料、原油高を背景に加工食品NBの値上げラッシュが予測される。どういう価格体系、リベート体系になるのか大変関心のある問題である。また業界の具体的な問題としてはセンターフィの問題があるが、どのように業界として解決していくか重要な課題である。

そうした中での支部活動としては、単なる卸の親睦団体ではないので具体的議論をしていく場としていきたい。」この後事務局から定足数の確認がなされ、支部長が議長席について議案の審議に入った。①第1号議案 平成18年度事業報告及び決算報告と会計監事 阿部吉伸氏（明治屋商事(株)）からの監査報告 ②第2号議案 平成19年度事業計画及び予算をいずれも拍手で承認された。終了後、本部の活動内容について奥山専務理事から説明を行った。

昼食後、賛助会員の参加を得て賛助会員連絡会が開催された。司会は、引き続き事務局の降旗進氏（東北国分(株)）が担当し、最初に堀内支部長が挨拶し、「日食協は卸を取り巻く諸問題について、解決に向けて取り組んでいるが、本日はその事業内容について本部から報告をしてもらうので情報を共有化されたい。」

ついで賛助会員を代表してキューピー(株)仙台支店長の山本範雄氏から次のようなご挨拶をいただいた。「いろんなコスト削減策が及ばず値上げを発表したが、最近の原料市場について関係各位からご理解いただき好意的に受け止められたと認識し感謝を申し上げる。大手量販店のバイイングパワーが強まる中でメーカー、卸はもっと連携強化していかないといけない。

何が本当か、誰が言っても正しい事は正しい、そういう製・配・販の関係作りができないと業界の発展はない。」この後、奥山専務理事から、日食協の事業活動報告を行い、14時20分に賛助会員連絡会は終了した。

〔関東支部〕

6月6日（水） 11時30分よりレベル21東京會館 シルバールームに於いて、関東支部幹事会が開催された。昼食後、直ちに支部長の進行で議事に入り、午後に行われる定時総会の議案内容について確認を行った。また、情報交換として各県ブロック代表から食品流通における現状の課題について意見が述べられた。その後13時より会場を移して定時総会を開催した。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。

出席状況は、会員総数58社中 出席者数23名 委任状出席者27名 合計50名で行われた。

定刻、奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

議長は議事録署名人として、株式会社ヤグチ殿と株式会社升喜殿を指名し、承認され、議事に入った。

第1号議案 平成18年度事業報告に関する件

第2号議案 平成18年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月24日（木）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて、会報Vol.149号と別冊レポート「価格制度の再構築への提言」、「食育と食品選択のためのハンドブック」、「改正省エネ法」への対応ガイドラインの運用ルール、「食品流通産業における取引慣行の実態調査に関する報告書」を資料（別添）として次の如く報告を行った。

(1) 本部

- ・本部活動報告
（事業活動の運営体制の状況）
- ・全体の収支状況
- ・一部役員の改選
- ・平成19年度事業計画及び収支予算

(2) 関東支部

具体的な活動状況につき、流通業務委員会の田中委員長より①概況、②関東支部流通業務委員会活動報告。

続いて、事務局より、③関東支部の収支決算（前期繰越額2,678,002円、当期収入合計1,211,545円、当期支出合計1,255,418円、次期繰越収支差額2,634,129円、各予算費と内容概要）。

議長は会計監事吉田学文氏（明治屋商事株）に監査報告求め、吉田会計監事は「4月25日（水）に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成19年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成19年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。そして収支予算として前期繰越額2,634,129円、当期収入合計1,112,000円、当期支出合計1,958,000円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 一部役員変更の件

議長は、総会の前に開催した幹事会にて役員改選期ではないが、会社の都合により役員の変更案を検討したので、事務局に説明を求めた。

事務局より今期は役員の改選期ではないが、役員企業の人事異動により交代せざるを得ないことと後任の推薦があったので候補者リスト作成し、幹事会において承認を得たことを報告した。

議長は幹事候補者の就任の承諾の是非について会場に諮った所、拍手で承認された。

第6号議案 その他

議長は会場の出席者に問題提起を求めたが、無かったので、本日の総会が終了した事を告げた。事務局は閉会を告げた。14時であった。

定時総会終了後、14時15分から研修会が行われ、本部のワーキンググループの各座長からそれぞれ研究成果について報告がなされた。①「公正取引問題対応W・G」座長 尾上 宏氏（(株)日本アクセス）「食品流通産業における取引慣行の実態調査に関する報告書」について ②「食育に関するW・G」副座長 桑原陽一氏（(株)菱食）「食育と食品選択のためのハンドブック 加工食品に関するわかりやすい法律知識」について 当日の発表内容は、それぞれすでに成果物資料として冊子を配布しているので掲載は省略するが、いずれにしても大変身近な問題であるので最後まで熱心な報告研修会となった。

以 上

関東支部事業活動報告

流通業務委員会は関東支部のワーキンググループとして平成19年度の事業計画に基づき、調査研究の継続事業として①物流コストに関する調査と分析②返品実態に関する調査と分析③在庫回転日数に関する調査と分析④「物流」に関する動向調査を行った。以下に4事業の調査結果を掲載する。

◆平成18年度新物流コスト実態調査(平成18年4月～平成19年3月)

平成18年度を対象とする物流コストについて、9月に関東支部流通業務委員会企業13社から回収した新物流コスト実態調査表を集計し、分析を行った。担当は、金井 真吾氏（(株)国分）。昨年からの「新物流コスト実態調査結果」は、公表しており、調査内容の精度を維持し、継続して比較検討できるよう委員企業には慎重且つ正確な対応を求めた。提出されたアンケート内容から常温加工食品について物流コストを抽出、集計して分析とした。

* ケース単価は、今年度も平成13年度から続く下落傾向に歯止めがかからず、ついに2,500円台を割り込み、前年から101円減少した2,407円となる。

下落率も前年から0.5%拡大し、加工食品におけるデフレ基調は依然出口の見えない厳しい状況が続いている。

＊物流コストは、従来の減少合理化傾向から一転して上昇に転じ、前年から2.60円上昇した135.14円となる。ケース単価あたりの物流コスト比率は、ケース単価の減少もあって前年から0.33%上昇した5.61%となった。特に、物流業務人件費が主体の流通加工費が、雇用環境の変化から4.91円上昇し物流コスト上昇の要因となる。この他にもセンターフィの増加圧力という要因もあり（この物流コスト以外にセンターフィの項目があるが、各企業で処理科目が異なり調査結果から除外している）卸の経営基盤を激しく揺さぶっている。厳しい経営環境の中で、物流費を中心としたコストの削減努力で収益力を何とか確保してきたが、もはや自助努力の範囲を超えるような深刻な状況と認識する。

常温加工食品のケース単価及び物流コスト

物流コスト	平成18年度		平成17年度		平成16年度		18/17		17/16	
	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	増減額	増減率	増減額	増減率
ケース単価(円)	2,407		2,508		2,534		-101.00	-4.20	-26.00	-1.04
データ処理費	12.58	0.52	11.33	0.45	15.40	0.61	1.25	0.07	-4.07	-0.16
設備費	22.33	0.93	22.40	0.89	23.34	0.92	-0.07	0.04	-0.94	-0.03
流通加工費	38.98	1.62	34.07	1.36	42.23	1.67	4.91	0.26	-8.16	-0.31
配送費	61.25	2.54	64.74	2.58	65.20	2.57	-3.49	-0.04	-0.46	0.01
合計	135.14	5.61	132.54	5.28	146.17	5.77	2.60	0.33	-13.63	-0.49

◆返品実態調査報告（平成19年6月～8月）

平成19年6月から8月までの3ヶ月間の返品実態調査の集計と分析を行う。

調査対象企業は11社（前年12社）で行うが、回答のあった10社について集計と分析を行った。担当は、木村 真次氏（株）日本アクセス）。

返品実態調査 集計表（平成19年度/平成18年度）

【スーパーマーケットチャネル】

単位：千円

		売 上 金 額					返 品 金 額					返品率 平均
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	19	40,938,372	41,516,522	41,821,182	124,276,076	41,425,359	61,742	103,920	127,912	293,574	97,858	0.24%
	18	63,761,513	68,179,723	67,551,472	199,492,708	66,497,569	104,097	136,563	202,543	443,203	147,734	0.22%
					0							
PB商品	19	243,136	260,264	243,140	746,540	248,847	729	312	438	1,479	493	0.20%
	18	211,188	224,552	213,645	649,385	216,462	439	283	362	1,084	361	0.17%
					0							
ギフト商品	19	3,300,534	4,085,755	2,379,300	9,765,589	3,255,196	8,152	46,230	50,217	104,599	34,866	1.07%
	18	2,779,749	3,630,350	2,193,007	8,603,106	2,867,702	1,917	33,494	68,995	104,406	34,802	1.21%
					0							
合計	19	44,482,042	45,862,541	44,443,622	134,788,205	44,929,402	70,623	150,462	178,567	399,652	133,217	0.30%
	18	66,752,450	72,034,625	69,958,124	208,745,199	69,581,733	106,453	170,340	271,900	548,693	182,898	0.26%
										-149,041	-49,680	0.03%

【百貨店チャネル】

単位：千円

		売 上 金 額					返 品 金 額					返品率 平均
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	19	1,990,665	2,263,016	858,946	5,112,627	1,704,209	40,363	36,229	58,844	135,436	45,145	2.65%
	18	1,926,096	2,096,359	833,170	4,855,625	1,618,542	25,108	10,635	38,165	73,908	24,636	1.52%
					0							
PB商品	19				0	0				0	0	
	18	1,550	1,450	1,500	4,500	1,500				0	0	0.00%
					0							
ギフト商品	19	4,674,950	5,046,292	985,595	10,706,837	3,568,946	42,799	46,628	126,696	216,123	72,041	2.02%
	18	4,327,745	5,026,081	990,580	10,344,406	3,448,135	19,793	28,536	121,233	169,562	56,521	1.64%
					0							
合計	19	6,665,615	7,309,308	1,844,541	15,819,464	5,273,155	83,162	82,857	185,540	351,559	117,186	2.22%
	18	6,255,391	7,123,890	1,825,250	15,204,531	5,068,177	44,901	39,171	159,398	243,470	81,157	1.60%
										108,089	36,030	0.62%

【スーパーマーケットチャンネル】

- ・平均返品率は0.30%で、最小0.01%から最大1.45%まで企業毎ばらつきがあった。
- ・前年の返品率と比較すると10社中 4社で減少し、6社で増加。合計では、前年比で0.03%増加している。
- ・商品別に比較すると、一般商品が合計で0.24%、PB商品は0.20%、ギフト商品では1.07%という結果であった。前年対比では一般商品が0.02%、PB商品が0.03%とそれぞれ悪化した、ギフト商品で0.14%の改善値を示す。

【百貨店チャンネル】

- ・平均返品率は2.22%で、最小0.31%から最大5.01%までのばらつきがあった。
- ・8社中4社が減少、4社が増加。8社合計で前年比で0.62%の悪化した結果となる。
- ・商品別では一般商品が8社合計で2.65%、PB商品は調査対象無し、ギフト商品が7社合計で2.02%という結果。前年対比では一般商品で1.13%、ギフト商品が0.42%と悪化した調査結果となる。

【総括コメント】

- ①スーパーマーケットチャンネルにおいては、ギフト商品の取り扱いが前年同様に増加する一方で返品率のウェイトも高く、流通コストに影響している。
- ②前年度 返品比率の高かった、ドラッグ業態での返品比率は、改善傾向にあるが総体としては返品率は高いので継続して返品率の低減に向け理解を求め改善活動を行う。
- ③加工食品の返品にかかわる流通コストを算出し返品に対する理解を得るよう引き続き改善活動を行ってゆく。

◆在庫回転日数調査

平成19年度の在庫回転日数調査の分析報告を2月行った。担当は、高木一夫氏(廣屋国分(株))。

- (1) 平成19年度在庫回転日数調査については、対象企業数が前年より2社少ない11社(うち食品・酒類両取扱6社)、対象拠点は85ヶ所(前年88ヶ所)。

年間庫出し金額は、1社平均食品224億円(前年313億円)、酒類330億円(同202億円)合計404億円(同422億円)。

また年間平均在庫金額は、1社平均食品6.4億円(前年9.4億円)、酒類6.1億円(同4.4億円)、合計9.7億円(同12億円)であった。

- (2) 以上から年間平均在庫日数は、食品10.4日(前年11.0)、酒類6.7日(同8.0日)、合計8.8日(同10.2日)であり、食品0.6日、酒類1.3日、計1.4日分と、単純平均ながら、在庫日数は改善されたことになる。

なお、調査企業のうち、在庫日数が短縮されたのは、食品・酒類合計で6社、伸びたのは4社、横ばい1社、であった。

- (3) 坪当たり倉出金額、同在庫金額については、食品・酒類合計で、算出している企業があるため合算(平均)のみで、見ると、次の通り。

年間倉出し金額 664万円(前年685万円)

月間在庫金額 18万円(前年 18万円)

(4) なお、企業規模、取扱商品など異なり、平均的数値を求めることは本来無理があるが、単純に1社
 当り、平均で割り出したこと、ご了承下さい。

以上

平成19年度 在庫回転日数調査

20.02. 08

			企業数	平成19年度			対前年比%	企業数	平成18年度			対前年比%	企業数	平成17年度	
対象拠点数			11	対象拠点85	増減			13	対象拠点88	増減			13	対象拠点117	
年間倉出金額 〈百万円〉	食品	計	11	246,686	-160,501	60.6%		13	407,187	-68,968	85.5%		12	476,155	
		平均		22,426	-8,896	71.6%			31,322	-8,358	78.9%			39,680	
	酒類	計	6	197,836	56,420	139.9%		7	141,416	-37,079	79.2%		7	178,495	
		平均		32,973	12,771	163.2%			20,202	-5,297	79.2%			25,499	
		合計	11	444,522	-104,081	81.0%		13	548,603	-129,019	81.0%		13	677,622	
年間平均在庫金額 〈百万円〉	食品	計	11	7,032	-5,219	57.4%		13	12,251	-462	96.4%		12	12,713	
		平均		639	-303	67.8%			942	-117	89.0%			1,059	
	酒類	計	6	3,629	529	117.1%		7	3,100	-705	81.5%		7	3,805	
		平均		605	162	136.6%			443	-101	81.4%			544	
		合計	11	10,661	-4,690	69.4%		13	15,351	-1,619	90.5%		13	16,970	
年間平均在庫日数 〈日〉	食品	計	11	10.4	-0.6	94.5%		13	11.0	1.3	113.4%		12	9.7	
		平均		6.7	-1.3	83.8%		7	8.0	0.2	102.6%		7	7.8	
	酒類	計	6	6.7	-1.3	83.8%		7	8.0	0.2	102.6%		7	7.8	
		平均		8.8	-1.4	86.3%		13	10.2	1.1	112.1%		13	9.1	
		合計	11	8.8	-1.4	86.3%		13	10.2	1.1	112.1%		13	9.1	
坪当り倉出金額 〈千円〉	食品	計	9	35,885	-6,498	84.7%		11	42,383	-1,800	95.9%		12	44,183	
		平均		3,987	134	103.5%			3,853	171	104.6%			3,682	
	酒類	計	4	26,687	-9,057	74.7%		5	35,744	-7,144	83.3%		7	42,888	
		平均		6,672	-477	93.3%			7,149	1,022	116.7%			6,127	
		合計	11	73,117	-16,041	82.0%		13	89,158	2,087	102.4%		12	87,071	
坪当り在庫金額 〈千円〉	食品	計	10	1,132	-142	88.9%		11	1,274	13	101.0%		12	1,261	
		平均		126	10	108.6%			116	11	110.5%			105	
	酒類	計	4	618	-204	75.2%		5	822	-207	79.9%		7	1,029	
		平均		155	-9	94.5%			164	17	111.6%			147	
		合計	11	1,996	-349	85.1%		13	2,345	55	102.4%		12	2,290	
				181	1	100.6%			180	-11	94.2%			191	

平成19年度備車及び物流動向調査に関して

2008. 03. 27

関東支部流通業務委員会

アンケート対象企業 12社中 11社から回答を戴きました

〔1〕 備車動向

1、前提

- ①対象物流センター数 293ヶ所中 ・増加3社 ・変わらず3社 ・減少5社
- ②契約運送会社数 148社中 ・増加3社 ・変わらず6社 ・減少2社
- ③出入り運送会社数 503社+α中 ・増加4社 ・変わらず2社 ・減少4社 ・不明1社

2、契約形態

- ①配送 ・車建て7社 ・個建て4社 ・倉出売上金額比率3社
- ②包括契約 ・函当たり2社 (内1社が配送は車建て) ・売上比率5社
- ③その他 ・包括契約で配送は車建て1社 ・1運行料金採用先1社

3、平成19年度の結果

- ①物量 ・ 100%未満4社・100%～110%未満4社・110%以上3社……全社平均105.47%
- ②物量と支払運賃の関係 ・物量と比例3社・物量>支払運賃6社・物量<支払運賃1社・不明1社
- ③来年度のコスト予測 ・アップ6社(約3%3社. 約7%1社. 約10%1社. 未定1社)・据置5社

〔2〕物流動向

1、コストアップ要因

- ・燃料高騰 ・料金の値上げ交渉・ドライバー及び作業員の確保が困難（派遣社員の比率拡大）
- ・物流業者変更・機械化及びIT化・重量規制強化・駐車取り締まり強化・新チャネルの取引拡大

（例：ドラッグの場合リードタイムが短い事・カゴ車納品の為積載効率の悪化に）

2、コストダウンの要因

- ・拠点統合・取引先整理・取扱商品整理・庫内の整理・在庫管理改善・機械化及びIT化
- ・物流業者変更

〔3〕問題点と改善点

- ①各配送業者からの値上げ要請への対応策②物流拠点や配送コースの見直し・拠点の統合の推進
- ③配送ロットの厳守（ロット以下の場合は別途運地位の請求）
- ④前日受注・指定納品時間及び納品時の条件緩和交渉
- ⑤委託業者の変更
- ⑥共通認識を持つ事でベストパートナーになって貰える様構造改革の推進

〔コメント〕

平成19年度の備車及び物流動向調査から

◆調査全般について

- ①M&Aや拠点統合等による対象センター数の増減がここ数年顕著である事
それに伴い物流業者の数の増減も同様な状況
- ②調査数字からみて各企業により対象先の受け止め方に温度差がある
- ③料金体系に関しては各社とも苦慮している点が伺える（画一的な取り決めではなく相手先主導？）
- ④物量が増加しているのに物流コストが削減されている企業が数社ある何が起因しているのか内容に関して可能な情報開示をお願いしたい

◆今後の方向性

- ①自助努力（拠点統合・取引先や取り扱い商品の整理及び在庫管理の改善等）の更なる推進
- ②取引先との納品条件の緩和交渉の推進
- ③物流業者とのより強固なパートナーシップの構築（当該作業の人員不足解消策）
- ④共配事業の推進（問屋主導により現行の発注業務等の根本から変えられる）…FLNの活用強化
- ⑤CO₂削減等の環境問題への配慮が可能な体制作りの構築

〔中国支部〕

中国支部定時総会を**6月8日(金)** ホテルグランヴィア広島で15時より開催。最初に、開会に先立ち支部長の中村成朗氏（中村角(株)）次のように挨拶した。

「日食協は公益性ある活動を展開しているが、4月19日の理事会時に公正取引委員会の企業取

引課の課長が出席して講演されたが、内容としては大規模小売業告示後の状況についてと卸は被害者になる立場と同時に加害者になる立場もある事を意識して欲しい旨の内容だった。仕入先に対して行き過ぎたことがあれば加害者になるという事であり皆さん方にもこのことはお伝えしておきたい。」

ついで事務局の中村潤吉氏（中村角(株)）の司会で定足数の確認した後、支部長が議長席について議案の審議を行った。①平成18年度事業報告に関する件 ②平成18年度決算報告に関する件を事務局が説明し、監査報告を国分(株)中国支社の松本啓輔氏行って拍手で承認された。③役員改選に関する件は中村支部長以下、全員重任を確認した。④平成19年度事業計画案に関する件と⑤平成19年度収支予算案に関する件について事務局が説明し承認された。

ついで15時30分より賛助会員も加わって合同研修会に移り、開催に先立ち中村支部長が挨拶した後、第1部は奥山専務理事から本部事業活動報告、第2部は(株)ファイネット営業推進部部長代理大石誠氏から「ファイネット商品情報データベース」に関する講演があり17時に終了。続いて懇親会を行い、開宴の挨拶を豊田直之氏（(株)桑宗）、乾杯を岡田昌樹氏（サンリック国分(株)）、中締めを広川雄一氏（広川(株)）が行って18時20分に閉会した。

〔九州沖縄支部〕

6月12日(火) 午前11時よりホテル日航福岡において九州沖縄支部の幹事会が開催された。

主要議題は、午後に開催される定時総会の議案の確認であったが会費の有効な活用策等についても活発な議論がなされた。

昼食後、午後1時から第30回定時総会が開催された。司会は事務局の白土恵一氏（コゲツ産業(株)）が担当し、最初に定足数の確認後、開会の言葉を副支部長の柳川 信氏（ヤマエ久野(株)）が述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が開会の挨拶を次のように述べた。

「業界全体は経営的に極限状態にあり、いろんなところで再編、合併が進んでいるが、これは今の流通構造は右肩上がりの成長過程で創られたものであるからである。今は転換期であり、考え直さないと苦しい状況からの脱却の目処はたたない。流通を担っているそれぞれがバラバラでは解決できない。メーカー、卸、小売が協調しないと解決できない。現状メーカーより値上げが発表されているが、これは量より質を考え直そうというようにも受け止められる。成長過程で身につけた営業を見直し、業界的に協調をもう一度行う機会がおとづれているのではないか。」

この後、議事録署名人を指名して議案の審議に入り、第1号議案 平成18年度事業報告並びに収支決算書承認の件、第2号議案 平成19年度事業計画並びに予算案承認の件を一括して承認し、第3号議案 ①取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告を日食協福岡地区協議会の山口晴幸氏（ヤマエ久野(株)）が次のように報告した。

日食協福岡地区協議会は2ヶ月に1回定期的に13企業で協議を行い、今年度より旭食品様が加入された。

協議検討内容について

1. センターフィに関して
 - ・大手量販店のセンターフィについて現状調査。
2. 労務提供問題に関して

- ・一部の大手小売業は労務提供に関して費用を支払っている。
- 3. 改正省エネ法への対応に関して
 - ・日食協本部の試算を参考に経済産業省に特定荷主の申告を行う。
- 4. カゴ車、オリコンの回収について
 - ・回収の際、誤って同業他社のものを持ち帰りをおこなって、センターに滞留して場合は、速やかに自社便で所有者に返却をおこなう。
- 5. 調達物流に関して
 - ・現在3社で行っており、遠隔地は同業他社も利用されたらどうか。環境的にも入荷トラックの削減にもなり、物流の効率化にも寄与している。
- 6. 賞味期限、出荷許容期限の現状調査について
 - ・入荷基準は77%、出荷基準は70%が設定されている。
- 7. 展示会の現状について
 - ・事務所内での小規模展示や日配品は散見されるが規制ルール通り行われていない。経費と労力が大きく九州の支店独自ではできない。
- 8. 返品問題に関して
 - ・理由なき商品の返品は公正取引の一般ルールからも法的責任が問われる。
- 9. 協賛金問題について
 - ・半額導入などの過度な協賛は法律違反でもあるし、不当競争でもある。
- 10. 卸の労働環境について
 - ・残業や休日の捉え方は法律に従った対応で行う。
- 11. 値上げ商品について
 - ・原料高、原油高によるメーカー値上げ商品は大手小売業の売値上げ如何にかかわらず、速やかに卸価格の値上げを行う。損は負担できない。

②商品展示会特売会の本年度自粛の継続については、議長より当支部においては取引の正常化、関係者の労務提供等のマイナス面を考慮して商品展示会の自粛を行っているが、本年度も引き続き実施したい旨の説明があり、拍手で承認された。以上で議案の審議を終了し、その後、奥山専務理事が来賓本部役員講演として日食協活動報告を行った。

14時30分より特別講演として拓殖大学商学部教授 根本重之氏から「市場、制度の変化と食品卸売業、メーカーの課題」と題する講演が行われた。

〔近畿支部〕

6月15日(金) 午後1時よりホテルグランヴィア大阪において近畿支部総会が開催された。事務局の野間道康氏(伊藤忠食品(株))の司会進行で、まず最初に近畿支部長の濱口泰三氏が開会の挨拶を次のように述べた。

「食品流通業界はまだまだ厳しい状況が続いており、業界の利益圧迫要因である価格正やセンターフィ問題等々について大きな関心事になっている。我々は日本の食生活を支える仕事として誇りを持ってやっているが、協会としてもフェアで安心した企業活動ができるような環境作りに努力する。」ついで事務局が会員数の紹介と定足数の確認を行い、支部長が議長席について議事に入った。

議案は①平成18年度事業報告の件 ②平成18年度収支決算報告の件 ③平成19年度事業計画(案)の件 ④平成19年度収支予算の件(案)を審議し全て拍手で承認された。

最後に事務局から幹事の(株)ヒメカン 佐々木 満氏が人事異動で同じく(株)ヒメカンの戸崎高一氏に交替したことを紹介した。

この後、奥山専務理事から本部活動報告がなされ14時15分に閉会した。

[東海支部]

6月19日(火) 13時10分より名古屋観光ホテルにおいて第29期の定時総会が開催された。事務局である山田将聖氏((株)中部飲食料新聞社)が定足数を確認報告した後、東海支部長の永津邦彦氏((株)トーカー)が開会の挨拶として次のように述べた。

「協会の活動は微に入り細に入り充実している。また、行政との難しい連動もこなしており、業界に欠かせないものである。これからも中食連と一体となって情報を活用していきたい。」

続いて新たに東海支部の会員となった(株)イズミック(関東支部より移籍)を紹介した後、支部長が議長席に着いて議案の審議に入り、①平成18年度事業報告書承認の件 ②平成18年度収支決算書承認の件及び会計監事の西山 徹氏(西山商事(株))の監査報告 ③平成19年度事業計画案承認の件 ④平成19年度収支予算案承認の件を拍手で承認した後、⑤支部役員改選は全社の重任を承認した。

全ての議案審議が終了後、奥山専務理事から本部の活動報告が行われ、午後1時50分に閉会した。

その後、午後3時50分より中部食料品問屋連盟と共催で研修会が開催され、奥山専務理事から本部活動報告と武蔵大学教授／全日本柔道連盟女子強化委員／筑波大学女子柔道監督 山口香氏から「柔道と人間力～自ら磨き、人を生かす」という演題で講演が行われた。

[北海道支部]

7月9日(月) 京王プラザホテル札幌において、13時より北海道支部定時総会が開催された。事務局の斉藤 論氏((株)スハラ食品)の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、ついで支部長が開会の挨拶をして、議長席に着席し議案の審議に入った。

第1号議案 平成18年度支部事業報告に関する件 ②平成18年度支部決算報告及び監査報告に関する件について、事務局から報告の後、会計監査報告を会計監事の小河内 薫氏(明治屋商事(株))が行った。両件を一括して拍手で承認し、ついで③平成19年度支部事業計画 ④平成19年度支部事業予算についても事務局が説明し一括して拍手で承認され、⑤第5号議案 支部役員改選については全員の重任を拍手で承認された。⑥その他については特に案件がなく総会は13時20分に終了した。

その後13時30分より、賛助会員が参加して日食協懇談会が開催された。最初に、村山支部長が次のように挨拶した。

「流通業界は全体的に寡占化の方向にあると実感している。人口減少の中で市場のパイが小さくなり、効率化が求められているので、ある意味でしょうがない側面もある。川上インフレ、川下デフレという状況が続き、真剣に考えなくてはならないのはメーカーの値上げの問題。末端がデフレで値上げする環境ではないというのではなく。製・配・販が上げざるをえない状況にある事を消費者にアピールする必要がある。また食の安全・安心のためにも必要なコストである。日

本全体の構造が変わっているのに卸の商売が旧態依然として変わっていない事が問題。日本の食料自給率40%、少子高齢化で人口減となる事を踏まえ、食品業界で新しいビジネスモデルを作らないと大変なことになる。メーカーと情報交換を続けながら明日の食品業界をよくしていきたい。」

ついでワーキンググループの代表西尾 敏明氏（国分(株)）が支部活動を報告した。

続いて、本部事業活動報告を奥山専務理事が行い、この懇談会の閉会挨拶を山本佳宏氏（日本アクセス北海道(株)）が次のよう述べた。「今年は北海道から不幸な事が起きた。安全・安心については卸も真剣に取り組んでいきたい。」

この後、14時30分より渡邊 小百合氏（(株)EQソリューション代表取締役社長）を講師に「成果を生み出す“EQ（心の知能指数）” ～ チーム作りは人づくり！個人が変われば組織が変わる！組織が変われば新たな成果が生まれる！」と題して講演会を開催した。終了後は、支部・賛助会共催の懇親会を行い、開会挨拶を今井良輔氏（北海道味の素(株)）が述べ、中締めを宗像修氏（国分(株)）が行って17時30分に閉会した。

〔四国支部〕

7月10日(火) 午前11時より、ウエルシテイ高松香川厚生年金会館に於いて午後から開催される支部総会に先立ち役員会を開催し、当日のスケジュールや役員改選に関する留任の確認また今後の活動方針について意見の交換を行った。

11時30分からは今回から初めて開催された会であるが、役員のメンバーに事業所会員企業が加わり会員会を開催した。会の内容は「取引慣行の問題」と「センターフィに関する問題」について四国市場の現状と本部ワーキンググループの調査結果の報告等について意見交換を行った。

昼食後、12時30分より賛助会員も加わり第29回の定時総会を開催した。事務局の渡辺国雄氏（旭食品(株)）の司会進行で始まり、最初に支部長の竹内克之氏（旭食品(株)）が開会の挨拶を次のように述べた。

「最近、中国に行ったが地球の温暖化が加速しているのではないかと感じてきた。原油の高騰等で食糧事情も大きく変わり、食の自給バランスが変わってくる。自給バランスを保つ戦略的発想を持つ事が大事になる。地方分権の中で四国経済は、3%経済と言われているが、四国らしさを出しながら地方分権に対応していかなければならない。人間が生きていくためには食品の大事さを意識しながら仕事をしていく。川上インフレの加速度が増しているが、川下は価格競争から脱却できない環境の中で、四国支部単独では活動できないので今回は本部のW・Gの座長から直接ご講演していただくこととした。日食協の大きな役割は個別企業では解決できない事を業界の声を反映して諸問題を解決していく事にある。」

その後、議案の審議に入り、事務局から①第1号議案 平成18年度事業報告と会計報告並びに会計監事の田中 尚氏（明治屋商事(株)）からの監査報告 ②第2号議案 平成19年度収支予算の件 ③役員改選の件を審議し全て拍手で承認された。その後、「本部活動報告」を奥山専務理事が行い終了後、13時30分より講演会を開催した。今回の講師は本部W・Gの座長お二人から調査研究成果を発表していただいた。

①「公正取引問題対応W・G」座長 尾上 宏氏（日本アクセス(株)）から「取引慣行の実態調査に関して」、②「食育に関するW・G」座長 桑原陽一氏（(株)菱食）から「食育と食品選択のためのハンドブック」について。

〔北陸支部〕

7月12日(木) 11時30分よりホテル日航金沢において、支部総会に先立ち北陸支部役員会が開催された。会議内容は総会の議案の確認及び今秋に予定している経営実務研修会の日程や講師についての意見交換であった。

昼食後、12時30分より北陸支部総会を開催した。最初に支部長の桑島敏彰氏(カナカン(株))が開会の挨拶を次のように述べた。「いろんな課題に業界できちんと対応していないと、また自分達だけよければいいと思っていると業界全体がリストラされてしまう危惧も無きにしも非ずである。日食協の中で共通課題についてフランクな議論をしていきたい。コミュニケーションの質は量に比例するので日食協を活用して業界のコミュニケーションを良くしていきたい。」

この後、人事異動でメンバーも一部替わったので各自自己紹介をした。ついで支部長が議長席について議案の審議に入った。

①第1号議案 平成18年度事業報告並びに収支報告 ②第2号議案 平成19年度事業報告並びに予算案について審議し、いずれも拍手で承認された。

最後、奥山専務理事から本部事業活動報告を行い。総会を14時10分閉会とした。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は6月22日(金) 午後3時半より、静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の宮野哲男氏((株)菱食静岡支店)の司会進行で開会し、最初に、会長の山口 茂氏(ヤマキ(株))が挨拶し「食品業界は各層にわたって激動の時代に入り、変革の嵐の中にある。こうした状況の中でもメーカー、卸がこのような集まって共存できる事が大事。」と述べた。

次いで議事に入り、平成18年度事業報告・会計報告・会計監査報告・平成19年度事業計画を審議し全て拍手で承認された。

この後、奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」について行い、終了後懇親会が行われた。

◆埼玉県食品卸同業会

埼玉県食品卸業協会は7月4日(水) サンパレス大宮にて第23回定時総会を開催し平成18年度事業報告・決算・平成19年度事業計画・予算等を原案通り承認し、任期満了に伴う役員改選の結果、設立以来会長を務めた大久保政一会長(吉見国分(株)相談役)が退任し、顧問に就任。新会長に大久保和政氏(吉見国分(株))を選出した。

次いで賛助会員を代表して味の素(株)の須藤 宏関東支店長が挨拶し、引き続き記念講演会が行われ、奥山専務理事が「日食協の事業活動について」と題して価格制度の提言等を説明した。

この後、懇親会を行い、大久保和政新会長は「協会の地場卸は6社に集約された。流通業者としてルールを守り機能を磨き、課題の解決に努力する。」と抱負を述べた。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は6月14日(木) 午後4時半より、横浜ロイヤルパークホテルにて定時

総会を開催し、平成18年度事業報告・平成18年度会計報告及び会計監査報告・平成19年度事業計画案などを拍手で可決し、役員改選も原案通り承認された。

この後、奥山専務理事が「日食協の事業活動報告」を行い、引き続き懇親会に入った。

最初に主催者を代表して、田場 正美氏（国分(株)神奈川支社）が挨拶し、次いで賛前会長を代表して、西野 宏氏（日清食品(株)横浜営業所）が祝辞を述べ、国見悦朗氏（国見商事(株)）が乾杯の挨拶をして開宴となった。

◆長野県食品問屋連盟

平成20年3月12日（水）松本市美ヶ原のホテル翔峰において第39回定時総会が開催され、来賓挨拶と日食協の事業活動報告を奥山専務理事が行った。平成19年度取引改善専門部会の事業報告として部会長の竹前義政氏（(株)菱食）から「返品及び棚卸の労務提供は、ほぼ改善され問題となっていないが、店舗改装に伴う労務提供の依頼や棚割りに関して実質的に労務提供になっていることが確認されたので実態把握のためアンケート調査を実施。結果の内容分析を行って今後の方針とする。」

との報告があった。総会終了後記念講演として、株式会社榎一市村酒造場代表取締役セーラ・マリ・カミングス先生が「伝統文化と経営改新」という演題で講演された。

事務局活動

[関連官庁・諸団体]

農林水産省

- ・平成19年度環境自主行動計画調査票の提出とフォローアップ会合参加。
- ・「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～の概要についての説明を受ける
- ・新型インフルエンザ発生時、食料販売関係者は食料供給というライフラインを維持するため「社会機能維持者」として位置づけられ、その具体的対応策を検討することについて説明を受ける。
- ・「緊急災害時対応食糧供給体制整備調査」に対応。
- ・「食品による薬物事案の発生防止策の調査」に対応。
- ・「食品の業者間取引の表示のあり方検討委員会」の委員選出に対応。
- ・「賞味期限」に係わる食品廃棄の実態調査について対応。
- ・「減価償却資産（機械及び装置）の使用実態調査」への対応。

公正取引委員会

- ・平成19年4月の理事会開催時、企業取引課保佐課長から「大規模小売業告示」の実態調査と取引慣行の是正についてご講演をいただく。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・「食料品都市内物流円滑化推進協議会」の主催する研修会に参加。
- ・ 國分勘兵衛会長が、機構の副会長に再任される。

(財)食品産業センター

- ・ 食品団体連絡協議会に参加（年6回）
- ・ 「食品資源循環形成推進事業検討委員会」の委員委嘱を受け、食品リサイクル法啓発パンフレット作成に参加。
- ・ 「食品産業クラスター機能高度化総合検討会」の委員委嘱を受ける。
- ・ 「全国食料産業クラスター協議会」会員に登録。
- ・ 「平成19年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書」に基づき優越的地位の濫用による取引慣行問題の改善について協力を求められる。この調査は、従来から食品製造業者を対象に、大規模小売店の優越的地位の濫用による不公正な取引が生じないよう、実態調査を通じて濫用行為の是正に取り組んでいるが、一部卸売業の不当な要請についての記載もある。（不当な値引き、不当な協賃金の要請等）公正取引委員会の告示には、いわゆる一般指定と呼ばれるものと、特殊指定（大規模小売業告示等）とよばれるものがある。一般指定は、あらゆる業種、取引に一般的に適用されるものであり、再販売価格の拘束、不当廉売、抱き合わせ、優越的地位の濫用など16の行為類型を不公正な取引方法として指定していることをあらためて認識することがのぞまれる。

(社)食品需給研究センター

- ・ 「食品トレーサビリティ教材検討委員会」の委員委嘱を受け「ゼロからわかる食品のトレーサビリティ」作成に参加。

(社)日本缶詰協会

- ・ 団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。
- ・ 缶詰業界の他の団体との連絡協議会を主宰いただき、情報交換を行う。
- ・ 「環境問題検討委員会」の委嘱を受ける。
- ・ 「市場活性化委員会」の委嘱を受ける。
- ・ 賀詞交換会の実質的な事務局を依頼。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・ 「表示審査委員会」の委員委嘱を受ける
- ・ 「食品缶詰試買検査会」に参加。

(財)食品環境検査協会

- ・ 当協会は評議員の委嘱を受け評議員会に参加。

(財)流通システム開発センター

- ・ 「流通システム標準化普及推進委員会」の委員委嘱を受ける。

東京23区清掃協議会

- ・「ペットボトル回収事業に係わる打ち合わせ会」に参加。

(財)日本貿易関係手続簡素化協会

- ・「EDIFACT日本委員会」の委員委嘱を受ける。

日本製缶協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(社)日本パインアップル缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大なご協力とご支援をいただく。

(社)日本ロジスティクスシステム協会

- ・ロジスティクス環境会議のグリーン物流研究会に会員として参加し、物流の環境問題についての情報提供をいただく。

異業種交流委員会

- ・年2回の定例会に参加し情報交換を行う。

[庶務事項]

◆事務局人事

- ・平成20年 1月 1日付 嘱託社員 採用 小竹秀和 氏
- ・平成20年 3月31日 嘱託社員 退職 林 孝 氏

◆会報発行

Vol. 149 May. 23. 2007 Vol. 150 Jul. 30. 2007
Vol. 151 Oct. 30. 2007 Vol. 152 Jan. 1. 2008
Vol. 153 Mar. 21. 2008

◆平成19年度日食協HPお知らせ欄掲載情報一欄(H19/4~H20/3)

関連省庁・団体のリンク情報一覧(平成19年4月~平成20年3月)

1	食品トレーサビリティシステム導入の手引き	食品需給研究センター
2	牛挽肉加工品の緊急調査の結果について	農林水産省総合食料局
3	こんにゃく入りゼリーに関する調査結果について	農林水産省総合食料局
4	食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針	農林水産省総合食料局
5	食品産業の意識調査の結果について	農林水産省総合食料局
6	加工食品品質表示基準等の改正説明会のお知らせ	農林水産省総合食料局
7	京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告(案)	経済産業省
8	中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害の発生について	厚生労働省
9	中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例関連情報	農林水産省総合食料局
10	食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引きについて	農林水産省総合食料局

平成19年度活動内容

月 日	本 部	支 部	事務局・関連業務
4月 2日			即席食品工業協会業務打合・理事会資料作成
4月 3日			会長業務打合・資料業者打合・理事会資料作成
4月 4日			理事会資料作成・SKDBC総会準備
4月 5日			所管省新任挨拶・SKDBC議事録作成
4月 6日			群馬県庁業務打合・政策委員長業務打合
4月 9日	政策委員会兼食品取引 改善協議会		改正省エネ法運用ルール案作成
4月10日			缶詰関係団体専務会・理事会資料作成
4月11日			公認会計士業務打合・改正食品リサイクル法の説明
4月12日	監査・環境問題対応W・G		
4月13日			食育冊子校正・関東支部決算
4月16日			理事会資料作成
4月17日			会長業務打合・理事会資料作成
4月18日			公正取引委員会業務打合・理事会資料準備
4月19日	正副会長会議・理事会		定時総会案内準備
4月20日			W・G活動資料校正
4月23日			業界新聞取材対応・総会資料校正・ 総会案内発送
4月24日	EDIW・G	流通業務委員会	理事会議事録作成
4月25日	商品開発研究会		JII業務打合・SKDBC総会出席者名簿作成
4月26日	執行運営委員会		理事会議事録作成・賛助会員名簿作成
4月27日		SKDBC業務監査	経済産業省運用ルール打合・政策委員会打合
5月 1日			総会資料校正作業・関東支部総会準備
5月 2日			JII業務打合・ネットワーク検討会準備
5月 7日			来客対応・総会資料校正・センター問題対応案作成
5月 8日	法務研究会		総会資料校正作業・委員会案内作成
5月 9日		SKDBC総会	缶詰公正取引協議会常任理事会
5月10日	政策委員会兼食品取引改善協議会・賛助会員幹事店会		根本教授打合・労働保険料申告書作成
5月11日			会長業務報告・缶詰団体連絡会
5月13日	物流問題研究会		理事会・総会資料準備
5月15日			JII業務打合・食品産業センター業務打合
5月16日			賛助会員加入業務・会計入力
5月17日			総会準備・給料振込・会計入力
5月18日			日本チェーンストア協会総会・総会準備
5月21日			日缶協総会・全国食品缶詰公正取引協議会総会
5月22日	労務管理研究会		会長業務打合・年会費請求書作成
5月23日	EDIW・G		政策委員長業務打合・年会費請求書作成
5月24日	理事会・総会		新価格体系再構築委員会個別協議会
5月25日		流通業務委員会	業界新聞取材・年会費請求書作成
5月28日	情報システム研究会		ファイネットユーザー会・会報発送
5月29日		東北支部総会	会報資料発送・食流機構説明会
5月30日	執行運営委員会		農政報告・関東支部総会資料準備
5月31日			流通経済研究所セミナー受講・関東支部総会準備
6月 1日			関東支部総会準備
6月 4日	環境問題対応 W・G		議事録作成
6月 5日			商品開発研修会企画打合・缶詰団体連絡会
6月 6日		関東支部幹事会・総会	家計伝票入力

月 日	本 部	支 部	事務局・関連業務
6 月 7 日			日本ボランティア協会総会出席・業界新聞取材対応
6 月 8 日		中国支部総会	委員会案内作成発送
6 月 11 日			関東支部総会議事録作成
6 月 12 日		九州沖縄支部総会	支部総会資料発送
6 月 13 日			団体連絡協議会・日缶協業務打合・業界新聞取材
6 月 14 日	ネットワーク検討会		能率協会 FOODEX 打合・神奈川食品問屋連盟総会
6 月 15 日		近畿支部総会	支部活動費支払案内作成
6 月 18 日			委員会資料作成・委員委嘱状作成
6 月 19 日		東海支部総会	委嘱状作成
6 月 20 日			会報原稿整理・業界新聞取材
6 月 21 日	EDIW・G		食流機構理事会・登記手続き
6 月 22 日	執行運営委員会		静岡食品卸同業会・支部総会資料発送
6 月 25 日			支部総会資料発送準備
6 月 26 日			日食協 HP 掲載内容確認
6 月 27 日			会計業務処理
6 月 28 日			業界新聞取材対応・会報原稿起稿
6 月 29 日		流通業務委員会	食品産業クラスター機能高度化総合検討会
7 月 2 日			会長業務打合・原稿整理・司法書士登記完了
7 月 3 日	環境問題対応 W・G (B)		政策委員長業務打合・講演会テープ起稿
7 月 4 日			埼玉県食品卸業協会総会・ファイネット業務打合
7 月 5 日	物流問題研究会		講演会テープ起稿・支部総会資料発送
7 月 6 日	環境問題対応 W・G (A)		TV 取材対応・SKDBC 会計事務対応
7 月 9 日		北海道支部総会	講演会テープ起稿・健保組合算定届け
7 月 10 日		四国支部総会	パソコンデータベース整理・年会費伝票起票
7 月 11 日			会報原稿起稿・会計伝票入力
7 月 12 日		北陸支部総会	資料整理
7 月 13 日			会報掲載データ整理
7 月 17 日			缶詰団体連絡会・会員入退会リスト作成
7 月 18 日	法務研究会		会報掲載原稿整理
7 月 19 日	執行運営委員会		会報原稿起稿・会計伝票入力
7 月 20 日			都市内物流円滑化推進協議会総会・会報原稿校正
7 月 23 日	商品開発研究会		ふるさと食品全国フェア実行委員会
7 月 24 日	環境問題対応 W・G (B)		経費予算実行表作成
7 月 25 日	情報システム研究会・労務管理研究会		会報発送準備
7 月 26 日		流通業務委員会	委員会案内・各種資料整理
7 月 27 日	執行運営委員会		物流コスト集計
7 月 30 日	EDIW・G		会報発送準備
7 月 31 日			EDIW・G 配布・会報発送・会議資料作成
8 月 1 日			流通システム標準普及推進委員会
8 月 2 日			経済産業省訪問・日本チェーンストア協会特別シンポ
8 月 3 日	政策委員会		年会費未納先確認
8 月 6 日			経済産業省訪問・物流コスト算出集計
8 月 7 日	環境問題対応 W・G (A)		会長業務打合・委員会名簿整理
8 月 8 日			CIQ マークに関する打合・公益法人改革セミナー受講
8 月 9 日			政策委員業務打合・業界新聞取材対応
8 月 10 日			農林水産省打合・委員会案内・経費実行進捗確認
8 月 13 日			資料整理・委員会案内発送
8 月 14 日			新環境自主行動計画案作成
8 月 15 日			W・G 活動資料作成
8 月 16 日			日本即席食品工業協会業務打合・書類整理

月 日	本 部	支 部	事務局・関連業務
8 月 17 日			W・G活動資料作成・業務マニュアル作成
8 月 20 日	情報システム研究会		資料整理
8 月 21 日			W・G 活動資料作成・資料整理・銀行記帳
8 月 22 日			業界新聞取材対応
8 月 23 日			委員会開催事務局資料作成・年会費未入確認
8 月 24 日			情報システム研修会打合・委員会資料準備
8 月 27 日			委員会資料整理・業務監査案内
8 月 28 日	執行運営委員会		EU のヒアリング調査対応・資料整理
8 月 29 日		流通業務委員会	委員会案内作成・資料整理
8 月 30 日	EDIW・G		委員会案内発送・委員会資料作成
8 月 31 日			日本総研環境問題ヒアリング対応・研修会案内
9 月 3 日			食品トレーサビリティ教材検討委員会・理事会案内準備
9 月 4 日	環境問題対応 W・G		年会費未納確認・理事会案内準備
9 月 5 日			缶詰団体連絡会・東京商工会議所ヒアリング対応
9 月 6 日	公正取引問題対応 W・G/物流問題研究会		年会費支部別入金状況確認
9 月 7 日			講演会原稿起稿・業務報告資料整理・予算収支分析
9 月 10 日			都市内物流円滑化セミナー・銀行記帳
9 月 11 日	環境問題対応 W・G		ジャパン・リサイクル見学研修
9 月 12 日	法務研究会		会長業務報告
9 月 13 日	新価格体系再構築委員会		フアクトリング事業打合
9 月 14 日			食り法の改正について・新缶型と内容量について
9 月 18 日	労務管理研究会		関東支部研修会企画打合
9 月 19 日			東京食品卸同業会合同懇話会・厚生労働省打合
9 月 20 日			農林水産省業務検査
9 月 21 日			フーデックス名義協賛打合・パイン開缶テスト
9 月 25 日			災害時食料調査発送準備
9 月 26 日			関東支部返品実態調査集計
9 月 27 日	情報システム研究会	流通業務委員会	公益法人制度改革セミナー
9 月 28 日	執行運営委員会		情報システム研修会案内送付
10 月 1 日			業界新聞インタビュー打合・委員会資料作成
10 月 2 日	EDI WG		会計伝票入力・委員会案内発送
10 月 3 日			団体連絡協議会・流通経済研究所業務打合
10 月 4 日	公正取引問題対応 W・G		業界新聞取材対応・会計帳票出力
10 月 5 日			会長業務打合・上半期予算進捗状況確認
10 月 9 日	環境問題対応 W・G		業務監査準備
10 月 10 日			缶詰団体連絡会・異業種交流委員会
10 月 11 日	商品開発研究会		研修会打合・会員動向調査
10 月 12 日			会報校正・講演原稿整理・収支予算進捗管理
10 月 15 日	平成 19 年度業務監査		関東支部返品実態調査集計
10 月 16 日	環境問題対応 W・G		収支実績表作成・関東支部経営実務研修会案内発送
10 月 17 日			講演会資料作成・給料事務・緊急時アンケート入力
10 月 18 日			環境調査表・新環境自主行動計画の打合
10 月 19 日			改正食り法普及啓発検討委員会
10 月 22 日	食育に関する W・G		関東支部経営実務研修会案内発送
10 月 23 日			理事会資料整理・情報システム研修会出席連絡
10 月 24 日	情報システム研究会		理事会資料整理・会報発送準備
10 月 25 日		流通業務委員会	政策委員長打合・理事会運営打合
10 月 26 日		東北支部経営実務研修会	会報発送準備
10 月 29 日	執行運営委員会		農林省調査依頼案内・会計事務
10 月 30 日	情報システム研修会		会報発送
10 月 31 日	公正取引問題対応 W・G		小売業協会業務打合・災害時アンケート入力

月 日	本 部	支 部	事務局・関連業務
11 月 1 日			理事会資料整理準備・災害時調査票入力
11 月 2 日			GTIN に関する打合・ふるさと食品全国フェア見学
11 月 5 日	環境問題対応 W・G		理事会準備・災害時アンケート調査
11 月 6 日			國分会長業務打合・日缶協創立 80 周年式典
11 月 7 日			中食連合同懇談会・研修会
11 月 8 日			関東支部研修会打合・理事会準備
11 月 9 日	正副会長会議・理事会		関東支部研修会名簿作成
11 月 12 日			賛助会員幹事店会資料準備
11 月 13 日		北陸支部経営実務研修会	理事会議事録作成
11 月 14 日			講演会資料整理・給料事務・年末調整説明会
11 月 15 日	政策委員会	賛助会員幹事店会	業界雑誌取材対応
11 月 16 日			缶詰団体連絡会・理事会議事録作成
11 月 19 日	物流問題研究会		関東支部研修会準備・会計事務
11 月 20 日		関東支部経営実務研修会	各支部宛名簿発送
11 月 21 日	法務研究会	北海道支部懇談会	議事録押印依頼・挨拶テープおこし
11 月 22 日	EDI W・G		会計事務
11 月 26 日		九州沖縄支部連絡協議会	収支予算実績管理・経営実務研修会テープ起し
11 月 27 日	執行運営委員会		経費予算月別実績作成
11 月 28 日	情報システム研究会		卸研フォーラム
11 月 29 日		流通業務委員会	委員会資料作成
11 月 30 日			ペットボトル関係者打合会・会議案内発送
12 月 3 日			会報原稿寄稿・資料整理
12 月 4 日			会報原稿渡し・講演会資料整理
12 月 5 日			企業・団体連絡協議会、GTIN に関する打合
12 月 6 日			講演会資料整理・会計元帳出力
12 月 7 日	環境問題対応 W・G 合同		経産省 JEDIC に関する打合・経費予算実行表作成
12 月 10 日			環境自主行動計画フォローアップ・会報校正
12 月 11 日			会報校正・委員会案内送付
12 月 12 日			流経研研究会講師・食品トレーサビリティ教材委員会
12 月 13 日			流通アナリストヒアリング・年末調整事務
12 月 14 日			委員会案内・資料整理
12 月 17 日			有識者会議 OB 懇談会・資料整理
12 月 18 日			年賀状宛名書き
12 月 19 日			缶詰団体連絡会・年賀状宛名書き
12 月 20 日	労務管理研究会		来客対応・企業別委員名簿作成
12 月 21 日		流通業務委員会	会長業務報告・会議資料報告
12 月 25 日	執行運営委員会		会報発送準備
12 月 26 日			年末挨拶回り・会報発送作業
12 月 27 日	情報システム研究会		資料整理
12 月 28 日			年末挨拶回り・会報発送作業
1 月 5 日			新年賀詞交換会・東京都食品卸同業会総会
1 月 7 日			年始挨拶廻り
1 月 8 日			年始挨拶回り・委員会案内作成
1 月 9 日			講演録修正・JEDIC 加入書類作成・委員会開催案内
1 月 10 日			缶詰業界新年賀詞交換会・メールネットワーク作成
1 月 11 日			JILS 新年賀詞交歓会・環境問題 W・G 打合
1 月 15 日			缶詰団体連絡会・クレーム集計 FD 発送
1 月 16 日	法務研究会		業務用食材卸業合同賀詞交歓会
1 月 17 日			流開センタートップセミナー
1 月 18 日	物流問題研究会		日本チェーンストア協会賀詞交換会
1 月 21 日	環境問題対応 W・G (A)		委員会案内書作成・メールアドレス整理

月 日	本 部	支 部	事務局・関連業務
1 月 22 日	EDI W・G		予算案作成・事務所レイアウト変更
1 月 23 日			埼玉県食品卸業協会賀詞交歓会
1 月 24 日			日本 VCA 賀詞交歓会・各委員会開催案内発送
1 月 25 日			小売業協会講演会・流通交流フォーラム案内発送
1 月 28 日	環境問題対応 W・G(B)		各委員会資料整理
1 月 29 日		流通業務委員会	業務引継各種資料整理
1 月 30 日	臨時理事会・執行運営委員会		
1 月 31 日	情報システム研究会		ヒアリング内容打合・監視指導協力資料配布準備
2 月 1 日			取材対応・薬物中毒事案周知対応
2 月 4 日			食料品都市内物流円滑化推進協議会セミナー
2 月 5 日			会長報告・食品資源循環形成推進事業検討委員会
2 月 6 日			缶詰団体連絡会・団体連絡協議会
2 月 7 日			農林水産省食品流通関連事業説明会
2 月 8 日			政策委員長業務打合・環境問題協議
2 月 12 日		近畿支部研修講演会	支部予算案作成・会員向け資料配布
2 月 13 日			異業種交流委員会・流通大会・関東支部打合
2 月 14 日			流通システム標準化委員会・食創会・業務引継ぎ
2 月 15 日			環境経営ビジネスモデルに関する打合
2 月 18 日	環境問題対応 W・G(A)		緊急連絡網整理・各種案内文書整理
2 月 19 日	環境問題対応 W・G(B)		環境経営ビジネスモデルに関する打合
2 月 20 日	労務管理研究会		関東支部在庫回転数資料作成
2 月 21 日		関東支部流通業務委員会	農林水産省提出書類作成・各委員会開催案内作成
2 月 22 日	執行運営委員会・新価格体系再構築委員会		各委員会開催案内発送・資料整理
2 月 25 日			会計入力・資料整理
2 月 26 日		四国支部経営実務研修会	
2 月 27 日			食品試買検査会・商品クレーム集計
2 月 28 日			チルド日配センター見学研修
2 月 29 日			RSP 業務打合・引継ぎ業務打合
3 月 3 日			事業計画作成・環境経営ビジネスモデル打合
3 月 4 日			流通交流フォーラム・ガイドライン作成業務
3 月 5 日	情報システム研究会		缶詰団体連絡会・物流動向アンケートまとめ
3 月 6 日			環境問題対応 W・G 資料打合・食品トレサビ教材検討会
3 月 7 日			取材対応・平成 20 年度事業計画案作成
3 月 10 日	環境対応 W・G(A)		支部予算案作成
3 月 11 日	EDI W・G		会長業務報告・会報校正
3 月 12 日			長野食品問屋連盟定時総会・名簿訂正・資料整理
3 月 13 日	物流問題研究会		各支部活動状況総括・
3 月 14 日			食品環境検査協会評議員会・食品クラスター協議会
3 月 17 日			政策委員会資料作成・回答書作成
3 月 18 日			食流機構臨時理事会・政策委員会開催準備
3 月 19 日	政策委員会		環境自主行動計画案打合・会報配布作業
3 月 21 日			需給研究センターフィアリング対応・SKDBC 清算業務食品産業センター取引慣行調査対応
3 月 24 日	商品開発研究会		環境数値算定標準化協議会準備打合・冊子印刷打合
3 月 25 日			環境数値算定標準化協議会準備会
3 月 26 日	法務研究会		会議案内作成・委員会資料作成
3 月 27 日		流通業務委員会	会員卸別委員会名簿整理・交替挨拶
3 月 28 日	執行運営委員会		食品資源循環形成推進事業普及啓発委員会

会 員 動 向

会員・事業所・賛助会員動向推移表

平成20年3月31日現在
社団法人 日本加工食品卸協会

年 度	会 員	前 年 増減数	事業所	前 年 増減数	賛 助 会 員	前 年 増減数	団 体 会 員	前 年 増減数	合 計	前 年 増減数
平成 20 年	1 5 7	▲ 8	1 5 4	▲ 4	1 2 0	▲ 1	3	0	4 3 4	▲ 1 3
19 年	1 6 5	▲ 6	1 5 8	6	1 2 1	2	3	0	4 4 7	2
18 年	1 7 1	▲ 7	1 5 2	4	1 1 9	1 8	3	0	4 4 5	1 5
17 年	1 7 8	▲ 1 1	1 4 8	▲ 2 1	1 0 1	▲ 1	3	0	4 3 0	▲ 3 3
16 年	1 8 9	▲ 3	1 6 9	▲ 2	1 0 2	0	3	0	4 6 3	▲ 5
15 年	1 9 2	▲ 8	1 7 1	▲ 1 0	1 0 2	▲ 1	3	0	4 6 8	▲ 1 9
14 年	2 0 0	▲ 6	1 8 1	1	1 0 3	0	3	0	4 8 7	▲ 5
13 年	2 0 6	▲ 2	1 8 0	3 3	1 0 3	▲ 2	3	0	4 9 2	2 9
12 年	2 0 8	▲ 1 8	1 4 7	1	1 0 5	▲ 1	3	0	4 6 3	▲ 1 8
11 年	2 2 6	▲ 2 1	1 4 6	3	1 0 6	▲ 5	3	0	4 8 1	▲ 2 3
10 年	2 4 7	▲ 1 5	1 4 3	8	1 1 1	1	3	0	5 0 4	▲ 6
9 年	2 6 2	▲ 1 1	1 3 5	▲ 1	1 1 0	0	3	0	5 1 0	▲ 1 2
8 年	2 7 3	▲ 1 3	1 3 6	5	1 1 0	▲ 2	3	0	5 2 2	▲ 1 0
7 年	2 8 6	▲ 7	1 3 1	▲ 1 8	1 1 2	0	3	0	5 3 2	▲ 2 5
6 年	2 9 3	▲ 1 3	1 4 9	1	1 1 2	▲ 1	3	0	5 5 7	▲ 1 3
5 年	3 0 6	1	1 4 8	1 0	1 1 3	▲ 3	3	0	5 7 0	8
4 年	3 0 5	2	1 3 8	0	1 1 6	0	3	0	5 6 2	2
3 年	3 0 3	0	1 3 8	3	1 1 6	0	3	0	5 6 0	3
昭和 62 年	2 9 7	▲ 1 8	1 3 6	0	1 1 5	▲ 2	4	0	5 5 2	▲ 2 0
55 年	3 3 3	----	1 3 5	----	1 1 6	----	4	----	5 8 8	----

会員・事業所会員・賛助会員動向表

社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H19.3.31 現在	165	158	121	3	447
新規加入		6	1		7
退会	8	10	2		20
H20.3.31 現在	157	154	120	3	434

支部別会員及び事業所会員内訳

平成20年3月31日現在

支部	県	会員	事・会員	支部	県	会員	事・会員
北海道	北海道	1 4	1 4	近畿	京都	—	3
	(計)	(1 4)	(1 4)		大阪	1 2	1 0
東北	青森	1	—		奈良	1	—
	秋田	1	—		和歌山	—	—
	岩手	—	1		滋賀	—	—
	山形	1	—		兵庫	5	4
	宮城	3	9		(計)	(1 8)	(1 7)
	福島	4	—	中国	鳥取	—	—
	(計)	(1 0)	(1 0)		島根	1	1
関東	東京	2 9	1 7		岡山	3	3
	神奈川	1	8		広島	4	1 0
	千葉	3	3		山口	3	1
	埼玉	3	4		(計)	(1 1)	(1 5)
	栃木	3	1	四国	香川	2	5
	群馬	2	2		徳島	—	1
	茨城	3	2		愛媛	—	1
	長野	2	7		高知	1	2
	山梨	2	1		(計)	(3)	(9)
	静岡	3	5	九州 沖縄	福岡	4	1 3
	新潟	2	1		佐賀	3	—
	(計)	(5 3)	(5 1)		大分	3	—
東海	愛知	9	1 0		長崎	3	1
	三重	1	2		熊本	2	1
	岐阜	2	—		宮崎	4	1
	(計)	(1 2)	(1 2)		鹿児島	4	1
北陸	石川	4	6		沖縄	6	1
	富山	1	2		(計)	(2 9)	(1 8)
	福井	2	—	合	計	1 5 7	1 5 4
	(計)	(7)	(8)				

入会事業所会員

(平成19年4月～平成20年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備 考
19.4	四 国	高 知	旭食品(株)四国支社	登録
19.6	関 東	東 京	(株)イズミック東京本社	〃
19.7	北海道	北海道	北海道国分(株)旭川支店	〃
19.9	関 東	東 京	関東リョーショク(株)所沢支社	〃
20.1	関 東	東 京	国分(株)首都圏支社	〃
〃	関 東	東 京	国分(株)関東支社	〃

入会賛助会員

(平成19年4月～平成20年3月)

届出月日	所在地	社 名	備考
19.5	東 京	サンヨー食品(株)	新規加入

退 会 会 員

(平成19年4月～平成20年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備考
19.4	関 東	東 京	西野商事(株)	合併
19.5	東 北	岩手県	(株)熊新	都合による
19.6	北海道	北海道	旭川国分(株)	合併
〃	関 東	東 京	(株)富士商会	都合による
〃	北海道	北海道	(株)井上力商店	破産
〃	北海道	北海道	マル共共栄商事(株)	破産
〃	関 東	東 京	(株)カーギルジャパン	(旧東食) 都合による
19.9	九 州	福岡県	マルハ食品(株)	解散

退会事業所会員

(平成19年4月～平成20年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備 考
19.4	北海道	北海道	西野商事(株)札幌支店	合併
〃	東 北	宮 城	西野商事(株)仙台支店	〃
〃	東 海	愛 知	西野商事(株)名古屋支店	〃
〃	近 畿	大 阪	西野商事(株)大阪支店	〃
〃	九 州	福 岡	西野商事(株)福岡支店	〃
19.9	北海道	北海道	三井食品(株)北海道支社	閉鎖
20.1	北海道	北海道	日本アクセス北海道(株)函館支店	統合
〃	近 畿	京 都	国分(株)京都支店	〃
〃	関 東	東 京	国分(株)首都圏第三支社	組織変更
20.3	九 州	福 岡	(株)トーホー九州本社	統合

退会賛助会員

届出月日	所在地	社 名	備 考
19. 8	香 川	マルキン忠勇(株)	統合
19.10	東 京	(株)ニチロ	〃

平成19年度 収支計算書

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会 費 収 入	[54,635,000]	[54,452,000]	[183,000]
会 員 会 費 収 入	(54,635,000)	(54,452,000)	(183,000)
正 会 員 会 費 収 入	28,905,000	28,475,000	430,000
事 業 所 会 費 収 入	1,600,000	1,570,000	30,000
賛 助 会 費 収 入	20,780,000	21,057,000	△ 277,000
団 体 賛 助 会 費	3,350,000	3,350,000	0
雑 収 入	[102,000]	[229,398]	[△ 127,398]
雑 収 入	(102,000)	(229,398)	(△ 127,398)
受 取 利 息	22,000	68,200	△ 46,200
業 務 受 託 料 入	0	109,997	△ 109,997
雑 収 入	80,000	51,201	28,799
事業活動収入計	54,737,000	54,681,398	55,602
2. 事業活動支出			
事 業 費	[28,444,000]	[25,071,436]	[3,372,564]
調 査 研 究 費	(18,692,000)	(15,825,091)	(2,866,909)
調 査 研 究 費	18,692,000	15,825,091	2,866,909
教 育 研 修 事 業 費	(4,326,000)	(3,993,031)	(332,969)
人 材 育 成 事 業 費	3,710,000	3,390,931	319,069
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	616,000	602,100	13,900
知 識 啓 発 事 業 費	(5,426,000)	(5,253,314)	(172,686)
啓 発 事 業 費	4,292,000	4,109,464	182,536
宣 伝 事 業 費	1,134,000	1,143,850	△ 9,850
管 理 費	[23,180,000]	[22,619,600]	[560,400]
人 件 費	(13,845,000)	(13,841,520)	(3,480)
役 員 報 酬	9,510,000	9,510,000	0
職 員 給 料 手 当	3,735,000	3,735,000	0
福 利 厚 生 費	600,000	596,520	3,480
会 議 費	(1,200,000)	(1,191,592)	(8,408)
会 議 費	1,200,000	1,191,592	8,408
事 務 諸 費	(8,135,000)	(7,586,488)	(548,512)
旅 費 交 通 費	909,000	692,010	216,990
通 信 運 搬 費	680,000	421,331	258,669
消 耗 品 費	1,440,000	1,471,753	△ 31,753
光 熱 水 料 費	160,000	152,405	7,595
賃 借 料 費	4,690,000	4,680,144	9,856
雑 費	116,000	76,535	39,465
交 際 費	130,000	92,310	37,690
租 税 公 課	10,000	0	10,000
事業活動支出計	51,624,000	47,691,036	3,932,964
事業活動収支差額	3,113,000	6,990,362	△ 3,877,362
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特 定 資 産 取 得 支 出	[249,000]	[249,000]	[0]
退 職 引 当 資 産 取 得 支 出	249,000	249,000	0
投資活動支出計	249,000	249,000	0
投資活動収支差額	△ 249,000	△ 249,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0

科 目	予算額	決算額	差 異
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	[1,000,000]	——	[1,000,000]
当期収支差額	1,864,000	6,741,362	△ 4,877,362
前期繰越収支差額	18,306,359	18,306,359	0
次期繰越収支差額	20,170,359	25,047,721	△ 4,877,362

貸借対照表

平成20年 3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,767,661	17,947,328	6,820,333
現 金	60,658	23,984	36,674
普 通 預 金	19,707,003	12,923,344	6,783,659
定 期 預 金	5,000,000	5,000,000	0
仮 払 金	390,012	483,442	△ 93,430
流動資産合計	25,157,673	18,430,770	6,726,903
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退 職 給 付 引 当 預 金	1,881,824	1,632,824	249,000
特定資産合計	1,881,824	1,632,824	249,000
固定資産合計	1,881,824	1,632,824	249,000
資産合計	27,039,497	20,063,594	6,975,903
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮 受 金	109,952	124,411	△ 14,459
流動負債合計	109,952	124,411	△ 14,459
2. 固定負債			
退 職 給 付 引 当 金	1,881,824	1,632,824	249,000
固定負債合計	1,881,824	1,632,824	249,000
負債合計	1,991,776	1,757,235	234,541
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	25,047,721	18,306,359	6,741,362
正味財産合計	25,047,721	18,306,359	6,741,362
負債及び正味財産合計	27,039,497	20,063,594	6,975,903

計算書類に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、定期預金及び仮払金から仮受金を差し引いたものとする。尚、前期末及び当期末残高は下記2に記載する通りである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	23,984	60,658
預 金	12,923,344	19,707,003
定期預金	5,000,000	5,000,000
仮払金	483,442	390,012
仮受金	-124,411	-109,952
次期繰越収支差額	18,306,359	25,047,721

平成19年度 正味財産増減計算書

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会 費 収 入	[54,452,000]	[54,817,000]	[△ 365,000]
会 員 会 費 収 入	(54,452,000)	(54,817,000)	(△ 365,000)
正 会 員 会 費 収 入	28,475,000	28,040,000	435,000
事 業 所 会 費 収 入	1,570,000	1,600,000	△ 30,000
賛 助 会 費 収 入	21,057,000	20,707,000	350,000
団 体 賛 助 会 費	3,350,000	4,350,000	△ 1,000,000
加 入 金 収 入	0	120,000	△ 120,000
雑 収 入	[229,398]	[205,505]	[23,893]
雑 収 入	(229,398)	(205,505)	(23,893)
受 取 利 息	68,200	23,105	45,095
業 務 受 託 料	109,997	120,000	△ 10,003
雑 収 入	51,201	62,400	△ 11,199
経常収益計	54,681,398	55,022,505	△ 341,107
(2) 経常費用			
事 業 費	[25,071,436]	[26,812,666]	[△ 1,741,230]
調 査 研 究 費	(15,825,091)	(17,667,372)	(△ 1,842,281)
調 査 研 究 費	15,825,091	17,667,372	△ 1,842,281
教 育 研 修 事 業 費	(3,993,031)	(4,098,420)	(△ 105,389)
人 材 育 成 事 業 費	3,390,931	3,491,218	△ 100,287
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	602,100	607,202	△ 5,102
知 識 啓 発 事 業 費	(5,253,314)	(5,046,874)	(206,440)
啓 発 事 業 費	4,109,464	3,913,524	195,940
宣 伝 事 業 費	1,143,850	1,133,350	10,500
管 理 費	[22,868,600]	[22,784,578]	[84,022]
人 件 費	(14,090,520)	(14,226,731)	(△ 136,211)
役 員 報 酬	9,510,000	9,510,000	0
職 員 給 料 手 当	3,735,000	3,720,000	15,000
福 利 厚 生 費	596,520	498,731	97,789
退 職 給 付 費 用	249,000	498,000	△ 249,000
会 議 費	(1,191,592)	(985,656)	(205,936)
会 議 費	1,191,592	985,656	205,936
事 務 諸 費	(7,586,488)	(7,572,191)	(14,297)
旅 費 交 通 費	692,010	592,810	99,200
通 信 運 搬 費	421,331	609,372	△ 188,041
消 耗 品 費	1,471,753	1,293,973	177,780
光 熱 水 料 費	152,405	152,857	△ 452
賃 借 料 費	4,680,144	4,680,144	0
雑 費	76,535	104,435	△ 27,900
交 際 費	92,310	134,600	△ 42,290
租 税 公 課	0	4,000	△ 4,000
経常費用計	47,940,036	49,597,244	△ 1,657,208
当期経常増減額	6,741,362	5,425,261	1,316,101
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	6,741,362	5,425,261	1,316,101
一般正味財産期首残高	18,306,359	12,881,098	5,425,261

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産期末残高	25,047,721	18,306,359	6,741,362
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	25,047,721	18,306,359	6,741,362

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

平成18年度から「公益法人会計基準」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ平成16年10月14日）を採用している。

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

(2) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当預金	1,632,824	249,000		1,881,824

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に関する 対応額)
特定資産 退職給付引当預金	1,881,824		1,881,824	1,881,824

専務理事	係
	

平成20年4月14日監査

監 査 印

		
---	---	--

平成19年度 財産目録

平成20年 3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目		金 額		
Ⅰ 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金		24,767,661		
現金手許有高		60,658		
普 通 預 金		19,707,003		
みずほ日本橋		6,653,657		
三井住友東京中央		7,058,262		
三菱東京UFJ日本橋		5,995,084		
定 期 預 金		5,000,000		
三菱東京UFJ日本橋		5,000,000		
仮 払 金		390,012		
流動資産合計			25,157,673	
2. 固定資産				
(2) 特定資産				
退職給付引当預金		1,881,824		
みずほ銀行普通		1,881,824		
特定資産合計		1,881,824		
固定資産合計			1,881,824	
資産合計				27,039,497
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
仮 受 金		109,952		
流動負債合計			109,952	
2. 固定負債				
退職給付引当金		1,881,824		
固定負債合計			1,881,824	
負債合計				1,991,776
正味財産				25,047,721

監査報告書

平成19年度社団法人日本加工食品卸協会の業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、監査の結果、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。

平成20年4月14日

監事	株式会社ヤグチ 代表取締役会長	萩原 弥重	
監事	廣屋国分株式会社 代表取締役副会長	濱口 吉右衛門	
監事	味の素株式会社 取締役常務執行役員	横山 敬一	

平成20年度事業計画(案)

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会

食料需給をめぐる情勢が世界的に不安定さを増す中、我々食品卸売業界を取り巻く経営環境も、消費人口の減少化を底流とした構造的な大転換期に直面して問題山積であり、一企業だけで問題を解決していくことは極めて困難な状況にあると認識する。したがって日食協の存在意義とその役割は一段と重要性を増しているものと思料し、会員の団結力を背景に課題の優先的順位を明確にして、積極的に取り組み、業界の存在価値の最大化に向けて平成20年度の事業活動を次ぎの如く計画する。

1. 調査研究事業

- (1) 卸機能の評価と機能対価要求による卸経営基盤の再構築の研究
- (2) 加工食品卸売業としての「食品業界の信頼性向上自主行動計画」の策定
- (3) 食品流通における環境経営を支えるビジネスモデルの調査研究
- (4) 消費税引き上げの問題等食品流通の税務課題についての調査研究
- (5) 行政改革促進法に基づく法人制度改革に対応した協会の法人格移行の研究
- (6) 危機管理と社会機能維持に関する対策ガイドラインの策定研究

2. 普及啓発・研修・実践事業

- (1) 業界インフラの整備強化と普及啓発
- (2) 環境関連法への実践的対応として、環境自主行動計画への取り組み
- (3) ロジステイクス評価指標の研修

3. 本部活動

- (1) 本部活動の効果的運営と支部活動の情報共有化
- (2) 情報交流迅速化体制の構築と実践

以 上

平成20年度実施計画（案）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

社団法人 日本加工食品卸協会

概 要

平成20年度は、事業計画（案）に基づき主要な組織活動として次のような事業を実施する。

（1）政策委員会

- ・「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」の活動を通して
 - ①新流通における価格制度の再構築の推進
 - ②機能対価要求による不適正取引条件の改善活動
- ・「環境数値算定標準化協議会」による環境経営ビジネスモデルの調査研究

（2）執行運営委員会

- ・行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した協会の法人格移行の研究
- ・加工食品卸売業としての「食品業界の信頼性向上自主行動計画」の策定
- ・危機管理と社会機能維持に関する対応ガイドライン策定の検討

（3）ワーキング・グループ活動と主要研究会の活動テーマ

① 食育に関するW・G

- ・食育の普及啓発活動

② 公正取引問題対応W・G

- ・公正取引に向けての卸売業の構築すべき小売業向けの新取引制度の継続的研究

③ 税務問題対応W・G

- ・消費税引き上げの問題等食品流通の税務課題についての調査研究

④ 環境問題対応W・G

- ・環境関連法の改正に伴う対応と業界ガイドラインの普及啓発活動
- ・「環境自主行動計画」の実践的取組

⑤ EDI W・G

- ・Web—EDI(メーカー・卸間)に関する調査研究
- ・「GTIN」への実践的取組の調査研究

⑥情報システム研究会

- ・加工食品卸売業のEDP費用の比較実態調査研究
- ・流通BMSの標準化等情報インフラの普及啓発と調査研究

⑦物流問題研究会

- ・ロジステイクス評価指標の実践的研修

⑧商品開発研究会

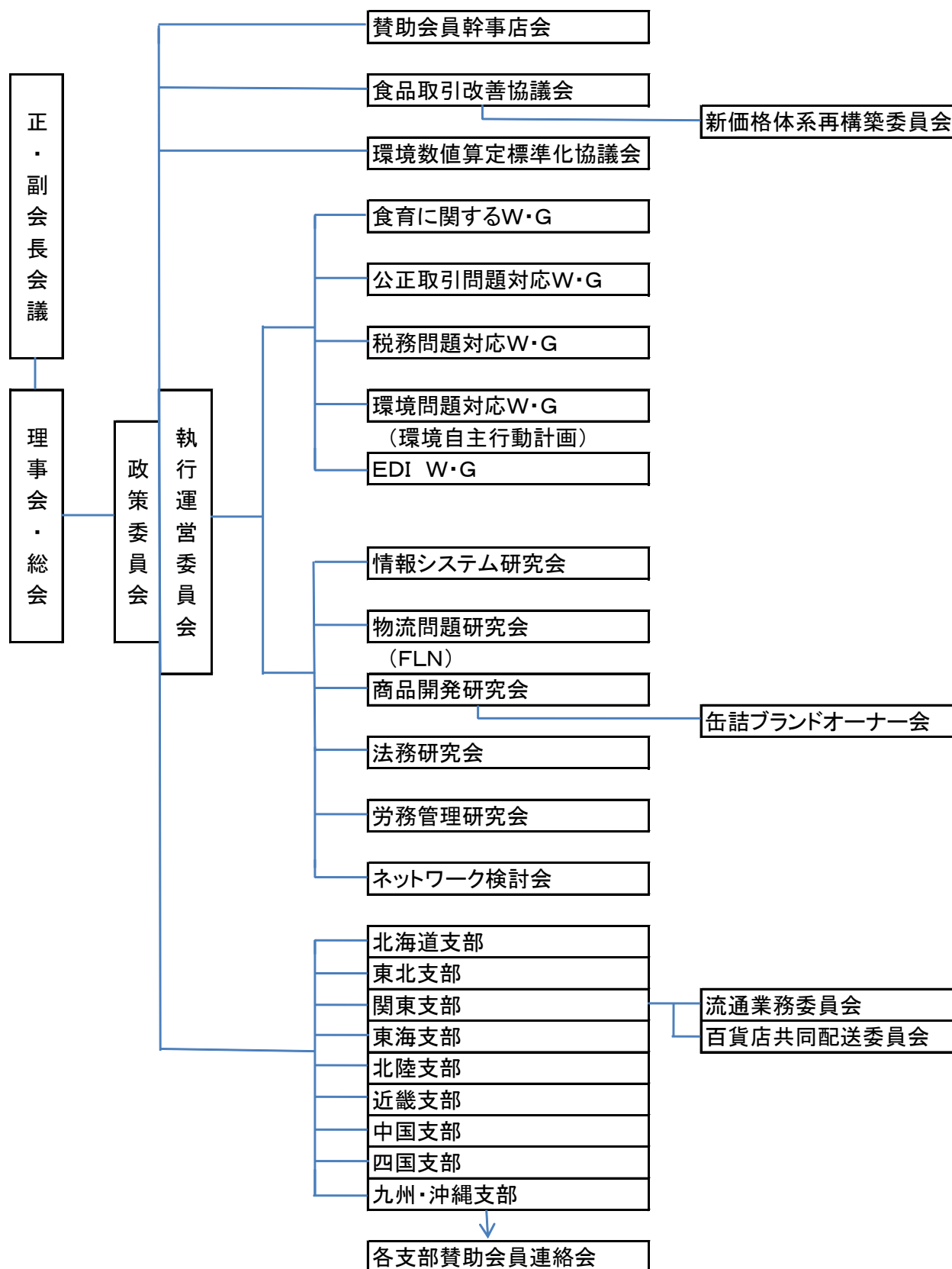
- ・表示等に関する調査研究

以 上

平成20年4月1日

平成20年度運営組織図（案）

(社)日本加工食品卸協会



平成20年度 運営組織名簿

(社)日本加工食品卸協会
(社名50音順:敬称略)

政策委員会・食品取引改善協議会 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
○	伊藤忠食品 (株)	大野 志郎	専務執行役員東日本営業本部長	
	加藤産業 (株)	多原 善雄	常務取締役東京本部長	
○	国分 (株)	成田 健	代表取締役副社長 経営統括本部長	
	(株) 日本アクセス	細川 晃一	取締役副社長 営業管掌	
	三井食品 (株)	川村 哲夫	上席執行役員営業部門統括役員補佐	
	明治屋商事 (株)	佐藤 孝治	取締役 専務執行役員営業本部長	
◎	(株) 菱 食	中嶋 隆夫	取締役 常務執行役員加食営業統括	
	[社]日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	

◎印：委員長 ○印：副委員長

執行運営委員会 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
	伊藤忠食品 (株)	佐田 幸夫	商品本部東日本商品部部長	
	加藤産業 (株)	破魔 重美	取締役広域流通部長	
	国分 (株)	清水 宣和	取締役経営統括本部部長	
	コンタツ (株)	津久浦慶信	常勤監査役	
	(株) サンヨー堂	小林 由朗	取締役営業本部商品部長	
	(株) 日本アクセス	成田 祐一	常務取締役総合企画本部本部長	
	三井食品 (株)	葉梨 卓淑	執行役員営業総括本部本部長	
	明治屋商事 (株)	大竹一太郎	取締役常務執行役員営業本部副本部長	
	(株) 菱食	皆本 睦夫	取締役専務執行役員職能統括	
○	[社]日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	

○印：委員長

賛助会員幹事店会名簿

社 名	役 職	氏 名
味の素(株)	取締役常務執行役員	横山 敬一
カルピス(株)	取締役常務執行役員	高橋 俊行
カゴメ(株)	取締役常務執行役員	大嶽 節洋
キッコーマン(株)	常務執行役員兼ナショナル・セールス・マネージャー	佐藤 幸男
キューピー(株)	取締役営業統括	好村 博
サントリーフーズ(株)	取締役副社長	塚原 信夫
日清フーズ(株)	取締役営業本部長	岩崎 浩一
日清オイリオグループ(株)	常務取締役	田村 由人
日清食品(株)	取締役営業本部長	三浦 善功
日本水産(株)	取締役広域営業本部長	金田 進
ネスレ日本(株)	常務執行役員営業本部長	芹澤 祐治
ハウス食品(株)	取締役常務執行役員営業本部長	井上 始

新価格体系再構築委員会委員名簿

会 社 名	役 職	委員名
味の素(株)	営業企画部長	西井 元章
カルピス(株)	営業統括部次長兼経営戦略部業革推進G	村田 利衛
カゴメ(株)	営業推進部長	宮地 雅典
キッコーマン(株)	営業企画部部長	加瀬 泰美
キューピー(株)	営業サポート部部長	前田 祐基
サントリーフーズ(株)	営業管理部長	今井 等一
日清フーズ(株)	取締役営業本部長	岩崎 浩一
日清オイリオグループ(株)	営業統括部 主管	加賀谷 孝
日清食品(株)	営業企画部次長	三澤 一夫
日本水産(株)	営業推進課課長	桜井 裕彦
ネスレ日本(株)	流通営業部セールスマネージャー	山崎 昇
ハウス食品(株)	営業企画推進室次長	大澤 善行
(株)桃屋	営業企画室室長	菅原 通之
伊藤忠食品(株)	東日本商品部部長	佐田 幸夫
加藤産業(株)	取締役広域流通部長	破魔 重美
国分(株)	取締役経営統括本部部長	清水 宣和
コンタツ(株)	常勤監査役	津久浦慶信
(株)サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小林 由朗
(株)日本アクセス	常務取締役総合企画本部長	成田 祐一
三井食品(株)	執行役員営業統括本部長	葉梨 卓淑
明治屋商事(株)	取締役常務執行役員	大竹一太郎
(株)菱食	取締役専務執行役員	皆本 睦夫
日食協	専務理事	奥山 則康

執行運営委員会P.J 信頼性向上「自主行動計画」担当委員

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品 (株)	菅原 則吉	環境・品質管理室室長	
加藤産業 (株)	入江 幸徳	本社社長室次長	
国 分 (株)	山本 栄二	取締役コンプライアンス担当役員	
(株) 日本アクセス	北山 誠	管理本部法務部部長	
(株) サンヨー堂	玉井 英一	取締役総務部長	
三井食品 (株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長	
明治屋商事 (株)	小森 剛	管理本部人事総務部副部長	
(株) 菱 食	橋本 公尚	管理本部リスクマネジメント部統括管理チームリーダー	

執行運営委員会P.J「新型インフルエンザ対策」担当委員

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品 (株)	花澤 隆志	人事総務本部付・人事総務部総務チーム	
加藤産業 (株)	入江 幸徳	本社社長室次長	
国 分 (株)	山本 栄二	取締役コンプライアンス担当役員	
(株)日本アクセス	森本 雄介	人事・総務本部人事部部长代行	
三井食品 (株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長	
明治屋商事(株)	吉見 政宣	管理本部人事総務部総務チームリーダー	
(株) 菱 食	橋本 公尚	管理本部リスクマネジメント部統括管理チームリーダー	

環境数値算定標準化協議会名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
	協議委員			
○	(株)菱食	原田 務	取締役専務執行役員戦略機能部門統括	
	(株)日本アクセス	中井 忍	執行役員ロジスティクス本部長	
	国分(株)	清水 宣和	取締役経営統括本部部長	
	実務委員			
	(株)菱食	小林 一之	戦略機能部門統括部 S C M統括チームリーダー	
		土屋沙衣子	SCM推進本部SCM運用部2SSD統括管理チーム	
	(株)日本アクセス	奥山 利一	人事総務本部環境管理部部長	
		高田 英一	ロジスティクス本部物流企画部課長	
△	国分(株)	山田 英夫	総務部課長兼環境担当課長	
		森 早苗	人事総務部	
	[社]日本加工食品卸協会	奥山 則康	専務理事	
	事務局			
	(株)不動システムズ	堀江 省一	代表取締役	
	ミツイワ(株)	内村 厚志	営業本部第四営業部第一課課長	
	〃	山本 順也	営業本部第四営業部第一課	
	〃	諏訪 正明	営業本部第四営業部システムディレクター	

○印：協議会委員長 △実務委員会座長

食育に関するW・G 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
	伊藤忠食品 (株)	山本 孝宣	営業サポート部営業企画課課長補佐	
	国 分 (株)	岡村 宏隆	社長室長兼経営企画部広報担当部長	
	(株) 日本アクセス	中島 敏彦	総合企画本部営業企画部営業推進課課長	
	三井食品 (株)	鈴木 孝典	営業総括本部商品部食品室室長	
	明治屋商事 (株)	指田 秀行	経営企画部経営企画担当	
○	(株) 菱 食	西脇 良高	次世代事業推進本部 R ーブランニング部長付	

○印：座長

公正取引問題対応W・G 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
	伊藤忠食品 (株)	大平 吉彦	商品統括部商品統括第一課課長	
	加藤産業 (株)	河野 賢二	東京本部長付部長	
	国 分 (株)	篠倉 猛	営業推進部長兼広域流通担当部長	
	コンタツ (株)	鈴木紀一郎	執行役員理事商品統括部長	
	(株) サンヨー堂	小林 由朗	取締役営業本部商品部長	
○	(株) 日本アクセス	尾上 宏	総合企画本部営業企画部部長	
	三井食品 (株)	笠井 隆	営業総括本部営業推進部部長	
	明治屋商事 (株)	久保田幸平	営業本部広域量販統括部長	
	(株) 菱 食	田口 耕輝	加食商品本部副本部長	

○印：座長

消費税対応WG委員会 委員名簿

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品 (株)	五島 実	人事総務本部付・財務部副部長	
○ 国 分 (株)	鈴木 清史	経理財務部副部長	
(株) サンヨー堂	小林 由朗	取締役営業本部商品部部長	
(株) 日本アクセス	渡部 良二	総合企画本部経営企画部部長代行	
三井食品 (株)	平岩 敏郎	営業総括本部品質管理部室長	
明治屋商事 (株)	瀬戸 弘道	管理本部経理部会計チームリーダー	
(株) 菱 食	桜井 信彦	管理本部経理部長	

○印：座長

環境問題対応W・G（Aチーム）委員名簿

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品 (株)	花澤 隆志	人事総務本部付・人事総務部総務チーム	
加藤産業 (株)	安井 弘人	環境管理部係長	
国 分 (株)	山田 英夫	人事総務部環境担当課長	
(株) 日本アクセス	奥山 利一	人事総務本部環境管理部部長	
三井食品 (株)	木内 治久	物流本部物流管理部物流業務室室長	
○ (株) 菱 食	三宅 義之	管理本部環境管理室長	
(株) 菱 食	小林 一之	戦略機能部門統括部 S C M統括チームリーダー	

○印：座長

環境問題対応W・G（Bチーム）委員名簿

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品 (株)	大澤 偉宏	ロジスティクス部第二課係長	
○ 加藤産業 (株)	大海 裕也	環境管理部係長	
◎ 国 分 (株)	山田 英夫	人事総務部環境担当課長	
(株) サンヨー堂	石黒 健児	業務部次長	
(株) 日本アクセス	奥山 利一	人事総務本部環境管理部部長	
三井食品 (株)	高田 憲一	物流本部物流管理部物流業務室	
明治屋商事 (株)	吉見 政宣	管理本部人事総務部総務チームリーダー	
(株) 菱 食	小林 一之	戦略機能部門統括部 S C M統括チームリーダー	

◎印：座長 ○印：副座長

EDI W・G委員名簿

会社名	委員名	所属・役職	備考
伊藤忠食品 (株)	友森 司朗	システム企画開発部企画第一課係長	
伊藤忠食品 (株)	佐多 洋文	システム企画開発部企画第三課係長	
加藤産業 (株)	生嶋 正基	情報システム部係長	
国 分 (株)	平田 幸則	情報システム部物流システムチームチームリーダー	
(株) 日本アクセス	福浦 友隆	システム開発部業務・会計システム開発課担当課長	
日本酒類販売 (株)	斎藤 紀亨	情報統括部 主事	
三井食品 (株)	松本 芳幸	コーポレートスタッフ本部情報システム部運用室	
明治屋商事 (株)	大野 智広	管理本部システム部システム技術チーム課長補佐	
(株) 菱 食	山口 陽	ITネットワーク本部ITシステム企画部エビキタス創造推進チーム副主事	

○印：座長

情報システム研究会 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
○	伊藤忠食品 (株)	竹腰 雅一	情報システム本部副本部長	
	加藤産業 (株)	弥谷恵太郎	常務取締役システム本部長	
	国 分 (株)	奥村 恒弘	情報システム部長	
	(株) 日本アクセス	八十島幹夫	情報システム本部システム開発部部長	
	日本酒類販売 (株)	山口 好男	情報物流本部情報統括部長	
	三井食品 (株)	牧村 高志	コーポレートスタッフ本部情報システム部部長	
	明治屋商事 (株)	加藤 秀久	管理本部システム部長	
◎	(株) 菱 食	稲垣登志男	ITネットワーク本部本部長代理	
	(株) 菱 食	熊谷 孝志	東日本ITユーザーサポート部部長	
	(株) トーカン	牧内 孝文	執行役員業務統括部長	
	旭食品 (株)	竹内 恒夫	管理本部情報統括部部長	
	(株) ジャパン・インフォレックス	井口 泰夫	代表取締役社長	
	国分(株)	篠 憲一	物流統括部運営担当専任課長 (ネットワーク検討会座長)	

◎印：座長 ○印：副座長

物流問題研究会 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
◎	伊藤忠食品 (株)	阿部 淳一	ロジスティクス本部長	案内は当分の間大澤氏へ
○	国 分 (株)	荻野 司	物流統括部副部長	
	コンタツ (株)	鈴木紀一郎	執行役員理事商品統括部長	
	(株) サンヨー堂	石黒 健児	業務部次長	
	(株) 日本アクセス	大須賀 誠	ロジスティクス本部汎用物流部部長	
	三井食品 (株)	仲宗根 繁	物流本部物流管理部部長	
	明治屋商事 (株)	竹島健二郎	執行役員営業本部物流統括部長	
○	(株) 菱 食	広川 彰	戦略機能部門統括部長代理	

◎印：座長 ○印：副座長

商品開発研究会兼缶詰ブランドオーナー会

	会社名	委員名	所属・役職	備考
◎	(株)サンヨー堂	三枝 皓祐	代表取締役社長 (日食協理事)	
	〃	島垣 研二	取締役缶詰部部長	
	国分(株)	清水 昌樹	開発商品部長食品担当	
	〃	織田 啓介	開発商品部食品第一担当チームリーダー	
○	(株)明治屋	岡本 近	商品事業本部副本部長	
	〃	中川 泉	本社品質保証部品質保証チーム次長	
	(株)菱食	萩原 義久	(株)リリーコーポレーション代表取締役社長	
	伊藤忠食品(株)	大平 吉彦	商品統括部商品統括第一課長	
	伊藤忠商事(株)	中野 和真	食材流通部開発輸入課課長代行	
	加藤産業(株)	赤木 秀一	商品管理部品質向上推進課専任課長	
	川商フーズ(株)	景山健太郎	食品流通部食品流通グループグループ長	
	(株)北村商店	北村 篤司	代表取締役社長	
	正栄食品工業(株)	土屋雄一郎	果実商品部フルーツ加工品グループ課長	
	ストー缶詰(株)	須藤 修吉	代表取締役社長	
	(株)トーホー	下川 孝二	商品本部企画室課長	

(株)日本アクセス	庄司 孝雄	商品本部加工商品部担当部長	
三井食品(株)	但木章多郎	営業総括本部オリジナル商品部室長	
三井物産(株)	伊藤 正文	食品流通事業部営業企画室マネージャー	
三菱商事(株)	依田 誠	飲料・缶詰ユニットマネージャー	
明治製菓(株)	姫野 真司	健康事業本部健康事業営業部長	
(株)ヤグチ	飯田 宏	商品部課長	

◎印：委員長 ○印：幹事店会座長

※幹事店会メンバー

・(株)サンヨー堂 ・(株)明治屋 ・国分(株) ・(株)菱食

法務研究会 委員名簿

座長輪番	会社名	委員名	所属・役職	備考
7	伊藤忠食品 (株)	塚崎 健	審査法務部副部長	
3	国 分 (株)	山本 栄二	取締役コンプライアンス担当兼法務部長	
5	(株) 日本アクセス	北山 誠	管理本部法務部長	
6	日本酒類販売 (株)	佐藤 成壽	執行役員調査室長	
2	三井食品 (株)	村田 廣	経理財務本部審査法務部部長	
1	明治屋商事 (株)	向井 潤	管理本部審査部法務チームリーダー	
4	(株) 菱 食	高木 邦幸	管理本部リスクマネジメント部長	

座長：輪番制

労務管理研究会 委員名簿

座長順番	会社名	委員名	所属・役職	備考
6	伊藤忠食品 (株)	堀江 孝広	人事総務本部付・人事総務部総務チーム長	
3	国 分 (株)	小木曾泰治	経営統括本部副部長	
7	(株) サンヨー堂	池田 正輝	総務部次長	
2	(株) 日本アクセス	森本 雄介	人事・総務本部人事部部長代行	
4	廣屋国分 (株)	伊東 一昌	運営・管理スタッフグループ 人事総務担当課長	
5	三井食品 (株)	篠田 博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長	
8	明治屋商事 (株)	永井 英昭	管理本部人事総務部長	
1	(株) 菱 食	稲好 隆明	管理本部人事部部長	

座長：輪番制

ネットワーク検討会 委員名簿

	会社名	委員名	所属・役職	備考
	伊藤忠食品(株)	竹腰 雅一	情報システム本部副本部長	
○	国分(株)	篠 憲一	物流統括部運営担当専任課長	
	三井食品(株)	松本 芳幸	コーポレートスタッフ本部情報システム部運用室	
	日本酒類販売(株)	杉山 正晴	情報物流本部情報統括部	
	明治屋商事(株)	大本二三浩	管理本部システム部次長	
	(株)日本アクセス	森下 昌紀	システム開発部物流システム開発課長	
	(株)菱食	山口 陽	ITネットワーク本部ITシステム企画部ビジネス創造推進チーム副主事	

○印：座長

平成20年度 収支予算 (案)

(自平成20年4月1日～至平成21年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会
(単位: 円)

科 目	平成20年度 予算額(A)	平成19年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	53,755,000	54,635,000	-880,000	
①会費収入	53,755,000	54,635,000	-880,000	
正会員会費	28,495,000	28,905,000	-410,000	
事業所会員会費	1,560,000	1,600,000	-40,000	
賛助会員会費	20,850,000	20,780,000	70,000	
団体賛助会員会費	2,850,000	3,350,000	-500,000	
加入金	0	0	0	
②事業収入	0	0	0	
事業収入	0	0	0	
情報システム研修会	0	0	0	
③雑収入	75,000	102,000	-27,000	
雑収入	75,000	102,000	-27,000	
受取利息	75,000	22,000	53,000	
業務受託料	0	0	0	
雑収入	0	80,000	-80,000	
事業活動収入 計	53,830,000	54,737,000	-907,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	31,039,000	28,444,000	2,595,000	
調査研究事業費	20,289,000	18,692,000	1,597,000	
調査研究費	20,289,000	18,692,000	1,597,000	
教育研修事業費	5,300,000	4,326,000	974,000	
人材育成事業費	3,930,000	3,710,000	220,000	
情報システム研修会	1,370,000	616,000	754,000	
知識啓発事業費	5,450,000	5,426,000	24,000	
啓発事業費	4,306,000	4,292,000	14,000	
宣伝事業費	1,144,000	1,134,000	10,000	
②管理費支出	23,362,000	23,180,000	182,000	
人件費	14,460,000	13,845,000	615,000	
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
職員給料手当	3,750,000	3,735,000	15,000	
福利厚生費	1,200,000	600,000	600,000	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	1,220,000	1,200,000	20,000	
会議費	1,220,000	1,200,000	20,000	
事務諸費	7,682,000	8,135,000	-453,000	
旅費交通費	731,000	909,000	-178,000	
通信運搬費	480,000	680,000	-200,000	
消耗品費	1,331,000	1,440,000	-109,000	
光熱水料費	160,000	160,000	0	
賃借料	4,690,000	4,690,000	0	
備品費	100,000	0	100,000	
雑費	100,000	116,000	-16,000	
交際費	90,000	130,000	-40,000	
租税公課	0	10,000	-10,000	
事業活動支出 計	54,401,000	51,624,000	2,777,000	
事業活動収支差額	-571,000	3,113,000	-3,684,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
投資活動収入 計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	500,000	249,000	251,000	
退職給与積立資産取得	500,000	249,000	251,000	
投資活動支出 計	500,000	249,000	251,000	
投資活動収支差額	-500,000	-249,000	-251,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0	
当期収支差額	-2,071,000	1,864,000	-3,935,000	
前期繰越収支差額	25,047,721	18,306,359	6,741,362	
次期繰越収支差額	22,976,721	20,170,359	2,806,362	

環境経営ビジネスモデルの 実現に向けて

平成20年3月

社団法人 日本加工食品卸協会

All Right Reserved, Presented on 2008 (社) 日本加工食品卸協会

はじめに

2008年4月より京都議定書の第一約束期間が始まります。
これは2012年までに、1990年比CO₂マイナス6%を実現するものです。
食品卸業界においては改正省エネ法に従い、荷主、輸送事業者は「省エネ計画の作成・提出」、
「エネルギー使用量(原単位)省エネ措置の取組状況等の定期報告」の義務化が昨年度より始
りました。また、食品リサイクル法が改正され業種別リサイクル率が設定されました。
これにより加工食品卸売業界として大きな2つのテーマに取り組まなければなりません。

1. 温暖化対策
エネルギー消費原単位の年間低減目標1%の実施と定期報告義務。
会員の12社が特定荷主会員
2. 廃棄物対策
再生利用等実施率70%(食品卸売業)の達成(平成24年まで)の達成と定期報告義務。

我々は業界のリーダーとして環境自主行動計画に基づき積極的にこのテーマに取り組み、成果
を出し浸透させねばなりません。
環境問題に関する皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。

社団法人 日本加工食品卸協会

All Right Reserved, Presented on 2008 (社) 日本加工食品卸協会

環境経営取組みの目的

加工食品卸売業者としての使命

I、温暖化対策

改正省エネ法施行(平成18年4月)による、エネルギー消費原単位の年間低減目標1%の実施と定期報告の義務。

※貨物を委託している量(自ら輸送している量を含む)が3000万トンキロ以上の者を特定荷主として指定

●平成18年度、(社)日食協のCO2排出量、325,868(t-CO2)、エネルギー消費原単位2,31(14/億円)

定期報告の義務:平成20年度以降 毎年6月報告

II、廃棄物対策

食品リサイクル法施行(平成19年12月)による、再生利用等実施率70%(食品卸売業)の平成24年までの達成と定期報告義務

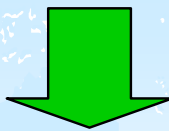
※食品廃棄物等の発生量が年間100t以上の食品関連事業者が対象

●各食品関連事業者は、廃棄物の発生量、再生利用量を記録し、基準実施の達成状況を報告しなければなりません。

定期報告の義務:平成20年度以降 毎年6月報告

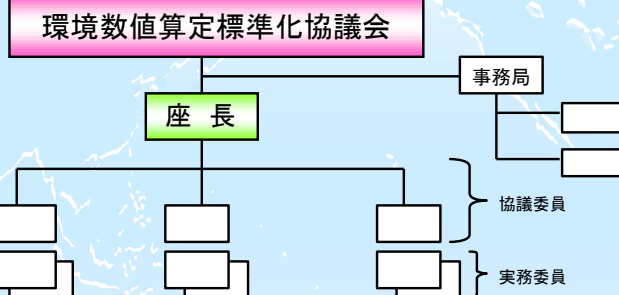
環境経営ビジネスモデルの狙い

- 加工食品卸売業界としての環境取組みへの地位確立
- 共同プロジェクト化による各社のコスト負担低減
- 食品卸売業界の足並みを揃える



日食協として、新たに環境問題取組みの協議会を設置

環境経営プロジェクトの推進

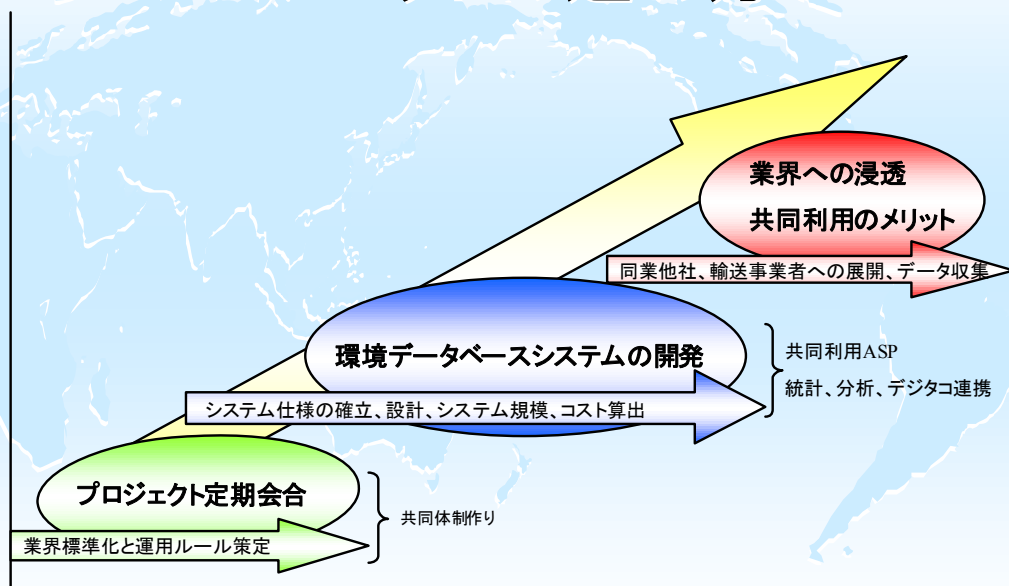


1. 協議会の発足
⇒協議会の座長を選出し、各社様より実務委員2～3名を任命し本プロジェクトに参加願います。
2. 標準化とルール作りの策定
⇒CO2算定方式の標準化と業界ルール基準の取り決め
3. 環境データベースシステムの開発
⇒共同利用情報システムとして、標準化データベースシステムの開発、スケジュール化
4. 輸送事業者への理解と協調、促進活動の計画と実施
⇒元請、再委託輸送事業者へのデータ入力と活用の浸透

— 3 —

All Right Reserved, Presented on 2008 (社) 日本加工食品卸 協会

プロジェクトの進め方



— 4 —

All Right Reserved, Presented on 2008 (社) 日本加工食品卸 協会

●達成すべきこと

- 排出権取引可能なCO2数値を取得
- 加工食品卸売業としての環境自主行動計画の結集

◎加工食品卸売業界での算定基準標準化とルール策定

⇒燃料法、燃費法、改良トンキロ法等、統一基準の取組み。

◎共同システムの開発

⇒標準化とルール基準をベースにインターネット型環境データベースシステムの構築と共同運用、デジタコ連携。

◎輸送事業者と協同での改善取組み

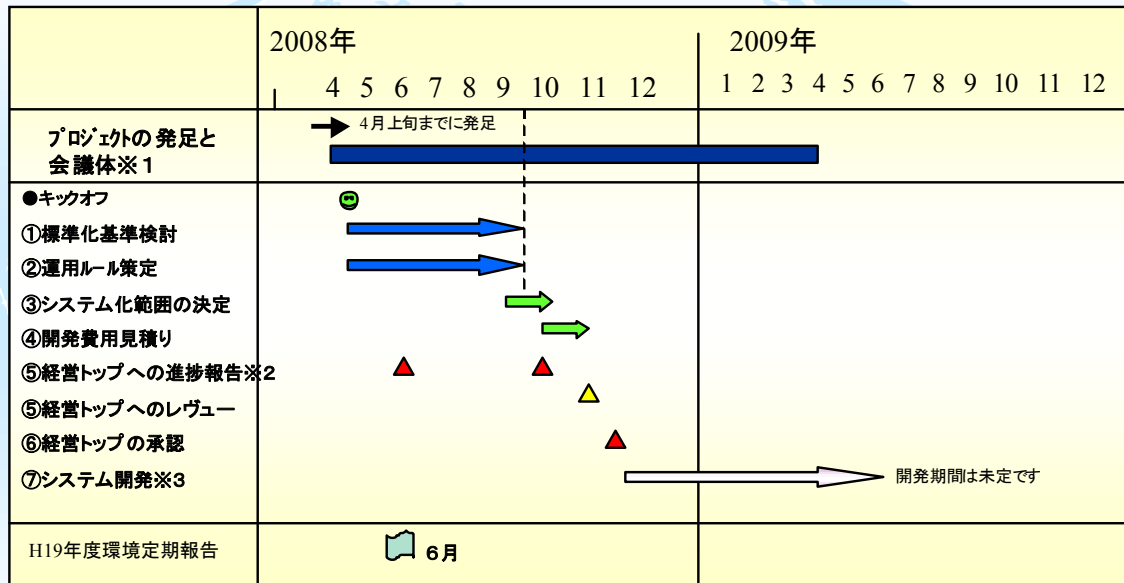
⇒エコドライブの推進、車載機器の導入支援、グリーン経営認証取得の推進。

プロジェクトの概要

現状の取組みと運営状況を理解した上で、下記の要綱をまとめてまいります。

- (1) CO2排出量の算定式標準化
- (2) 運用ルールの策定
- (3) 環境データベースの要件確定と仕様
- (4) 輸送業者とのデータ連携
- (5) 全体スケジュール

プロジェクトスケジュール(案)



【スケジュール案留意点】

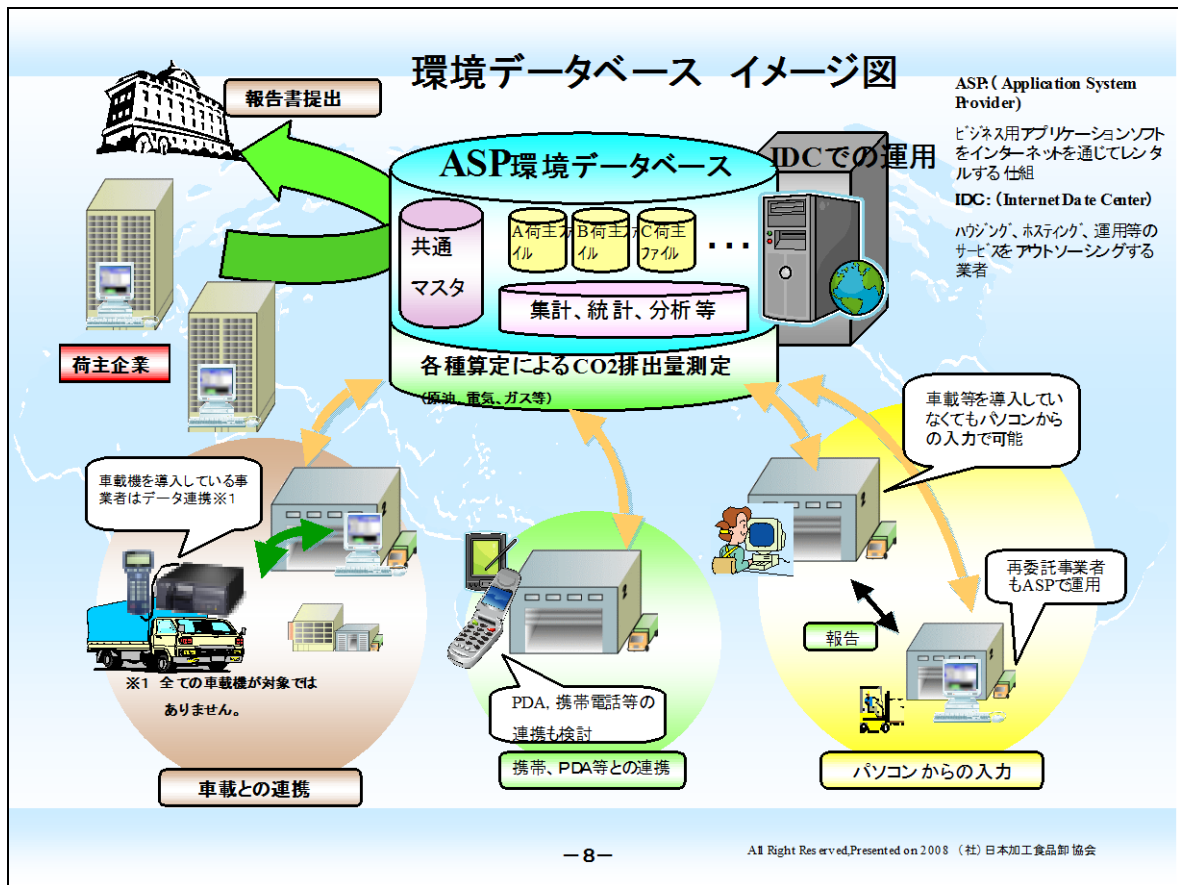
※1、実務協議委員での定期ミーティングを週1～2回行う。

※2、各社経営トップへの進捗報告を6月、10月に行う。

※3、システム開発については、システム化範囲決定の段階で明らかにするものとします。

- 7 -

All Right Reserved, Presented on 2008 (社) 日本加工食品部 協会



- 8 -

All Right Reserved, Presented on 2008 (社) 日本加工食品部 協会

新事業年度活動



正・副会長会議開催

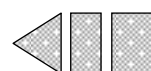


－ 4 月 24 日 －

4 月 24 日（木）午前10時30分より、理事会に先立ち正・副会長会議が開催された。当日開催される理事会の内容確認が主要な議案であるが、昨今の経営環境の変化について幅広く意見の交換を行い、今後の協会運営の方向性について確認を行った。



平成 19 年度の事業総括と平成 20 年度の事業計画を審議



－ 4 月 24 日 理事会 －

4 月 24 日（木）午前11時30分より、レベル21東京會館において定例理事会が開催された。今回は、代理出席も含め20名が出席し、5 月 27 日 2 開催される定時総会に向けて平成 19 年度の事業総括と平成 20 年度の事業計画案及び役員改選、会費の部分改定等について審議した。以下に当日の内容を議事録から抜粋して掲載する。



理事会会場

議 案	第 1 号議案	平成19年度事業報告に関する件
	第 2 号議案	平成19年度収支決算報告に関する件
	第 3 号議案	会員の動向に関する件
	第 4 号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第 5 号議案	平成20年度事業計画案に関する件
	第 6 号議案	平成20年度収支予算案に関する件

- 第7号議案 役員改選に関する件
 第8号議案 定時総会の開催に関する件
 第9号議案 その他

出欠状況 理事総数 26名中 出席理事 20名 委任状 6名 計26名
 監事総数 3名中 出席監事 3名 計 3名

来賓出席 農林水産省 総合食料局流通課 商業調整官 山田 啓二 様
 課長補佐 石塚 浩一 様
 係 長 平野 靖幸 様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。
 来賓の紹介後、冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

「本日は、ご多忙の中、またご遠方からも、ご出席頂き誠にありがとうございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中、総合食料局流通課の山田商業調整官様はじめ、幹部の方にご来臨賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

また、本日ご参集の皆様方には、平素から当協会の活動につきまして、格別のご指導、ご協力を賜っております事を重ねて厚く御礼申し上げます。

特に、支部活動の重責を担っていただいております理事の皆様には、新しい活動内容を加えていただくなど、地域活動の活性化に鋭意取り組んでいただいておりますこと、誠に有難く深く感謝申し上げます。

昨今のような厳しい経営環境におきましては、地域毎に顔の見える支部活動、情報交換会が大変重要かと存じますので、前にもお話をさせていただきましたが、全国規模でご商売されている皆様に、特に、お願いいたしますが、各地域支部のお集まりには、各地域の責任者の方にご参集いただいて支部活動にご協力いただきますようあらためてご指示をお願い申し上げます。

さて、昨今の状況でございますが、円高、株安、原材料高の3重苦に直面し景気の好循環メカニズムが弱まり、戦後最長の景気拡大は、踊り場に踏みとどまるか、後退するのか、まさに岐路に立っている状況ではないかと思われます。

これは日本の政治の動きの鈍さや機能不全も大きく影響しているものと考えております。当業界は、原材料高によるコスト圧力から多くの食品カテゴリー群で値上げ、価格の改定が相次いでおりますが、価格に敏感な消費者志向からコスト上昇と需要の減退というジレンマの経営を強いられている状況になっているのではないかと考えております。

我々卸自身のコストの上昇もあり、流通の秩序の回復を図りながら、価格へ適切な転嫁を行って、安定供給に向けて円滑な食品流通の維持を目指す事が食品卸業界最大の課題と認識いたしております。



挨拶される國分会長

昨年は、縮小する市場規模への対応力を問われるような情勢の中で、日食協設立30周年という節目の年度でありましたが、流通基盤の再整備に向けての意義のある活動を展開していただきました。お陰さまで4月から平成20年度の活動に入っておりますが、本日は5月27日に総会の開催を予定いたしておりますので、これにさきがけまして、これらの報告内容についてご充分なるご審議をお願いするものであります。

また、本年度は役員全員の任期満了に伴う改選時期にあたっております。皆様方の中には企業のご都合で変わらなくてはならない方もいらっしゃると思いますが、多くの方々にはご再任をお願いしたいと考えております。

また、公益法人制度の改革に伴う協会の対応につきまして、現時点における考え方につきましても、後程ご審議をお願いしたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。」

次いで来賓を代表して農水省総合食料局の山田商業調整官が次の如く、ご挨拶された。

ご紹介いただきました、農林水産省総合食料局流通課で商業調整官をしております山田でございます。

日頃は、農林水産省の食品流通行政に対しましても、ご理解とご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

また、加工食品の卸売業務を通じ、食料品の安定供給に尽力されていることにつきまして、心より敬意を表する次第であります。

さて、ご承知のとおり、最近の食品業界では、相次いで食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が起こっております。消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業としては、許されるものではありません。食品業界に対する消費者の信用が大きく損なわれております。

このような中で、消費者からは食品の安全・安心を確保するために必要かつ十分な内容を伴った「食品表示のあり方」について適切な対応が求められております。

これまでの食品表示は一般消費者を対象としたものでありましたが、最近の事案では、中間原料のような業者間取引に問題の所在が指摘されるような場合があることから、農林水産省では「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」を設置して、新たな食品表示のあり方についての検討を行い、本年4月1日から改正加工食品品質表示基準が施行されました。

また、本年3月、農林水産省としては、消費者に対する信頼性向上のための自主行動計画を策定いたしました。基本的には、法令遵守に向けた対応や消費者の信頼確保をさせていたく取組は、各食品企業が取り組むべき性質のものであると思っています。消費者に対する信頼性向上のための自主行動計画について取り組んでいただくようお願いします。

さて、我が国の状況につきましては、近年、少子高齢化を迎えており、厚生労働省所管の社会保障・人口問題研究所の推計では、平成17年から日本の人口も1億2千750万人をピークに減少してきております。

一方、食生活では、とりわけ食育に関連し、厚生労働省の平成17年国民健康・栄養調査では、



挨拶される農林水産省
流通課 山田商業調整官

20歳代の男性の朝食の欠食率は、33%、女性では23.5%となっております。

今年4月からは、健康保険などの特定健康診査、特定保健指導が、いわゆるメタボ対策が義務付けられました。こうした状況の中、少子高齢化を背景とした人口の減少や朝食の欠食率が一定割合ある中、食育の普及等を通じて業界の活性化を期待するものであります。

また、最近の原油高騰に関し、今後は価格転嫁の課題等が想定されますが、農水省としては公正取引委員会と連携して対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、業界の益々のご発展を祈念いたしまして、簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきます。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、三枝皓祐理事と大野志郎理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成19年度事業報告に関する件

第2号議案 平成19年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

- ① 本部事業活動として各種委員会の開催・・・政策委員会・食品取引改善協議会、執行運営委員会、賛助会員幹事店会、新価格体系再構築委員会。
- ② 総務関係として、業務監査（年2回）、正・副会長会議（年2回）、理事会（年4回）、定時総会（年1回）。
- ③ ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、消費税対応W・G、EDIW・G、食育に関するW・G。
- ④ 研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会、商品開発研究会、法務研究会、労務管理研究会、ネットワーク検討会。
- ⑤ 支部活動として、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の各支部ごとの地域における活動。
- ⑥ 事務局活動として、関係省庁・諸団体との交流について。
- ⑦ 平成19年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）。

同時に4月14日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、萩原弥重監事は「去る4月14日に監事3名（濱口吉右衛門監事、横山敬一監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成19年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より平成20年度会費の部分改定に関する件及び徴収方法に関して下記内容に従って説明がなされた。

1. 会費の部分改定に関する件

① 正会員会費制度の部分改訂

売上高基準ランク分類を現行の11分類から12分類とする

ランク	売上高基準	会費額（円）
1	25億円未満	30,000
2	25億円以上50億円未満	40,000
3	50億円以上	45,000
4	100億円以上	70,000
5	500億円以上	160,000
6	1,000億円以上	210,000
7	1,500億円以上	300,000
8	2,000億円以上	400,000
9	3,000億円以上	600,000
10	5,000億円以上	1,500,000
11	7,000億円以上	2,000,000
12	1兆円以上	3,000,000

② 賛助会員会費制度の部分改訂

売上高基準ランクを現行の5分類から6分類とする

ランク	売上高基準	会費額（円）
1	35億円未満	37,000
2	35億円以上75億円未満	67,000
3	75億円以上	137,000
4	100億円以上	207,000
5	200億円以上	277,000
6	500億円以上	347,000

③ 事業所会員並びに団体賛助会員の会費に関しましては現行通りとする

2. 賦課金徴収方法

- ① 年額一括
- ② 銀行振込
- ③ 振込手数料は会員各自負担
- ④ 納付期限 平成20年6月30日（金）まで

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第5号議案 平成20年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成20年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成20年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

平成20年度の事業計画案についてご説明申し上げます。

当食品流通業界の経営環境は、事業計画案に記載の通り誠に厳しいものがありますが、新流通における卸の存在意義と社会的役割、責任を果たしていくことを目指して経営環境の変化に対応した新しい制度のあり方や業界としての方向性について積極的に提言して参ります。このことは常に日食協に求められる使命であり、結果として、加工食品流通の安定向上と生活者の利便に益する事だと考えております。より良い業界をつくり、その中で各企業が健全な経営ができるよう、一企業ではできない、解決できないテーマを協会として優先的に厳選して皆様方と対応策を検討してまいります。

政策委員会としては、引き続き「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」の組織活動を通して、新流通における価格制度の再構築の推進と機能対価要求による不適正取引条件の改善活動から卸経営基盤の強化に取り組み、長年蓄積してきた構造的課題に道筋をつけ、収益構造の改善に取り組みます。さらに環境自主行動計画に対する実行性を強く求められる中、環境経営ビジネスモデルに取り組み、環境数値算定の業界ルールと標準化を取り決め、共同利用を目的とする環境データベースのシステム開発ができるかどうか環境数値算定標準化協議会を組織して研究してまいります。

執行運営委員会では、行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した日食協の法人格移行の研究をしていますが、現状では、公益認定がある以上公益性を世間一般にアピールできる公益社団法人に円滑に移行できるよう、新たな定款の検討、組織体制のあり方、申請書類の準備などの検討をすすめ、理事会・総会にお諮りし、平成21年度末、あるいは平成22年度中には内閣府に申請したいと考えております。因みに、平成20年12月1日の新法施行から5年間が移行期間となります。

食品業界では、残念ながら相次いで食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがすような不祥事が起こっていますので、農林水産省の「食品の信頼確保・向上対策推進本部」で策定された「食品

業界の信頼性自主行動計画」策定の手引き“5つの基本原則”を素案として、各業界団体で「信頼性向上自主行動計画」を策定すべくご指導をいただいておりますので執行運営委員会のプロジェクトとして対応して参ります。

新型インフルエンザの発生時においては、国民生活や社会機能が破綻する恐れがありますので、社会機能の維持のため、我々食料販売関係者等もライフラインの維持のため、社会機能維持者として位置付けされ、食料供給の具体的業務を継続する体制の構築が厚生労働省から所管当局経由で要請を受けております。したがってこれも執行運営委員会のプロジェクトとして対応し危機管理のガイドラインとして作成してまいります。

次に、主なワーキンググループ活動と研究会の活動テーマとしては、

- ① 公正取引問題対応W・Gは、前年に引き続き公正取引に向けて卸売業が構築すべき小売業向けの新取引制度の研究をしてまいります。
- ② 環境問題対応W・Gは、各環境関連法の改正に伴って作成したガイドライン冊子を活用しての普及啓発活動と日食協の環境自主行動計画の実践的取り組みのとりまとめを行って参ります。
- ③ 情報システム研究会では、加工食品卸売業のEDP費用の比較実態調査と流通BMSの標準化等インフラの普及啓発と調査研究をおこないます。
- ④ 物流問題研究会では、日本ロジステイクスシステム協会がまとめたロジステイクス評価指標を活用して研修会を実施し、加工食品卸売業の物流パフォーマンスの一層の向上を図ります。
- ⑤ 商品開発研究会では、表示に関する調査研究を行い今日的課題に対応していきます。

以上でございますが、非常に問題が多岐に亘り、いずれも難度の高いテーマではございますが、業界の強い団結力とここにご出席の理事の皆様のご支援とご協力を得まして推進してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。尚、これ等の事業推進にあたりまして会員卸企業の皆様方から各委員の方を多数登録をいただきましたのでご参照頂きたく配布させていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

第6号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 役員改選に関する件

議長より、今年度が役員全員任期満了に伴う改選期に当たるため、事前に事務局に命じ、もし再任という事であればお引き受け願えるか否かのご意向を各位に伺わせた処、幸いにも全員からの内諾書を頂戴した事、また、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出が有った事、更に、ご本人のご都合により退任の申し入れを受けた事等の報告があり詳細についての説明を事務局に促した。

事務局より申し出順に報告がなされた。

	[退任]	[新任]
学識経験者	中島 保理事	中嶋隆夫 氏
学識経験者	菱田州男理事	佐藤孝二 氏
顧問	尾崎 弘 氏	

報告を受け議長より、理事二名の交代と尾崎顧問退任という事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

加えて、ご内諾戴いた方々全員を定時総会における議案提起の際の役員候補としてご推薦する事と、定時総会終了後に改めて登記の手続きに入らせて戴きたい旨の説明があり全員から賛同を頂戴した。

第 8 号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成20年 5 月 27 日（火）14 時よりレベル 21 東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第 9 号議案 その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。

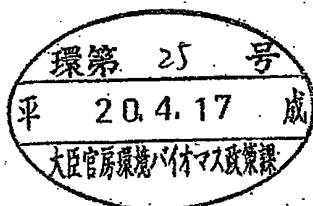
続いて、その他について事務局に求めた。

事務局は次回の理事会開催予定は、5 月 27 日（火）定時総会の直前、12 時 30 分より理事会を開催することを案内した。

議長より、役員企業各位から別紙ご当役一覧表のごとく、多くの委員の派遣による当協会への協力に対し御礼を述べられ今後も引き続き同様の協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13 時 30 分閉会となった。

以 上

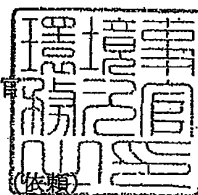
平成20年度「環境の日」及び「環境月間」の行事の実施について



環境政発第 080411001 号
平成 20 年 4 月 11 日

農 林 水 産 事 務 次 官 殿

環 境 事 務 次 官



平成 20 年度「環境の日」及び「環境月間」の行事の実施について（依頼）

平素より、環境行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
環境省では、毎年、環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月
の1か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び
「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の行事を実施、推進してまいりました。

平成20年は、環境問題への取組にとって大きな意味を持つ年です。

環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然
共生社会」の構築に向けた統合的な取組を「21世紀環境立国戦略」等に基づき推進して
いますが、平成20年は、それぞれの主体が具体的な行動をとらなければならない段階に
入ってきたといえます。

そこで、平成20年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、

①行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための行動を起こしてもらうことに重点を置く。

②環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政
策について、その必要性、効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

③科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

I P C C での科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理
解してもらい、より効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

④課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつ
なげていくものとなることをめざす。

に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひと
りが自らの生活・行動を見直していくきっかけ作りを目指します。このような重点を踏ま
えた各種行事が実施されるよう、平成20年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要
領を取りまとめました。

つきましては、この実施要領の趣旨を御理解いただき、これに沿って前年度にも増して、
平成20年度の「環境の日」及び「環境月間」における各種関連行事を実施することにつ
いて格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

貴管轄下各機関、所管法人等に対しても、本実施要領の趣旨に沿った行事の実施につ
いて御指導いただきたく、併せてお願い申し上げます。



平成20年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成20年4月
環 境 省

1. 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成20年度の「環境月間」について

- (1) 平成20年は、環境問題への取組にとって大きな意味を持つ年です。まず、京都議定書の第1約束期間がいよいよ始まり、温室効果ガスの排出削減の活動が国際公約の達成、ひいては地球環境の保全に直接関わってくる時代になります。京都議定書の6%削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画の見直し等を行い、オフィスや店舗、家庭を始めとするあらゆる分野で対策を加速し「低炭素社会」づくりを進めます。

国内外の廃棄物の問題や、今後の国際的な資源制約に対応するため、3Rを通じた「循環型社会」づくりを進めることは、引き続き重要な課題です。「新循環型社会形成推進基本計画」の下、循環型社会づくりを進めるとともに、各種リサイクル法を着実に実施していきます。

地球温暖化は、生態系にも深刻な影響を与えることが懸念されています。「自然共生社会」構築に向け、多様な主体の参画のもと、生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めることが求められています。5月に開催されるG8環境大臣会合での議論や生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)のわが国での開催も視野に入れ、国民的な関心を引き起こしつつ、「第三次生物多様性国家戦略」に基づいた施策を各国や民間と連携して展開していきます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進しています。

- (2) このように、環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を「21世紀環境立国戦略」等に基づき推進していますが、平成20年は、それぞれの主体が具体的な行動

をとらなければならない段階に入ってきたといえます。そこで、平成20年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・行動することを重視する
国民や企業など、各主体の環境保全のための行動を起こしてもらうことに重点を置く。
- ・環境政策・取組への理解と参加を進める
環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性、効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。
- ・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう
IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。
- ・課題間のつながりを大切にする
各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

- ① 環境の日： 6月5日
- ② 環境月間： 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学
- ・実践活動：アイドリング・ストップ等のエコドライブ実践、環境家計簿、クールビズ(冷房温度の適正化)等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減やマイバッグをはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動(海岸を含む)、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全功労者、環境保全作品等の表彰

「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き ～5つの基本原則～（案）」について

事 務 連 絡
平成20年2月20日

関係団体 各位

農林水産省総合食料局流通課

「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～
（案）」について

食品業界では、相次いで食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が起こっています。消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業としてあってはならないことです。

基本的には、法令の遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保し、そして向上させていく取組は、各食品企業が取り組むべき性質のものです。

しかしながら、食品企業の不祥事が連鎖的に発生し、食品業界全体に対して消費者の不信が増幅しかねない現状にかんがみれば、各食品事業者団体による業界を挙げての積極的な取組は、極めて重要です。

このため、これまで各食品事業者団体に対して、繰り返し、会員等企業が関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動を一層徹底するようにお願いしてきていたところですが、その取組を一層促進するため、食品業界が「道しるべ」として利用するための「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～の準備を進めてきたところであり、本日、その案を農林水産省の「食品の信頼確保・向上対策推進本部」で決定しましたので、お知らせいたします。

なお、特段の意見や相談等があれば、別紙様式により、平成20年2月26日（火）までにご提出くださいますよう、お願いいたします。

今後のスケジュールとしては、食品事業者団体からの意見や相談等を聴きながら、3月上旬には決定する予定です。

今後、各食品事業者団体においては、本手引き中「Ⅰ 食品事業者団体向け「信頼性向上自主行動計画」策定の手引き」を踏まえ、食品事業者団体毎に、「信頼性自主行動計画」を総会・理事会で決定され、会員等企業にその内容を周知して取組を推進していただきたいと考えています。

また、食品業界のほとんどを占める中小食品企業からは、ノウハウや人材の面で実際の対応が良く分からないとの声がありますので、併せて、食品企業における取組方針と具体的な行動を本手引きに「Ⅱ 食品事業者の5つの基本原則」として取りまとめています。

各食品事業者団体においては、会員等企業に対して、この「Ⅱ 食品事業者の5つの基本原則」を周知する役割を担っていただくことを予定しており、会員等企業においては、この5つの基本原則を参考にして、社内の取組の点検・検証を行い、不十分な取組があれば、適宜、各基本原則にある「取組方針」を参考に「具体的な取組事項」を可能なところから実行していただきたいと考えています。

新型インフルエンザについて

08.3.31

食品流通関係団体 各位

農林水産省総合食料局
流通課商業指導班

新型インフルエンザについて

新型インフルエンザに関しましては、昨年4月に対策ガイドライン（フェーズ4以降）を送付させて頂きましたが、現在、発生時の対応について、さらに政府内において検討が進められております。

新型インフルエンザの発生時には、国民生活や社会機能が破綻するおそれがあります。社会機能の維持には食料の供給も含まれ、食料販売関係者等及び食料といったライフラインを維持するために必要な物資を供給する者を「社会機能維持者」と位置づけることとし、その具体的な範囲を厚生労働省を中心に検討しているところです。

このため、社会機能維持者に該当した場合は、業務継続計画の策定など食料供給の業務を継続する体制などの検討が必要となります。

今後、当該件について皆様方の業界にも御相談等をさせていただくことがありますので、その際は御協力等を頂きますよう、よろしくお願いします。